

(仮称) いきいき長寿プランふじさわ 2026

藤沢市高齢者保健福祉計画
第9期藤沢市介護保険事業計画
藤沢市認知症施策推進計画（藤沢おれんじプラン）

<素案>

2024年（令和6年）3月
藤沢市

※ 本計画書の完成版につきましては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、印刷します。

表紙写真の説明

はじめに

＜目 次＞（調整中）

第 1 章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	3
(1)2025 年を迎える現状及び 2040 年を見据えた計画策定	3
(2)地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現	4
(3)共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)の成立と藤沢おれんじプランの改定	5
(4)介護保険制度の改正経過	6
2. 計画の性格	9
(1)法的根拠	9
(2)計画期間	9
(3)藤沢市市政運営の総合指針との関係	9
(4)国等の動きと推進課題	10
(5)関連計画との調和	11
3. 計画の期間	14
4. 計画の策定にあたって	15
(1)アンケート調査の実施	15
(2)計画策定委員会の設置	19
(3)パブリックコメント(市民意見公募)の実施	19
5. 日常生活圏域の設定	20
第 2 章 高齢者を取り巻く状況	
1. 高齢化の状況	23
(1)藤沢市の総人口の動向と今後の見通し	23
(2)高齢化の動向と今後の見通し	24
2. 介護保険を取り巻く状況	28
(1)第1号被保険者の状況	28
(2)要介護・要支援認定者の状況	29
3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し	31
(1)13 圏域別の現状	31
(2)市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し	32
4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況	46
(1)社会情勢等を踏まえた新たな課題	46
(2)前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況	47
(3)本計画で取り組むべき重点的事項	57
第 3 章 基本構想	
1. 理想とする高齢社会像	61
2. 基本理念	62
3. 基本目標	64

第 4 章 施策の展開	
基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいづくりの推進.....	76
基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進.....	94
基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援.....	102
基本目標4 認知症施策の総合的な推進.....	114
基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実.....	115
基本目標6 介護保険サービスの適切な提供.....	127
基本目標7 地域に根差した相談支援の充実.....	148
基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備.....	159
第 5 章 介護保険事業と保険料	
介護保険料の仕組み.....	171
第 1 号被保険者(65 歳以上の人)の保険料の算出.....	171
(参考) 第8期計画期間の所得段階別 介護保険料.....	172
(参考) 第2号被保険者(40歳～64歳の方) の保険料.....	172
第 6 章 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)	
1. 背景及び趣旨.....	175
2. 認知症に関する状況.....	175
3. 基本理念・基本指針.....	176
4. 計画について.....	177
5. 施策の展開.....	180
施策1 認知症に関する正しい理解の推進.....	180
施策2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進.....	183
施策3 認知症の人の社会参加の支援.....	187
施策4 意思決定支援及び権利利益の保護.....	189
施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等.....	190
施策6 相談支援体制の整備等.....	192
施策7 認知症の予防等.....	195
第 7 章 計画の成果指標と推進体制	
1. 前計画の評価.....	199
2. 成果指標.....	200
3. 計画の推進体制.....	201
(1)計画の推進体制と進行管理.....	201
(2)評価・検証.....	202
資料編	
1. 計画策定の経緯.....	205
2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	206
3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	208
4. パブリックコメント(市民意見公募)において提出された意見・提案.....	209
5. 用語解説.....	212

第 1 章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

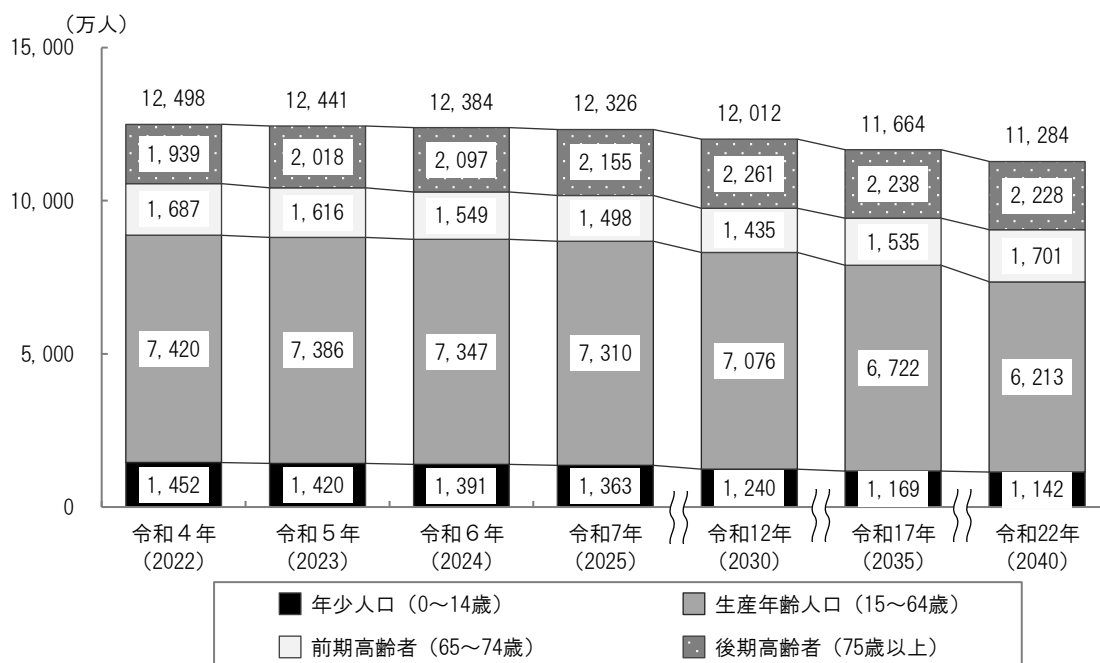
(1)2025 年を迎える現状及び 2040 年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口(令和5年推計。出生中位(死亡中位)推計)によれば、2025年(令和7年)には、前期高齢者が1,498万人(総人口比12.2%)、後期高齢者が2,155万人(総人口比17.5%)となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、さらに後期高齢者が増加し、2,228万人(総人口比19.7%)となる見込みです。また、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加も見込まれています。さらに、生産年齢人口(15~64歳)の将来推計人口は、2025年(令和7年)には、7,310万人(総人口比59.3%)となり、2040年(令和22年)には6,213万人(総人口比55.1%)と著しく減少していくことが見込まれています〔図表1-1〕。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、これまで以上に地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備や、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保並びに介護現場の生産性向上をめざすとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支えあい、人と人、人と社会とがつながり続ける「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

図表1-1 日本の将来人口推計

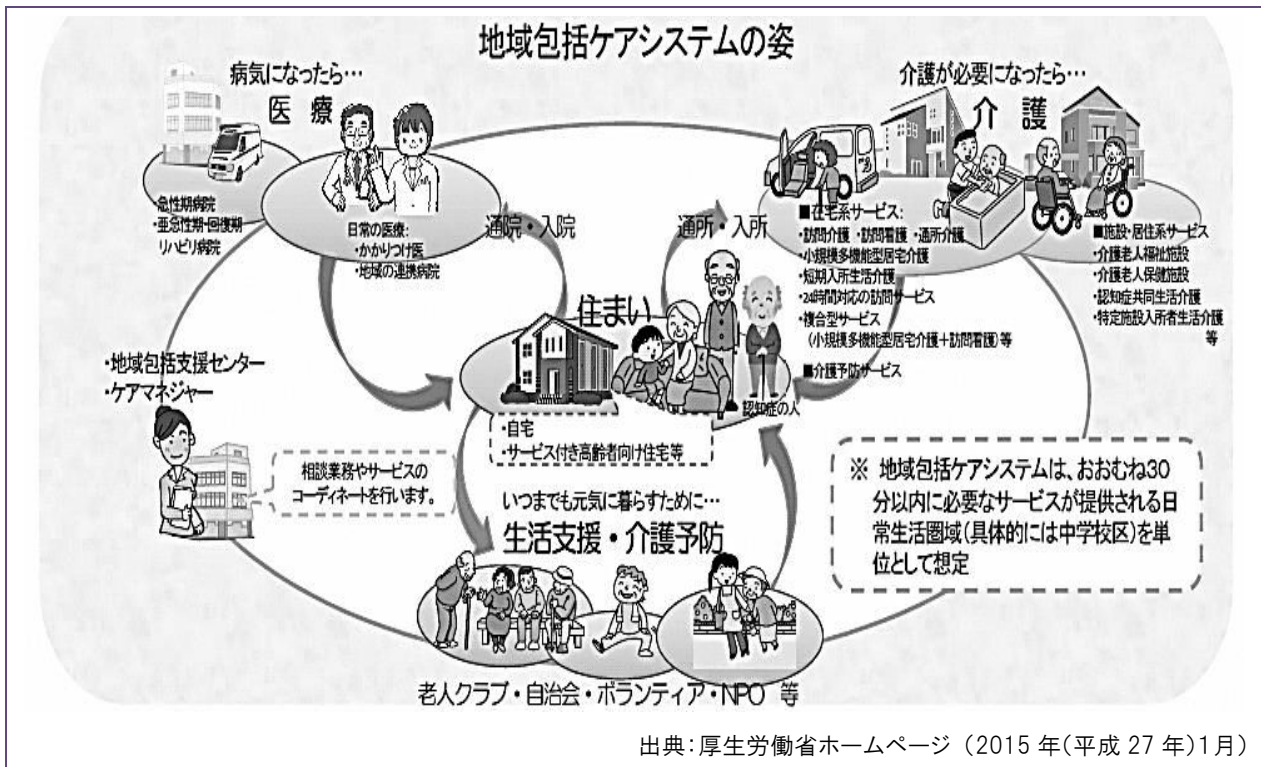


※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」出生中位(死亡中位)推計値

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

○ 地域包括ケアシステム～高齢者の暮らしを支えるネットワーク～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を包括的に提供できる仕組みです。



地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



(厚生労働省資料)

○ 国・県から示されている地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

介護保険事業計画及び老人福祉計画は、国から示された指針及び県の考え方を踏まえ、引き続き、保険者機能強化交付金、介護保険保険者努力支援交付金などを活用し、「地域包括ケアシステム構築状況の振り返り・点検」「地域包括支援センターの機能並びに体制の強化」「障害福祉施策との連携」「共生社会の実現、地域コミュニティの再生・活性化」「ケアラー支援の充実」「健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組の推進」に努め、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していくものです。

○ 地域共生社会の実現に向けて～本市における地域包括ケアシステムの推進～

高齢者人口の急速な進展に伴い、ますます複合化・複雑化が予想される地域生活課題に対して、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な公的サービスの充実や地域づくり等は重要であり、高齢者の暮らしを支えるネットワークである「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となっています。

また、本市では、立場や分野を超えて支えあう考え方や、複数の課題が重なり合う世帯への支援など、これまでの制度では解決が困難な課題に対応する仕組みとして、すべての市民を対象とした「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進しており、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムを普遍化することによる「包括的な支援体制の構築」に向け取り組んでいくものであり、併せて、すべての住民が参加し、ともに活動し、ともにつながることができる地域づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)の成立と藤沢おれんじプランの改定

① 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)の成立(または施行)

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法が令和5年6月に成立、令和〇年〇月〇日に施行しました。

この法律では、認知症の人を含めた高齢者一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現の推進を目的とし、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策の策定及び実施する責務を有する、と定められています。

② 藤沢おれんじプランの改定

本市においては、2019年4月から5年間の「藤沢おれんじプラン」を策定しており、2023年の改定に合わせ、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進し、本市の認知症施策のさらなる充実を図るため、「藤沢市高齢者保健福祉計画」「第9期藤沢市介護保険事業計画」と一体となって、「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」を策定するものです。

(4)介護保険制度の改正経過

介護を家族(家庭)だけではなく、社会全体で支える仕組みとして、2000年(平成12年)に介護保険制度が創設され、2012年(平成24年)には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始されました。

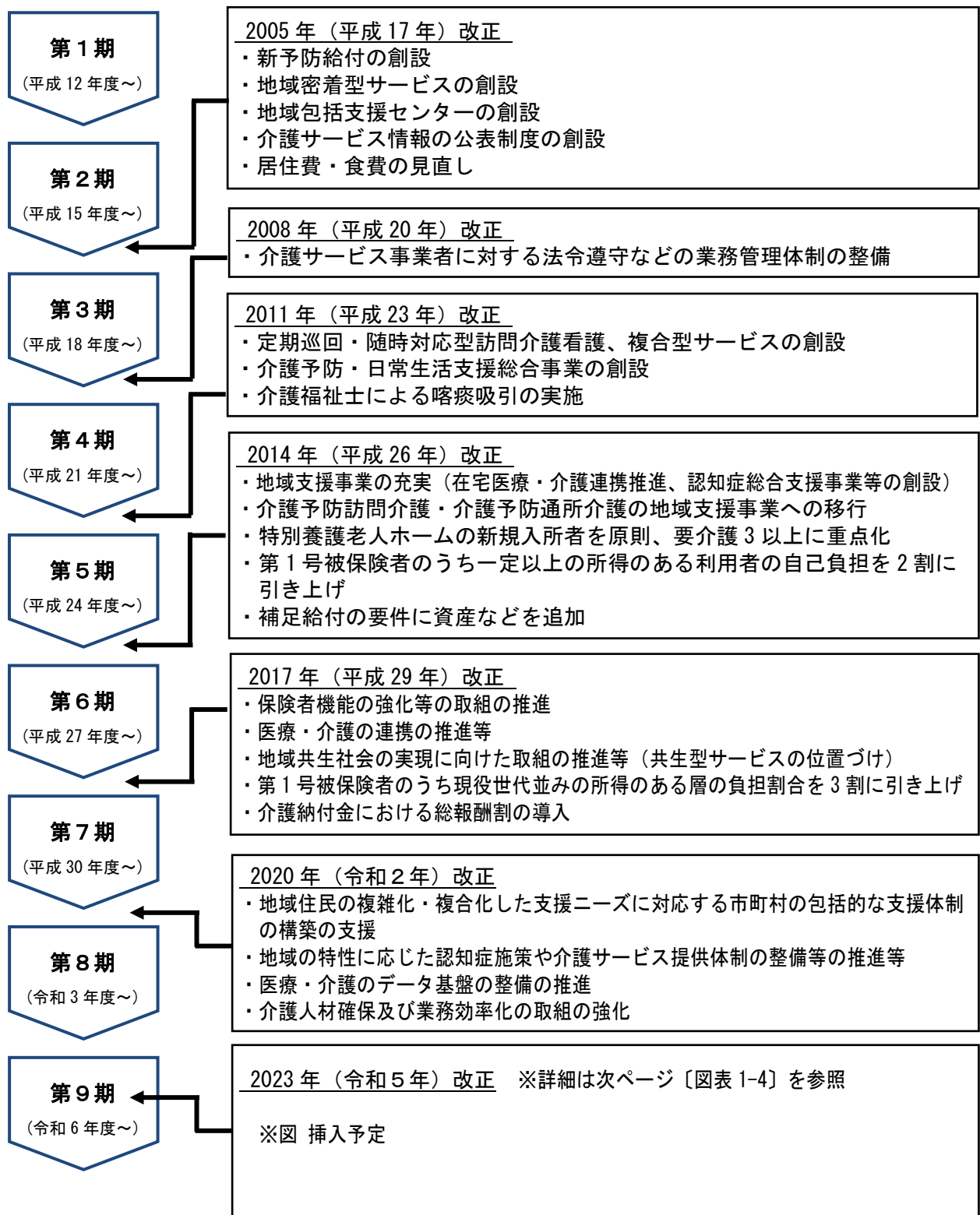
2015年(平成27年)には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある人は支払い能力に応じて自己負担が引き上げられました。

また、介護予防給付の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、特別養護老人ホームの中重度者への重点化が行われました。

そして、2018年(平成30年)4月には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進や、現役世代並みの所得者の自己負担の見直しが図られました。

2024年(令和6年)4月に施行される介護保険法等の改正は、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進などが主な内容となっています[図表1-3]。

図表1-3 介護保険法の主な改正経過



図表1-4 2023年(令和5年)の介護保険法等の改正ポイント

図 挿入予定

2. 計画の性格

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）及び認知症基本法に基づく計画（認知症施策推進計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援認定者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

また、認知症施策推進計画は、認知症基本法の基本理念にのっとり、施策の策定、推進を図るため、市町村の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされており、認知症の人に関する市民の理解の増進、生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保、意思決定の支援及び権利利益の保護など、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進する計画です。

(2) 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）を迎えることと、高齢者人口のピークとされる2040年（令和22年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する各種事業を実施していきます。

計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

(3) 藤沢市市政運営の総合指針との関係

本市では、都市としての長期的な展望を見据えながら、重要性や緊急性の高い取組を着実に実施できる体系として、「総合計画」に替わる「総合指針」を策定しています。

総合指針は、4年の期間ごとに定めるものとして、現在、令和3年度から令和6年度までを期間とした「藤沢市市政運営の総合指針 2024」において、めざす都市像（郷土愛あふれる藤沢）とそれを実現するための8つの基本目標を掲げるとともに、重点方針として、5つのまちづくりテーマとそのテーマごとの重点施策を位置づけています。

(4)国等の動きと推進課題

①SDGsを踏まえた取組

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、2030年(令和12年)までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。日本においても、政府が2016年(平成28年)12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年(令和5年)12月に改定しSDGs推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021年(令和3年)4月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、新たにSDGsの視点を取り入れ、2021年(令和3年)10月には、より具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、取組を着実に推進するとともに、多様なステークホルダーとの連携による地域の活性化や地域課題の解決を目指しています。

これらを踏まえ、策定し、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



②孤独・孤立対策推進法の施行

令和6年4月1日に施行される「孤独・孤立対策推進法」においては、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に影響を受けている状態にある方への支援等に関する取組について定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」及び「相互にささえあい、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざすことがうたわれています。

今後、本市においても高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯の割合が増え続けることから、地域包括ケアシステムに孤独・孤立対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

(5)関連計画との調和

ア 国の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」では、病院の病床機能の分化・連携を進め、在宅医療の充実を図り、病気になっても可能な限り住み慣れた生活の場において安心して自分らしく暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後、本市においても少子高齢化が進行し、在宅医療の需要や要介護認定率、一人当たり介護給付費が急激に増す 85 歳以上人口の増加、「地域完結型」医療の推進や病床の機能分化など、医療と介護の需要は更に高まることが見込まれます。本計画を進めていく上では、必要な介護サービス量を適切に見込むとともに、医療と介護の連携を強化し、対応していくことが求められています。

このことを踏まえ、地域包括ケアシステムの実現に向けては、神奈川県保健医療計画の在宅医療の目標と本計画の介護の整備目標の整合性を確保し、医療と介護の提供体制を整備していく必要があります。

イ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、複合化した問題を抱える個人や世帯への対応、「制度の狭間」にあって支援等が行き届かないなどの課題への対応ができるよう、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなっています。

ウ 「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が 2019 年(令和元年)6月に公布されました。この改正に合わせて「高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組の実施にかかる指針」が全面的に改正され、被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された場合も、各種の保健予防事業等の継続が求められたことから、個々の診断による医療・介護制度が継続して受けられることや、保健指導と介護予防の一体的実施による効果的なフレイル予防が実施できるよう進めていきます。

エ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が 2021 年に施行され、地域共生社会の実現を図るため、市町村においては①地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設に対し、所要の措置を講じるものとされています。

オ 市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を一体的に展開することとされました。本市においては、藤沢市地域福祉計画の具体的な実施計画の位置づけで、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を 2023 年3月に策定し

ました。高齢者施策においても、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、ともに活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

以上を踏まえ、本計画の改定にあたっては関係法令等の改正や、本市が分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域福祉計画との整合を図りつつ、関連計画との調和も図っていきます〔図表1-5〕。

図表1-5 関連計画図



3. 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-6〕。

また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年(令和7年)をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年(令和22年)の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

図表1-6 主な福祉関係計画の計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
藤沢市市政運営の 総合指針2024 (令和3年度～令和6年度)									
いきいき長寿プラン ふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)		【本計画】 いきいき長寿プランふじさわ 2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画・ 藤沢市認知症施策推進計画 〔藤沢おれんじプラン〕)			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計画 藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)			藤沢市高齢者保健福祉 計画・第11 期藤沢市介 護保険事業 計画	
藤沢市地域福祉計画2026 (令和3年度～令和8年度)									
ふじさわ障がい者プラン2026 (令和3年度～令和8年度)									
ふじさわ障がい者計画									
第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)									
第2期ふじさわ障がい児福祉 計画(令和3年度～令和5年度)									
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計 画(令和2年度～令和6年度)									
元気ふじさわ健康プラン ＜藤沢市健康増進計画(第2次) ＞(平成27年度～令和6年度)									
第2期藤沢市国民健康保険 データヘルス計画 (平成30年度～令和5年度)			第3期藤沢市国民健康保険 保健事業実施計画 (藤沢市データヘルス計画) (令和6年度～令和11年度)						
第7次神奈川県保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)			第8次神奈川県保健医療計画 (令和6年度～令和11年度)						
神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度)									

4. 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しに向け、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人、及び要介護・要支援の認定を受けている人の現状や意識・意向、ニーズを把握するために、2種類の調査を実施しました。

また併せて、介護離職を防ぐためのサービスの在り方を検討する調査や、介護保険サービスを提供している事業者に対しても、現在のサービスの実績や実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ 2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）11月24日～12月9日
回収結果	有効回収数 2,816（回収率 70.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 人生最期の時（終活）について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、サービスを受ける利用者と主な介護者の生活状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2022年（令和4年）10月13日～10月31日まで
回収結果	有効回収数2,024人（回収率67.5%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や家族の状況について ○ 介護保険サービスについて ○ 介護における相談などについて ○ 介護予防などの事業について ○ 主な介護者の方について

○ 藤沢市在宅介護実態調査

調査目的	第9期藤沢市介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、「要介護者の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に有効な介護サービスの在り方を検討するため、調査を実施した。
調査対象	主に在宅で生活をしている要介護・要支援認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族
調査依頼件数	624件
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	2022年（令和4年）6月15日～2023年（令和5年）2月14日
回収結果	有効回答数602件（目標サンプル数の600件に達したため終了）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人 ○ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

① 在宅生活改善調査

調査目的	自宅や有料老人ホーム等にお住まいで生活の維持が困難となっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援、(看護)小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員
対象者数	133 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和5年) 2月27日～3月17日
回収結果	有効回収数 98 事業所(回収率 73.7%)
主な調査項目	○ 自宅等から居場所を変更した利用者 ○ 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由

② 居所変更実態調査

調査目的	過去1年間の施設・居住系サービス等の入居又は退去の流れ、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	特別養護老人ホーム、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム
対象者数	156 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年(令和5年) 2月27日～3月17日
回収結果	有効回収数 94 事業所(回収率 60.3%)
主な調査項目	○ 過去1年間の新規で入所・入居した利用者の人数と入居前の居場所 ○ 過去1年間に退去した利用者の人数と退去先 ○ 居所変更した理由

③ 介護人材実態調査

調査目的	介護職員の資格の有無、性別や年齢などの詳細な実態を把握し、人材の確保及び定着等に必要な支援等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援を除く全サービス
対象者数	480 事業所
調査方法	HP 掲載・メール等回収
調査期間	2023 年（令和 5 年） 2 月 27 日～ 3 月 17 日
回収結果	有効回収数 265 事業所（回収率 55. 2 %）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">○ 介護職員の状況（資格、雇用形態、性別、年齢、勤務年数等）○ 過去 1 年間の介護職員の職場の変化○ 職員の年齢別の訪問介護提供時間

(2)計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

(3)パブリックコメント(市民意見公募)の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

【実施期間】2023年(令和5年)11月13日(月)～12月12日(火)

【実施案件】(仮称)いきいき長寿プランふじさわ 2026～藤沢市高齢者保健福祉計画・第9期藤沢市介護保険事業計画・藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)～(素案)

【意見等を提出できる人】

市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する人、その他利害関係者

【提出された意見等の集計】

表 挿入予定

【提出された意見等の内訳】

表 挿入予定

【実施結果の公表】

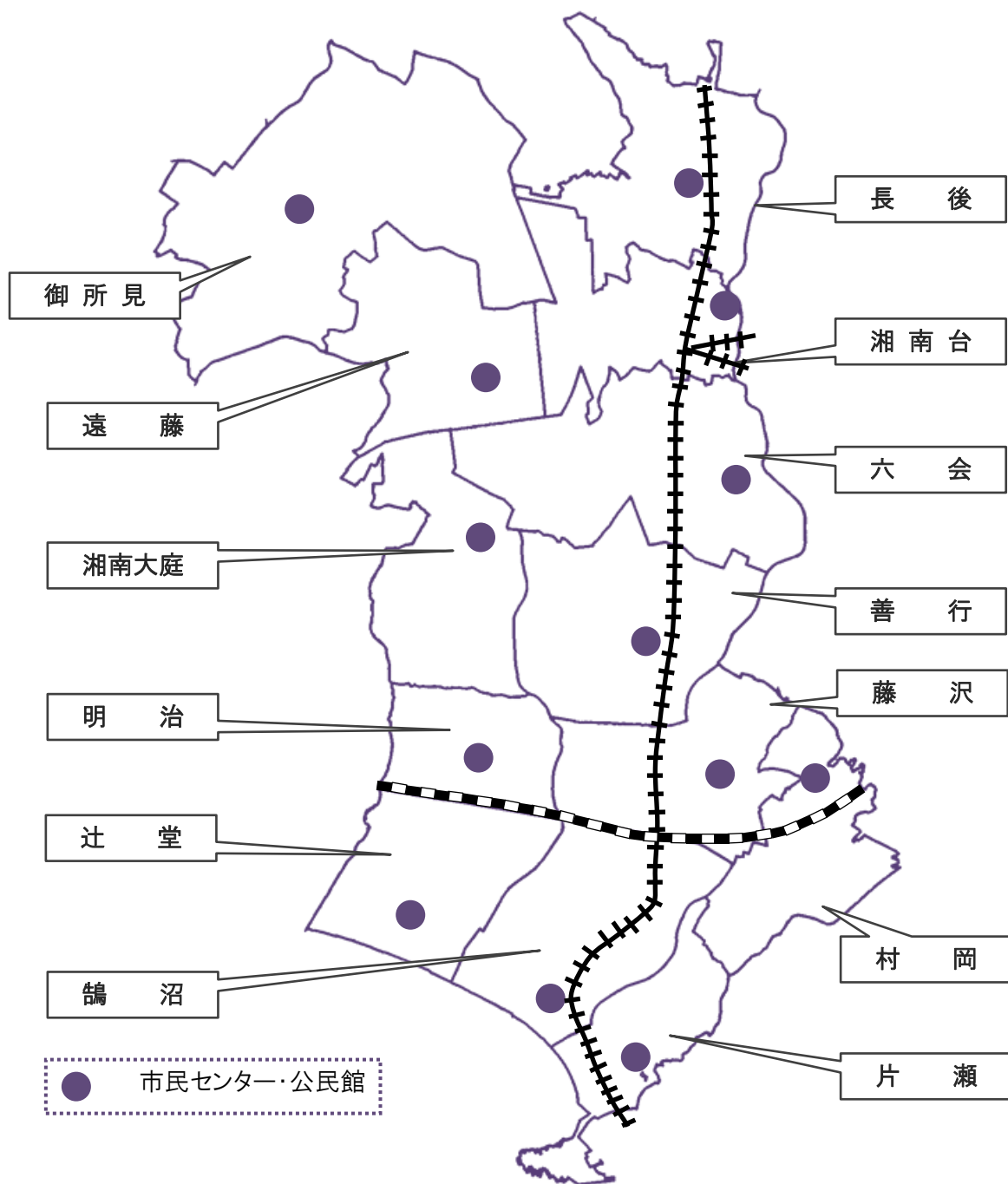
2024年(令和6年)1月25日(月)から2月24日(水)まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

※提出された意見等及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している 13 地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13 地区を日常生活圏域として設定します。



第 2 章

高齢者を取り巻く状況

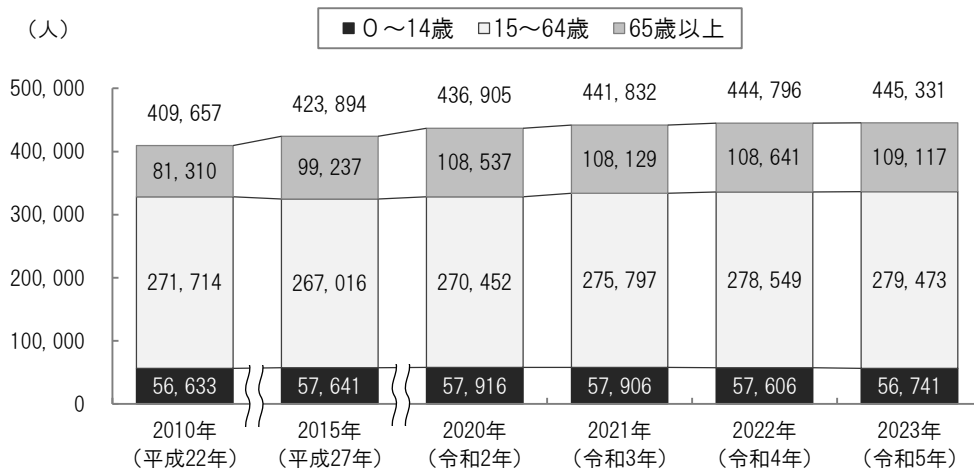
1. 高齢化の状況

(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

○ 総人口の動向と今後の見通し [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2023年(令和5年)10月1日現在、445,331人となっており、年々増加傾向にあります。〔図表2-1〕。

図表2-1 藤沢市の総人口の推移



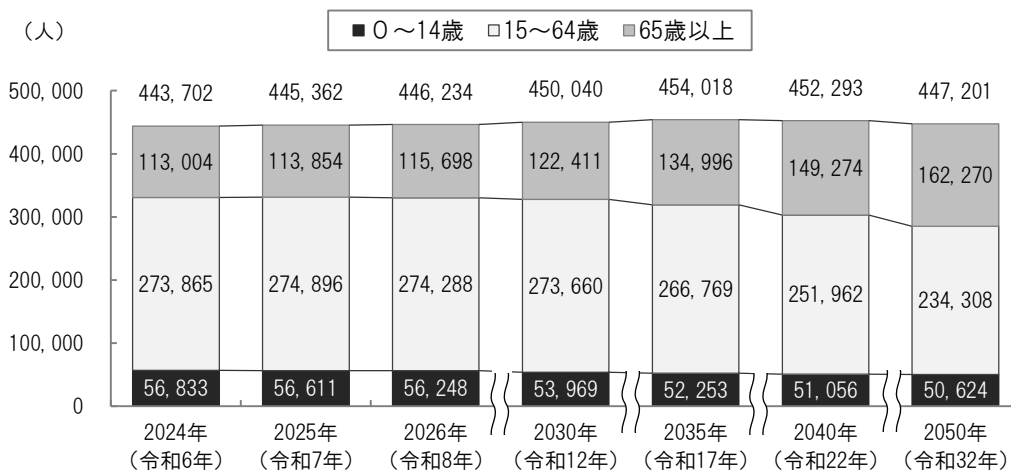
※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年(平成24年)7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年(平成24年)以降は外国籍人口を含む。

○ 総人口の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2035年(令和17年)に454,018人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです〔図表2-2〕。

図表2-2 藤沢市の総人口の推移



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

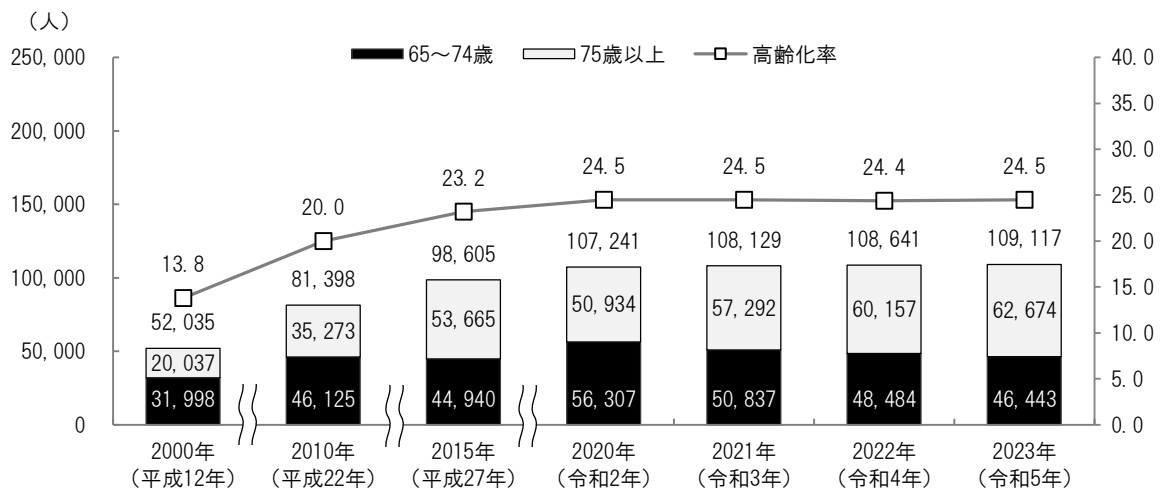
(2) 高齢化の動向と今後の見通し

○ 高齢化の動向 [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口(65歳以上人口)は年々増加傾向にあり、2020年(令和2年)には高齢化率が24.5%となり、超高齢社会といわれる都市となりました。

2023年(令和5年)10月1日現在の高齢者人口は109,117人、高齢化率は24.5%で、約4人に1人が高齢者となっています[図表2-3]。

図表2-3 藤沢市の高齢者人口の推移



※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年(平成24年)7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年(平成24年)以降は外国籍人口を含む。

(参考) 神奈川県・全国の人口と高齢化率の推移

2023年(令和5年)の人口・高齢化率入力予定

表 挿入予定

※ 神奈川県の2000年(平成12年)の人口・高齢化率は、国勢調査結果による集計数値。10月1日現在。

※ 神奈川県の2014年(平成26年)以降の人口・高齢化率は、「神奈川県年齢別人口統計調査」による。各年1月1日現在。
なお、高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いて算出。

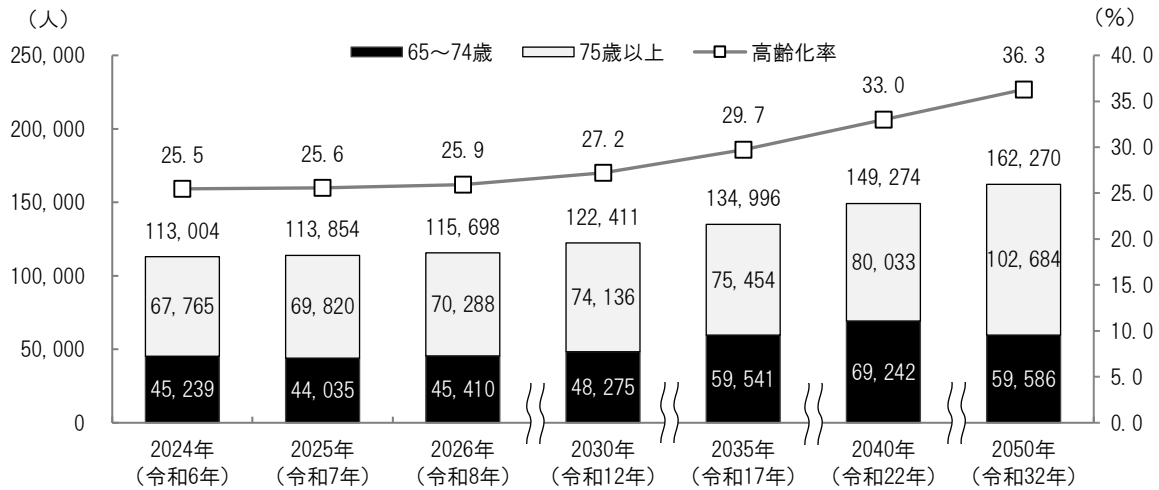
※ 全国の人口・高齢化率は、総務省統計局「人口推計」による。各年10月1日現在。

○ 高齢化の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、2026年(令和7年)に、高齢者人口は115,698人、高齢化率は25.9%と推計され、4人に1人が高齢者になります。

また、その後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2050年(令和32年)には、高齢者人口が162,270人、高齢化率が36.3%となる見込みです[図表2-4]。

図表2-4 藤沢市の高齢者人口の将来の見通し



※令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

(参考)神奈川県・全国の将来推計人口

		2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
神奈川県	総人口 (人)	9,141,394	9,069,562	8,933,474	8,750,958	8,541,016
	高齢者人口 (人)	2,356,153	2,423,955	2,526,325	2,684,002	2,867,750
	高齢化率 (%)	25.8	26.7	28.3	30.7	33.6
全国	総人口 (万人)	12,571	12,326	12,012	11,664	11,284
	高齢者人口 (万人)	3,619	3,653	3,696	3,773	3,928
	高齢化率 (%)	28.8	29.6	30.8	32.3	34.8

※ 神奈川県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

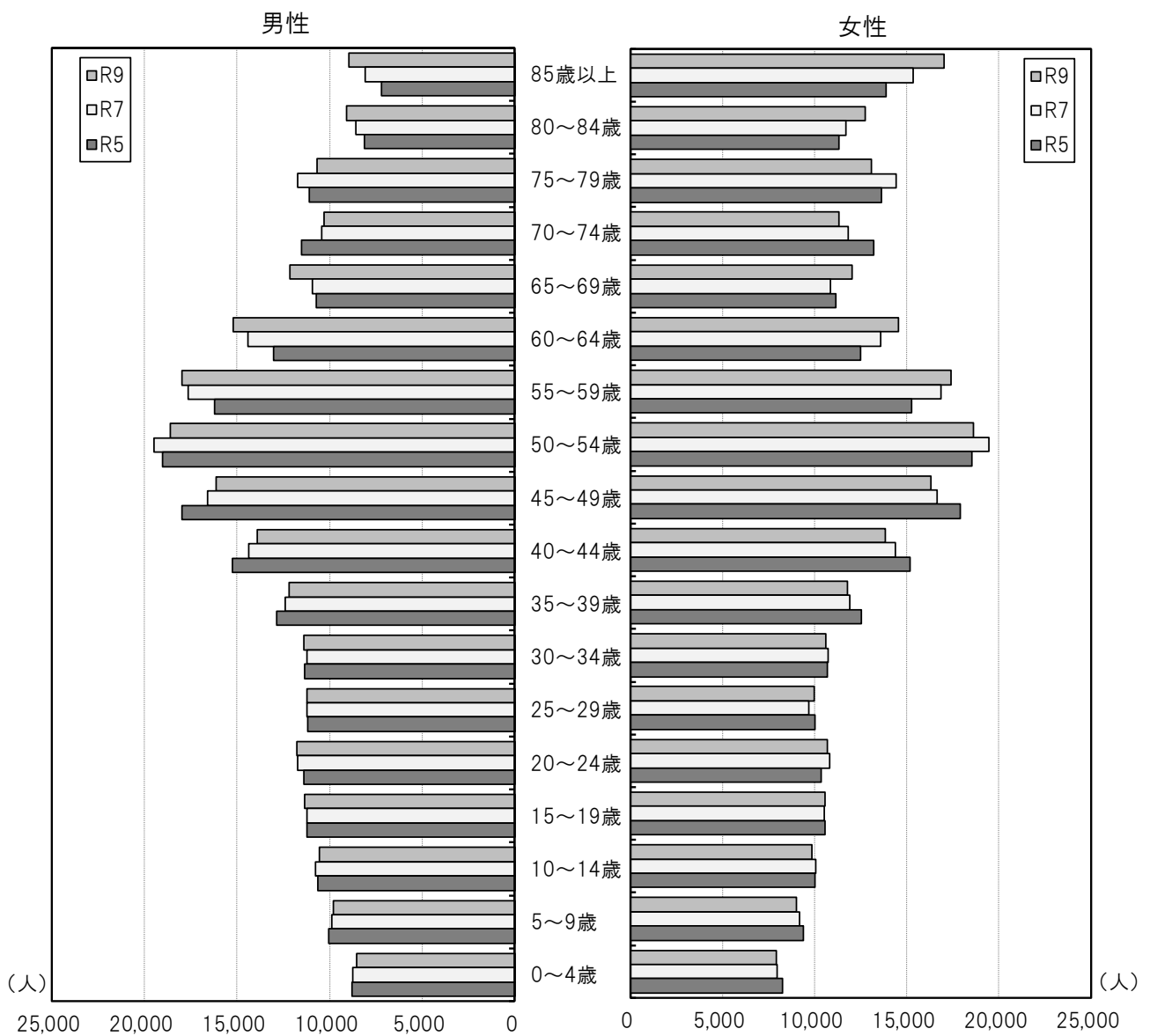
※ 全国の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」の推計結果。各年10月1日現在。

○ 人口構造の今後の見通し

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を0歳（今回は0～4歳）、頂点を最高年齢者（今回は85歳以上）として年齢を刻み、左右に男女別・年齢別の人口数または割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとする先進国では、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市でも、2020年（令和2年）現在、「つぼ型」の傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）へ移行する中で、高齢者人口は増加する一方、30歳代から40歳代の人口は減少する見込みです〔図表2-5〕。

図表2-5 藤沢市の男女別・5歳階級別人口ピラミッド

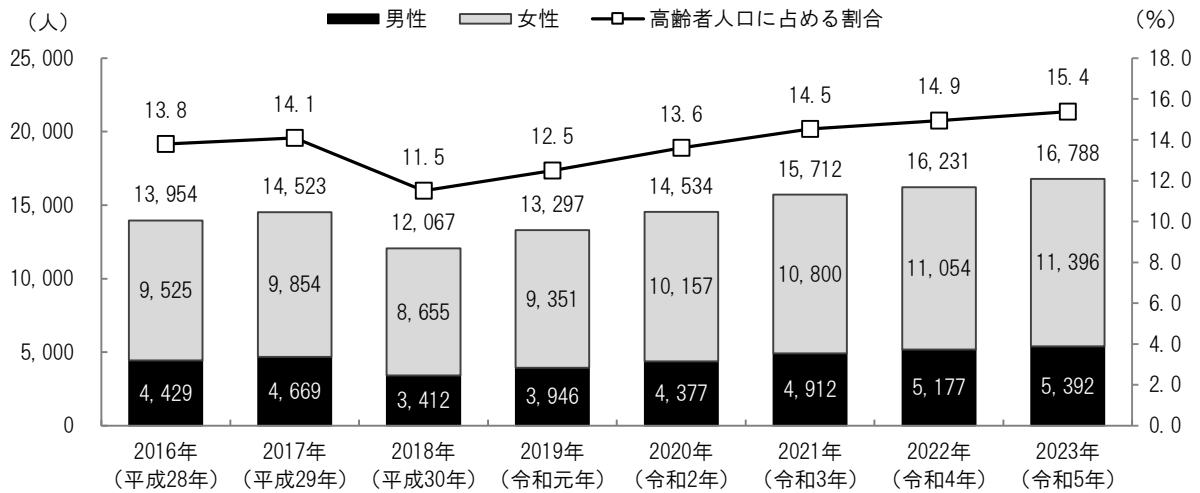


※ 令和4年度 藤沢市将来人口推計から引用(令和2年国勢調査に基づく推計値)。各年10月1日現在。

○ ひとり暮らし高齢者の動向

ひとり暮らし高齢者台帳によると、2023年(令和5年)10月1日現在、70歳以上のひとり暮らし高齢者は16,788人と増加傾向にあり、高齢者の1割以上がひとり暮らしをしている状況です〔図表2-6〕。

図表2-6 藤沢市のひとり暮らし高齢者の推移

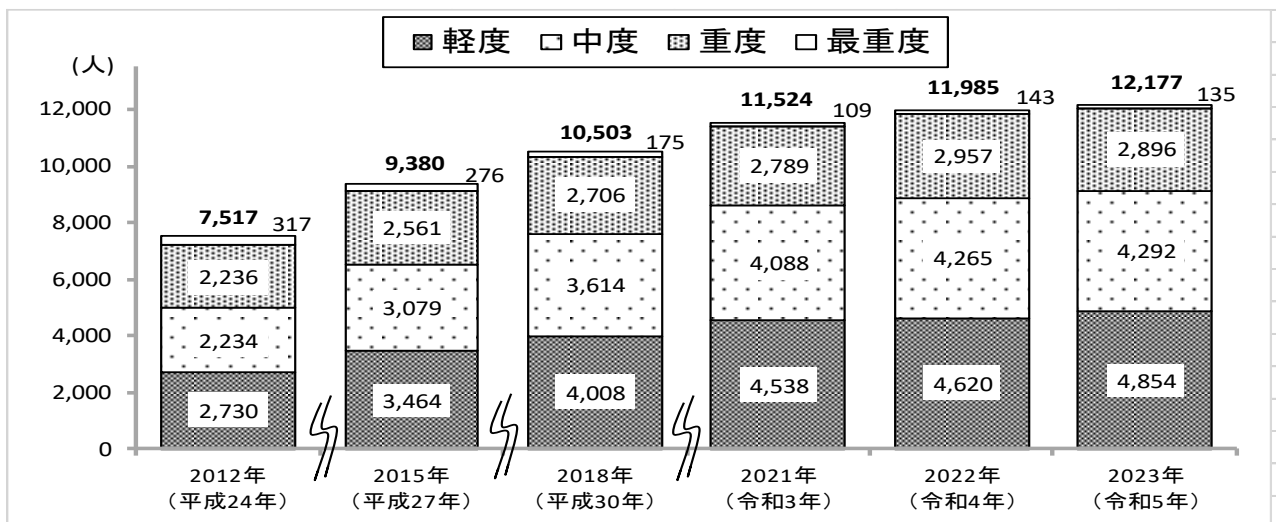


※ ひとり暮らし高齢者台帳に基づく。各年10月1日現在。
 ※ 2018年(平成30年)より年齢基準を65歳以上から70歳以上に変更。

○ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2023年(令和5年)9月末現在で12,177人となっており、毎年増加傾向にあります〔図表2-7〕。

図表2-7 藤沢市の認知症高齢者の推移



※2012年(平成24年)までは年度末現在。2015年(平成27年)以降は9月末現在。
 ※住所地特例該当者を含む。

2. 介護保険を取り巻く状況

(1)第1号被保険者の状況

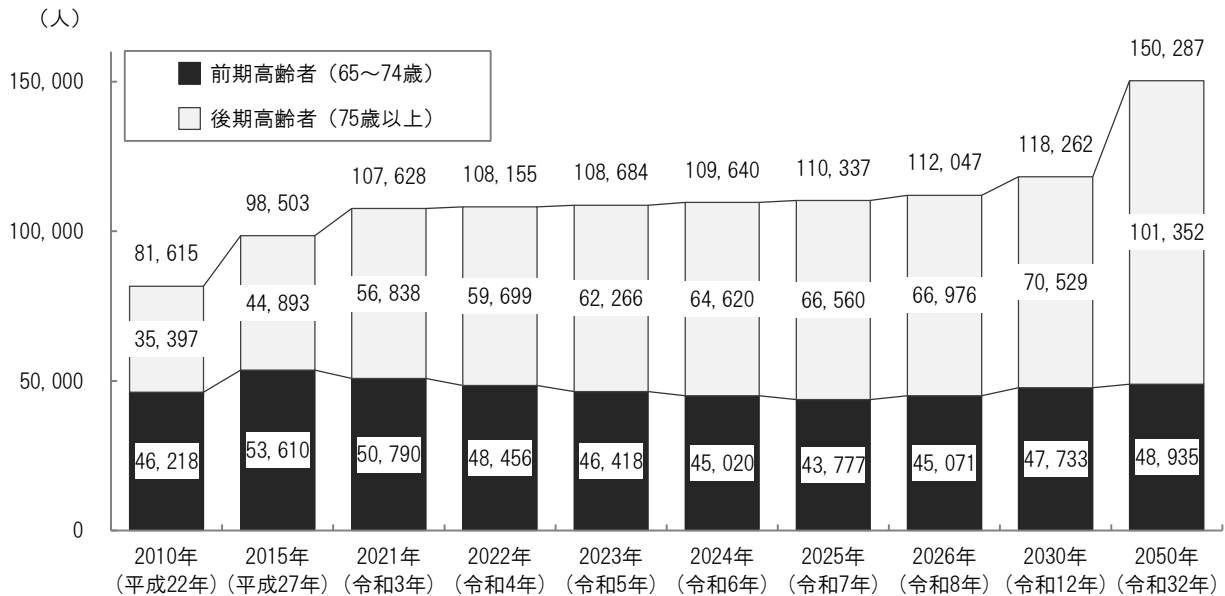
○ *第1号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2023年(令和5年)9月末現在、108,684人となり、前年に比べて529人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2030年(令和12年)には118,262人、2050年(令和32年)には、150,287人となる見込みです〔図表2-8〕。

*第1号被保険者とは、65歳以上の本市の介護保険の被保険者です。

*第1号被保険者数には、住所地特例該当者を含むため、65歳以上人口とは一致しません。

図表2-8 藤沢市の第1号被保険者の推移と今後の見通し



※ 各年9月末現在

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
第1号被保険者数(人)	81,615	98,503	107,628	108,155	108,684
前期高齢者(65-74歳)	46,218	53,610	50,790	48,456	46,418
後期高齢者(75歳以上)	35,397	44,893	56,838	59,699	62,266
後期高齢者構成割合(%)	43.4%	45.6%	52.8%	55.2%	57.3%
	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
第1号被保険者数(人)	109,640	110,337	112,047	118,262	150,287
前期高齢者(65-74歳)	45,020	43,777	45,071	47,733	48,935
後期高齢者(75歳以上)	64,620	66,560	66,976	70,529	101,352
後期高齢者構成割合(%)	58.9%	60.3%	59.8%	59.6%	67.4%

(2)要介護・要支援認定者の状況

○ 要介護・要支援認定者数の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数(第2号被保険者を含む)は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2023年(令和5年)9月末現在、22,246人となっています。

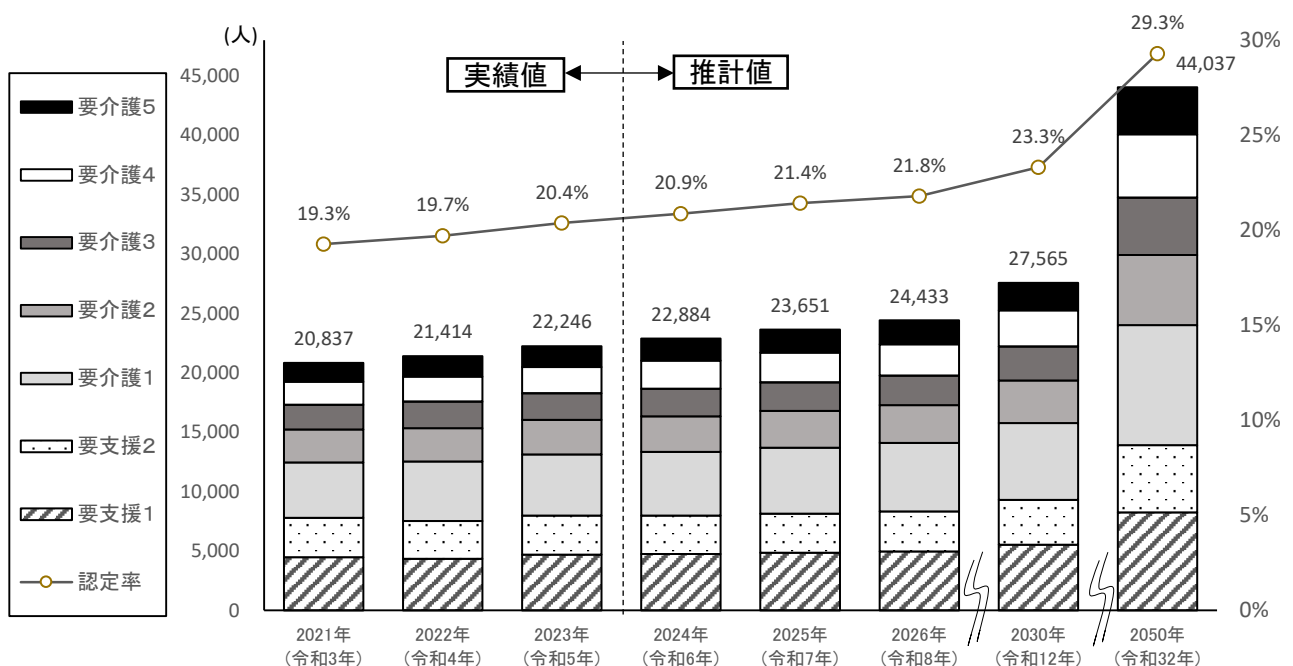
今後も増加傾向は継続し、第9期計画の最終年度である2026年(令和8年)には、24,433人、2050年(令和32年)には、44,037人となる見込みです〔図表2-9・10-11〕。

図表2-9 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移

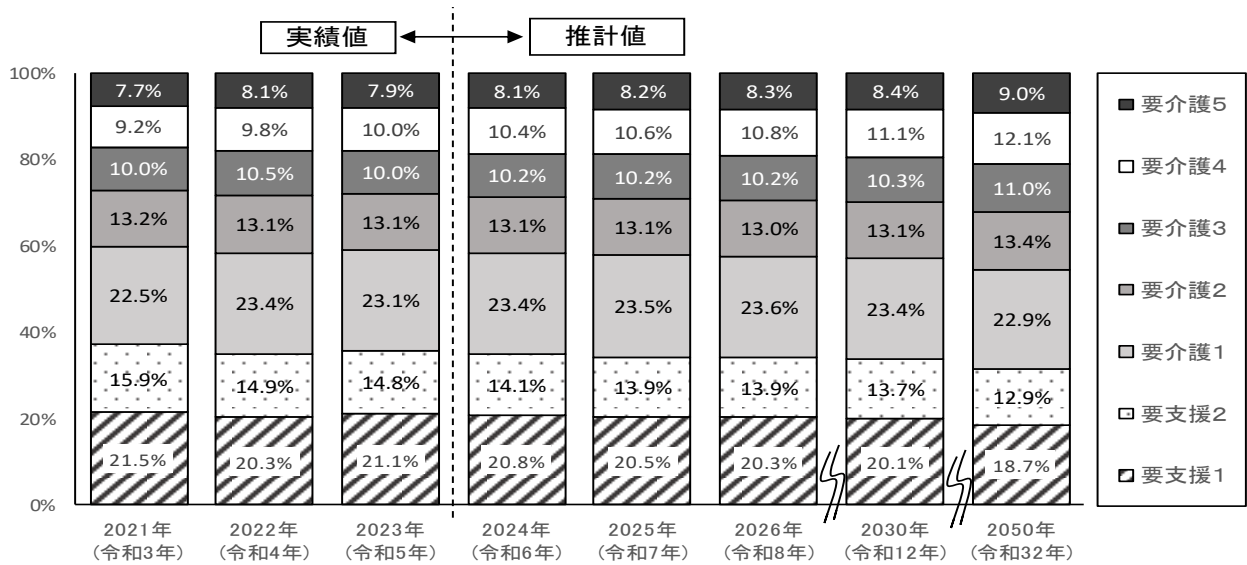
	第8期計画期間			第9期計画期間			2030年 (令和12年)	2050年 (令和32年)
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)		
要支援1	4,471	4,345	4,698	4,754	4,849	4,959	5,528	8,247
要支援2	3,314	3,186	3,285	3,238	3,289	3,389	3,777	5,675
要介護1	4,685	5,009	5,148	5,352	5,564	5,754	6,459	10,096
要介護2	2,752	2,808	2,914	2,987	3,087	3,180	3,599	5,901
要介護3	2,093	2,238	2,232	2,331	2,414	2,484	2,843	4,833
要介護4	1,923	2,100	2,222	2,373	2,509	2,646	3,053	5,331
要介護5	1,599	1,728	1,747	1,849	1,939	2,021	2,306	3,954
合計	20,837	21,414	22,246	22,884	23,651	24,433	27,565	44,037
対高齢者(第1号被保険者)人口比	19.3%	19.7%	20.4%	20.9%	21.4%	21.8%	23.3%	29.3%

※各年9月末現在(単位:人)

図表2-10 藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移



図表2-11 藤沢市の要介護・要支援認定者数の構成比の推移



○ 13 地区別の要介護・要支援認定者数

13 地区別の要介護・要支援認定者数は、高齢者人口、特に 75 歳以上の後期高齢者の人口に比例して多くなる傾向にあります。また、65 歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者割合の高い片瀬地区・御所見地区で高く、65 歳以上人口に占める前期高齢者の割合が高い村岡地区・遠藤地区では、低い傾向となっています〔図表 2-12〕。

図表2-12 13地区別の要介護・要支援認定者数

	総人口	65 歳以上人口		65~74 歳人口 (前期高齢者)		75 歳以上人口 (後期高齢者)		認定者数		
		人数	対人口比 (高齢化率)	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	順位
片瀬	20,419	5,776	28.3%	2,305	39.9%	3,471	60.1%	1,314	22.7%	1 位
鵜沼	60,497	14,673	24.3%	6,264	42.7%	8,409	57.3%	2,917	19.9%	6 位
辻堂	45,035	10,170	22.6%	4,317	42.5%	5,853	57.6%	2,077	20.4%	5 位
村岡	31,881	6,778	21.3%	2,946	43.5%	3,832	56.5%	1,288	19.0%	12 位
藤沢	47,796	11,015	23.1%	4,736	43.0%	6,279	57.0%	2,304	20.9%	2 位
明治	32,688	7,130	21.8%	3,298	46.3%	3,832	53.7%	1,406	19.7%	7 位
善行	41,864	11,556	27.6%	4,739	41.0%	6,817	59.0%	2,374	20.5%	4 位
湘南大庭	31,977	10,594	33.1%	4,486	42.3%	6,108	57.7%	1,747	16.5%	13 位
六会	36,426	8,034	22.1%	3,550	44.2%	4,484	55.8%	1,553	19.3%	8 位
湘南台	33,248	6,316	19.0%	2,749	43.5%	3,567	56.5%	1,212	19.2%	9 位
遠藤	11,805	2,859	24.2%	1,314	46.0%	1,545	54.0%	547	19.1%	11 位
長後	33,812	9,004	26.6%	3,671	40.8%	5,333	59.2%	1,731	19.2%	9 位
御所見	17,883	5,212	29.1%	2,068	39.7%	3,144	60.3%	1,085	20.8%	3 位

※(単位:人)

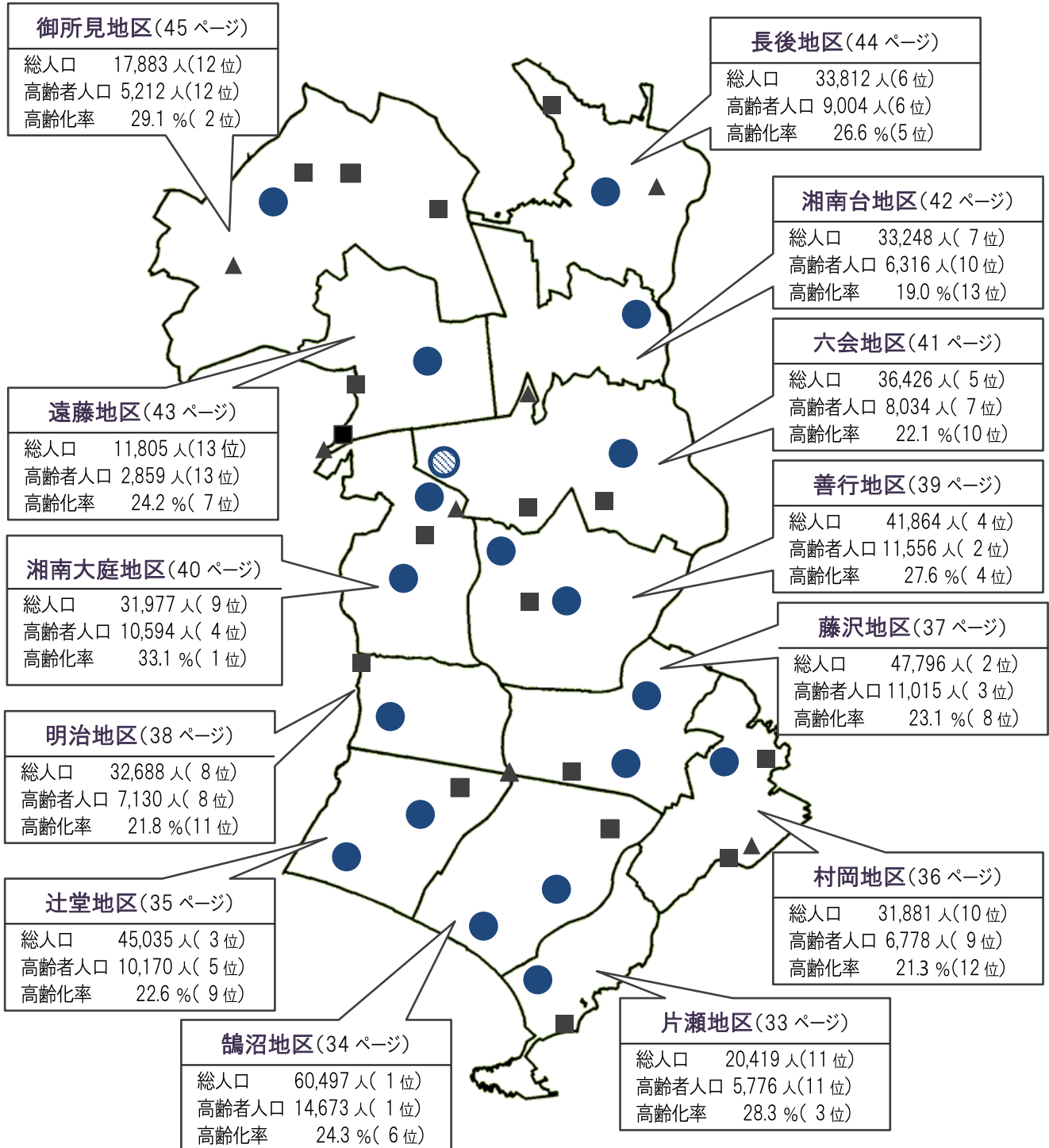
※ 人口は住民基本台帳に基づく。2023年(令和5年)10月1日現在。

※ 認定者数は住所地特例該当者を除く。2023年(令和5年)9月末現在。

3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し

(1)13 圏域別の現状


※ 住民基本台帳に基づく。2023年(令和5年)10月1日現在。



- …いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)
- …介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ▲…介護老人保健施設

(2)市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し

市 全 域



本市は、境川、引地川から湘南海岸・相模湾へと市域を南北に貫く水のネットワークを中心に豊かな自然環境を形成しています。また、行政区域である13地区ごとに、地域の特性を生かしたまちづくりや主体的な市民活動が行われています。

2023年(令和5年)10月現在、高齢化率は24.5%となっており、超高齢社会といわれる都市となっています。

■ 現 状 ■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	445,331人
高齢者人口	109,117人
（うち、75歳以上の人口）	62,674人
高齢化率	24.5%
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	14.1%
ひとり暮らし高齢者人口	16,788人
高齢者人口に占める割合	15.4%
在宅ねたきり高齢者人口	113人
高齢者人口に占める割合	0.10%

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	21,555人
高齢者人口に占める割合	19.8%
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	7,877人 [36.5%]
要介護1, 2	7,805人 [36.2%]
要介護3以上	5,873人 [27.3%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 11,647人 高齢者数に対する割合 10.7%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	57カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	61カ所
③在宅医療受入可能薬局	64カ所
④訪問看護ステーション	32カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	17施設
介護老人保健施設	7施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4施設
夜間対応型訪問介護	1施設
認知症対応型通所介護	3施設
地域密着型通所介護	49施設
小規模多機能型居宅介護	19施設
看護小規模多機能型居宅介護	7施設
認知症対応型共同生活介護	32施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	6施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

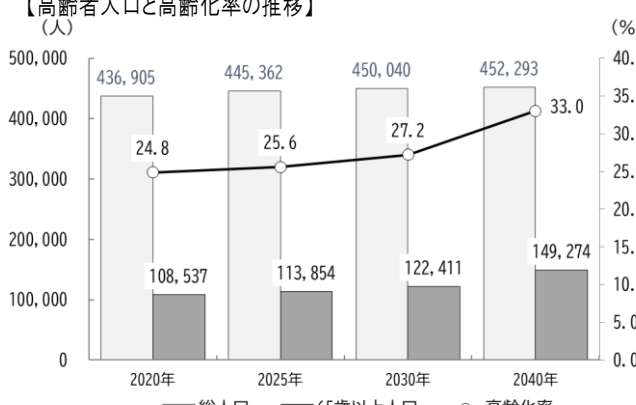
自治会・町内会	478
単位老人クラブ	134
クラブ	クラブ
地域ささえあいセンター	4施設
いきいきシニアセンター	3施設
地域の縁側	36施設
高齢者の通いの場(住民主体型)	7施設
地域市民の家	41カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	3カ所
地区ボランティアセンター	12カ所

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	29団体
--------------	------

■ 今後の高齢化の見通し ■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

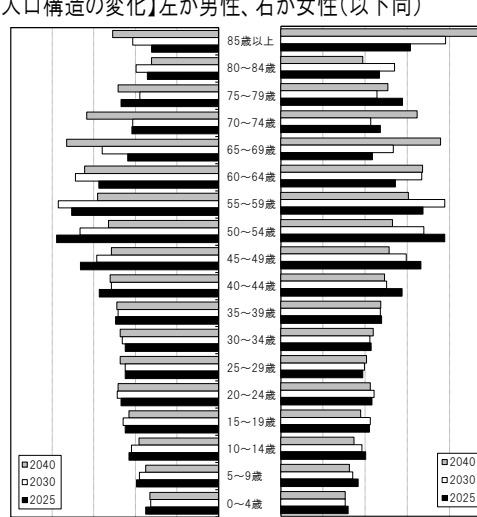


年	総人口	65歳以上人口	高齢化率
2020年	436,905	108,537	24.8%
2025年	445,362	113,854	25.6%
2030年	450,040	122,411	27.2%
2040年	452,293	149,274	33.0%

(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+37.5%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.2ポイント)

【人口構造の変化】左が男性、右が女性(以下同)



資料：令和4年度 藤沢市将来人口推計(以下同)

片瀬地区



片瀬地区は、湘南海岸や江の島など自然環境を生かした首都圏有数のレクリエーション拠点により形成されています。藤沢市のイメージを代表する地区の1つであり、多くの観光客が訪れています。比較的に公共交通の利便性が高い一方で、江の島や片瀬山などの地形の高低差が大きいことが特徴です。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	20,419人 (11位)
高齢者人口	5,776人 (11位)
（うち、75歳以上人口）	3,278人 (10位)
高齢化率	28.3% (3位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	16.1% (1位)
ひとり暮らし高齢者人口	559人 (13位)
高齢者人口に占める割合	9.7% (12位)
在宅ねたき高齢者人口	6人 (7位)
高齢者人口に占める割合	0.10% (7位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	26
単位老人クラブ	13クラブ
地域の縁側	2施設
地域市民の家	3カ所
地区ボランティアセンター ひだまり片瀬	

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,314人 (9位)
高齢者人口に占める割合	22.7% (1位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	528人 [40.2%]
要介護1, 2	428人 [32.6%]
要介護3以上	358人 [27.2%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

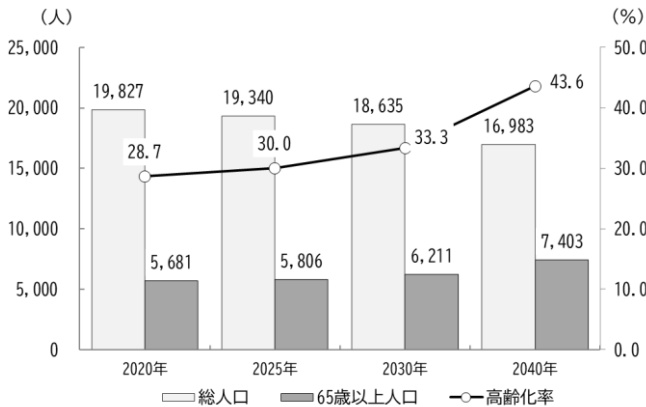
認知症があると推計される人数 670人 高齢者数に対する割合 11.6%

- 【医療に関する情報】
- ①在宅療養支援病院・診療所 8カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
 - ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川県 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

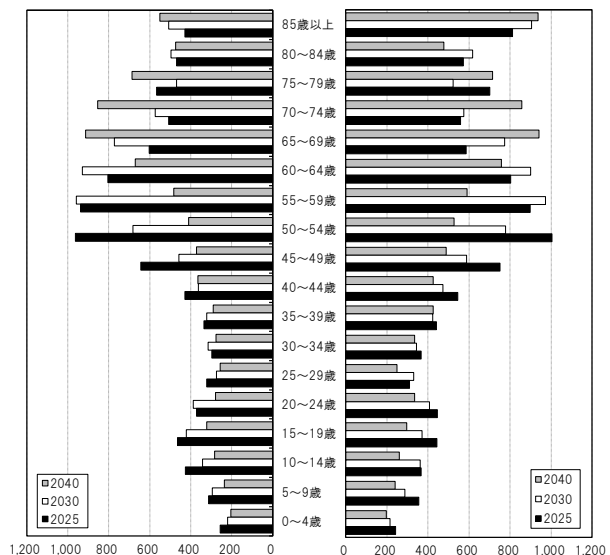
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲14.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+30.3%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+14.9ポイント)

【人口構造の変化】



鵜沼地区



鵜沼地区は、南部に比較的緑が多い閑静な住宅地が形成されている一方、北部は藤沢駅の南側で、商業やサービス機能が集積するとともに、駅に近接した利便性の高さから、多くのマンションも立地しています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	60,497人 (1位)
高齢者人口	14,673人 (1位)
(うち、75歳以上人口)	7,636人 (1位)
高齢化率	24.3% (6位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	13.0% (6位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,552人 (1位)
高齢者人口に占める割合	17.4% (3位)
在宅ねたき高齢者人口	16人 (2位)
高齢者人口に占める割合	0.11% (5位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,917人 (1位)
高齢者人口に占める割合	19.9% (6位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	1,062人 [36.4%]
要介護1, 2	1,014人 [34.8%]
要介護3以上	841人 [28.8%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 1,620人 高齢者数に対する割合 11.0%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	12カ所
③在宅医療受入可能薬局	10カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

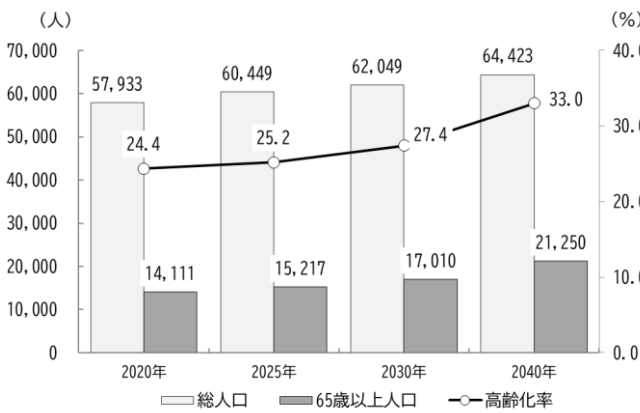
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	5施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	55
単位老人クラブ	12クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	1施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ささえ	

■今後の高齢化の見通し■

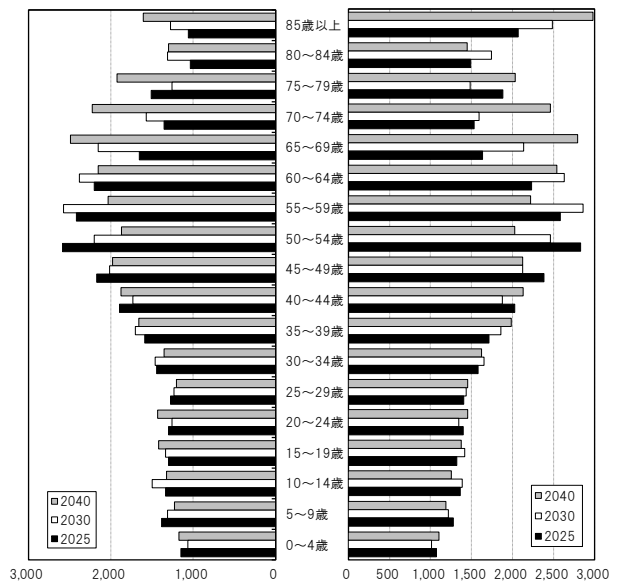
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+11.2%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+50.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.6%)

【人口構造の変化】



辻堂地区



辻堂地区は、海岸沿いに県立辻堂海浜公園が立地し、湘南らしい風致とにぎわい、交流を持ちながら、住宅地と共存しています。地区の半数が低層住宅地となっており、比較的緑も多く閑静な住宅市街地が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	45,035人 (3位)
高齢者人口	10,170人 (5位)
(うち、75歳以上人口)	5,389人 (4位)
高齢化率	22.6% (9位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.1% (8位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,634人 (4位)
高齢者人口に占める割合	16.1% (6位)
在宅ねたき高齢者人口	12人 (4位)
高齢者人口に占める割合	0.12% (4位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,077人 (4位)
高齢者人口に占める割合	20.4% (5位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	782人 [37.7%]
要介護1, 2	754人 [36.3%]
要介護3以上	541人 [26.0%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数	1,134人	高齢者数に対する割合	11.2%
----------------	--------	------------	-------

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	7カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	6カ所
③在宅医療受入可能薬局	11カ所
④訪問看護ステーション	4カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	4施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

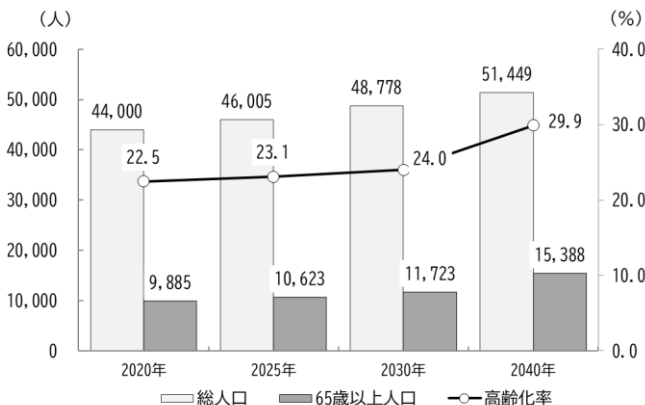
自治会・町内会	47
単位老人クラブ	7クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター すこやか	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

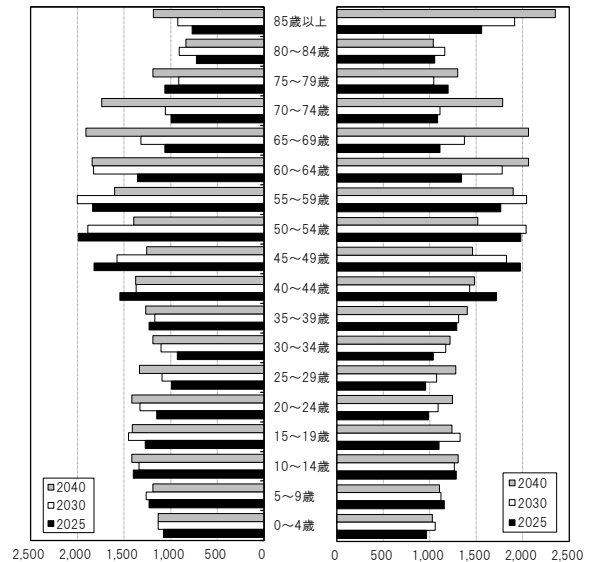
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+16.9%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+55.7%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+7.4ポイント)

【人口構造の変化】



村岡地区



村岡地区は、北部では低層住宅地、JR 東海道線沿線では工場地となっており、工業と住宅の混成市街地が形成されています。また、もともと傾斜部が多い地形となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,881人 (10位)
高齢者人口	6,778人 (9位)
(うち、75歳以上人口)	3,443人 (8位)
高齢化率	21.3% (12位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.0% (12位)
ひとり暮らし高齢者人口	983人 (10位)
高齢者人口に占める割合	14.5% (10位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人 (9位)
高齢者人口に占める割合	0.07% (9位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,288人 (10位)
高齢者人口に占める割合	19.0% (12位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	462人 [35.8%]
要介護1, 2	476人 [36.9%]
要介護3以上	350人 [27.2%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 720人 高齢者数に対する割合 10.6%

- 【医療に関する情報】
- ①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
 - ②在宅医療受入可能薬局 3カ所
 - ③訪問看護ステーション 1カ所

※①藤沢市歯科医師会②藤沢市薬剤師会
 ③藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	5施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

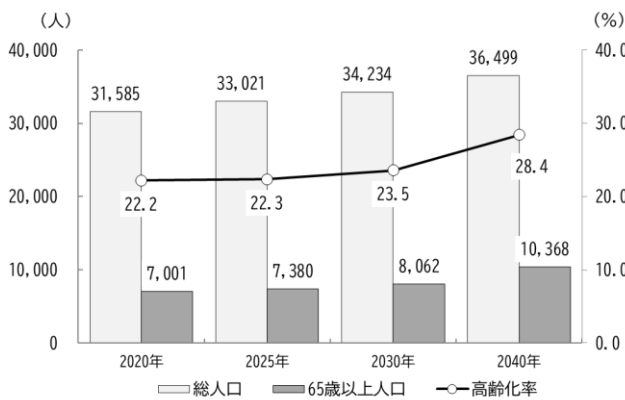
自治会・町内会	23
単位老人クラブ	10クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	2施設
地域市民の家	3カ所
地区ボランティアセンター ぬくもり	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	3団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

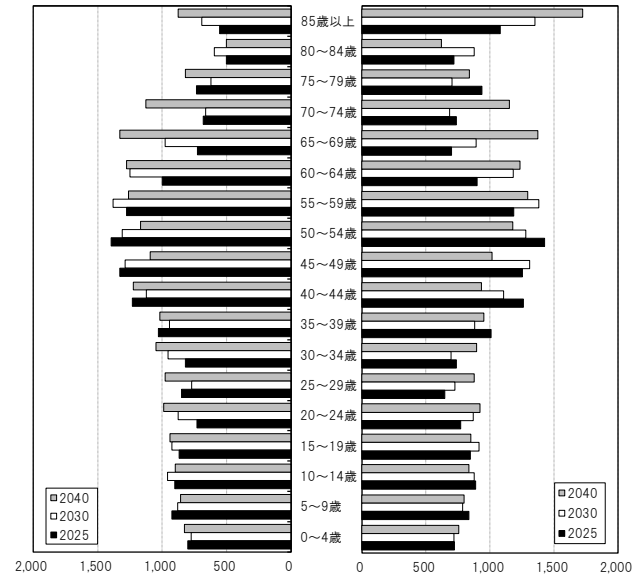
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+15.6%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+48.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+6.2ポイント)

【人口構造の変化】



藤 沢 地 区



藤沢地区は、藤沢駅北口を中心に商業・業務地と住宅地などにより構成され、鉄道3線が結節するターミナルとして利便性の高い場所であるとともに、歴史・文化や自然資源にも恵まれています。

■ 地区の現状 ■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	47,796人 (2位)
高齢者人口	11,015人 (3位)
(うち、75歳以上人口)	5,734人 (3位)
高齢化率	23.1% (8位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.1% (7位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,003人 (2位)
高齢者人口に占める割合	18.2% (2位)
在宅ねたき高齢者人口	12人 (4位)
高齢者人口に占める割合	0.11% (6位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,304人 (3位)
高齢者人口に占める割合	20.9% (2位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	881人 [38.2%]
要介護1, 2	831人 [36.1%]
要介護3以上	592人 [25.7%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 1,166人 高齢者数に対する割合 10.6%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	10カ所
③在宅医療受入可能薬局	9カ所
④訪問看護ステーション	5カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	11施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
看護小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

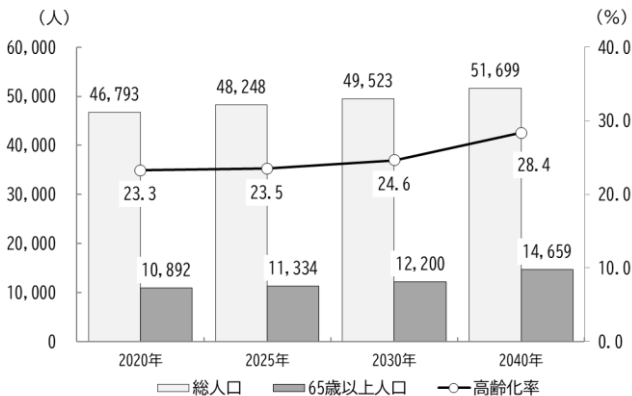
自治会・町内会	77
単位老人クラブ	18クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	7施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター きずな	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	4団体
--------------	-----

■ 今後の高齢化の見通し ■

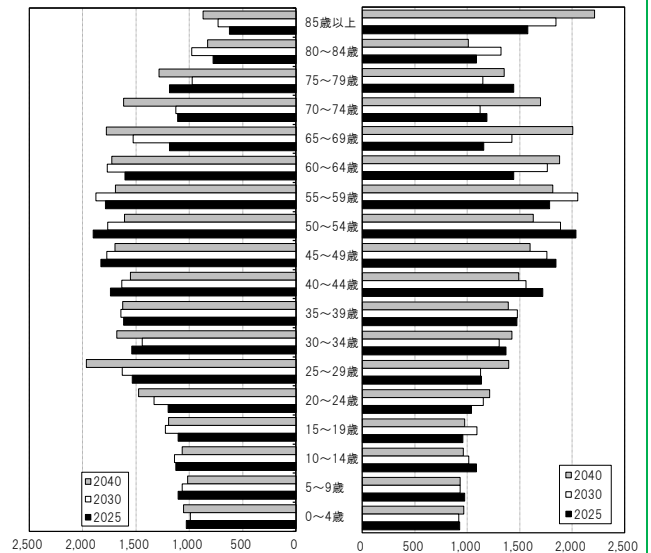
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+10.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+34.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+5.1ポイント)

【人口構造の変化】



明治地区



明治地区は、辻堂駅周辺に都市機能が集まっています。また、住宅地として旧道沿いに集落が形成されていましたが、高度成長期以降、急激に住宅地開発が進み、集合住宅などが建設されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	32,688人 (8位)
高齢者人口	7,130人 (8位)
(うち、75歳以上人口)	3,429人 (9位)
高齢化率	21.8% (11位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.1% (11位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,056人 (7位)
高齢者人口に占める割合	14.8% (9位)
在宅ねたきり高齢者人口	3人 (13位)
高齢者人口に占める割合	0.04% (13位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,406人 (8位)
高齢者人口に占める割合	19.7% (7位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	554人 [39.4%]
要介護1, 2	468人 [33.3%]
要介護3以上	384人 [27.3%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 727人 高齢者数に対する割合 10.2%

- 【医療に関する情報】
- ①在宅療養支援病院・診療所 3カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 6カ所
 - ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
夜間対応型訪問介護	1施設
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

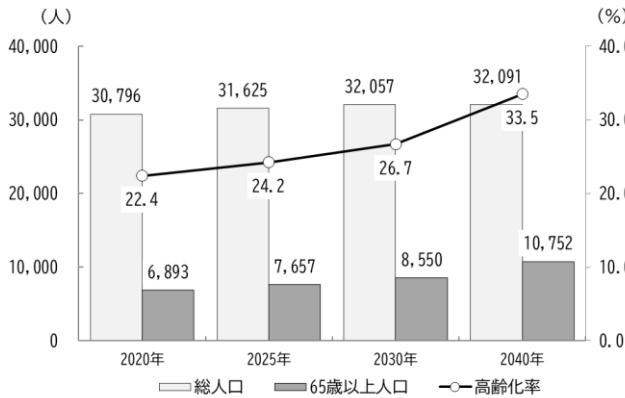
自治会・町内会	30
単位老人クラブ	9クラブ
地域の縁側	3施設
地域市民の家	2カ所
地区ボランティアセンター むすびて	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

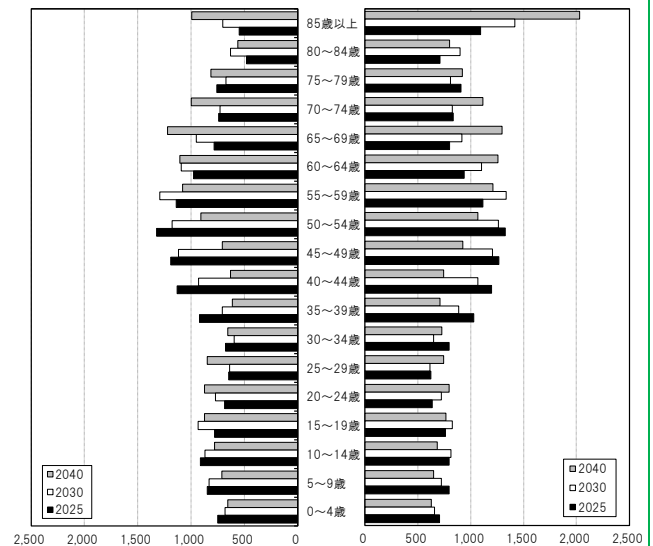
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+4.2%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+56.0%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+11.1ポイント)

【人口構造の変化】



善行地区



善行地区は、坂道の多い地形です。1964年(昭和39年)に県営亀井野団地、翌1965年(昭和40年)には善行団地の造成といった大規模な住宅開発が続き、現在の善行地区の基盤ができていきました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	41,864人 (4位)
高齢者人口	11,556人 (2位)
(うち、75歳以上人口)	6,219人 (2位)
高齢化率	27.6% (4位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	14.8% (4位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,906人 (3位)
高齢者人口に占める割合	16.5% (4位)
在宅ねたきり高齢者人口	15人 (3位)
高齢者人口に占める割合	0.13% (3位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,374人 (2位)
高齢者人口に占める割合	20.5% (4位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	857人 [36.1%]
要介護1, 2	887人 [37.4%]
要介護3以上	630人 [26.5%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数	1,295人	高齢者数に対する割合	11.2%
----------------	--------	------------	-------

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4カ所
③在宅医療受入可能薬局	5カ所
④訪問看護ステーション	2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護医療院	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

地域密着型通所介護	3施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

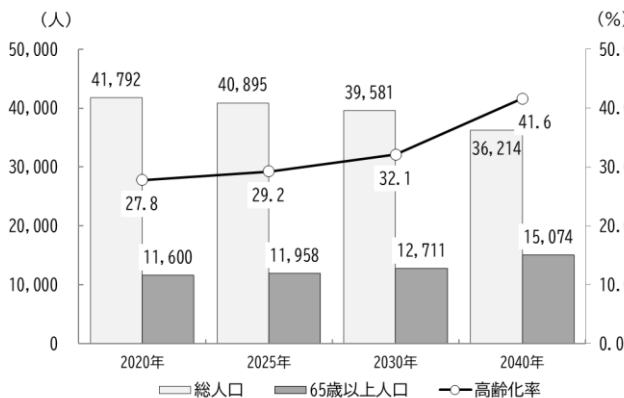
自治会・町内会	37
単位老人クラブ	8クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	5施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター パートナースhip善行	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

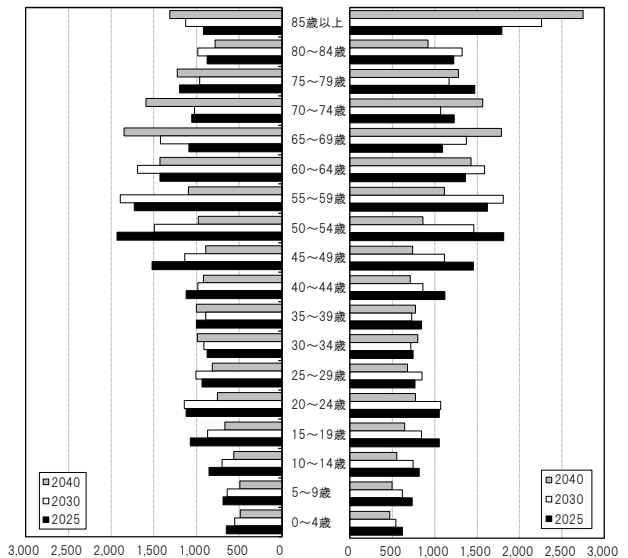
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲13.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+29.9%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+13.9ポイント)

【人口構造の変化】



湘南大庭地区



湘南大庭地区は、昭和40年代に、「湘南ライフタウン」として、都市と農業の調和を図る総合的なまちづくりが進められ、都市公園が計画的に配置されるなど、緑豊かな居住環境が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	31,977人	(9位)
高齢者人口	10,594人	(4位)
(うち、75歳以上人口)	4,947人	(5位)
高齢化率	33.1%	(1位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.4%	(3位)
ひとり暮らし高齢者人口	997人	(9位)
高齢者人口に占める割合	9.4%	(13位)
在宅ねたきり高齢者人口	6人	(7位)
高齢者人口に占める割合	0.06%	(11位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,747人	(5位)
高齢者人口に占める割合	16.5%	(13位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	636人	[36.4%]
要介護1, 2	648人	[37.1%]
要介護3以上	463人	[26.5%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)
認知症があると推計される人数 910人 高齢者数に対する割合 8.6%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	2カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4カ所
③在宅医療受入可能薬局	3カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

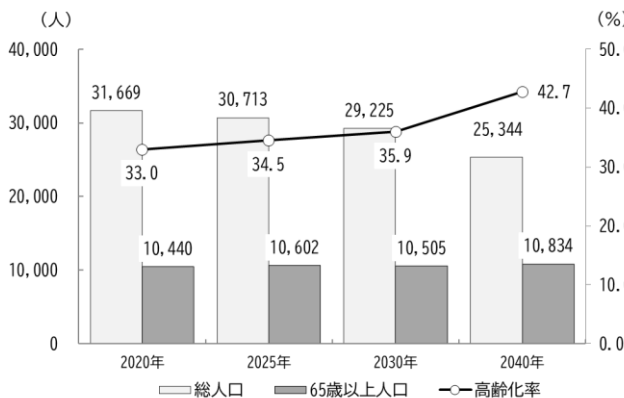
地域密着型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	3施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	49
単位老人クラブ	7クラブ
地域の縁側	4施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ライフタウン・ジョワ	
【介護予防に関する情報】	
介護予防運動自主活動団体	2団体

■今後の高齢化の見通し■

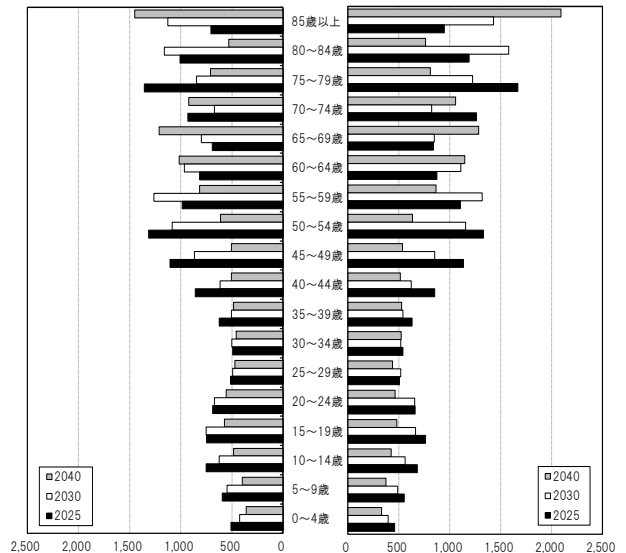
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲20.0%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+3.8%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+9.8ポイント)

【人口構造の変化】



六会地区



六会地区は、自然環境に恵まれた緑豊かな居住環境を形成しています。一方、地区が東西に広く、小田急線と引地川によって分断されています。公共交通はミニバスの導入で改善もみられますが、地区の中心部への移動手段が不十分な地域も残されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	36,426人 (5位)
高齢者人口	8,034人 (7位)
(うち、75歳以上人口)	3,984人 (7位)
高齢化率	22.1% (10位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.2% (10位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,283人 (6位)
高齢者人口に占める割合	16.0% (7位)
在宅ねたきり高齢者人口	17人 (1位)
高齢者人口に占める割合	0.21% (2位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,553人 (7位)
高齢者人口に占める割合	19.3% (8位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	554人 [35.7%]
要介護1, 2	579人 [37.3%]
要介護3以上	420人 [27.0%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 860人 高齢者数に対する割合 10.7%

【医療に関する情報】

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①在宅療養支援病院・診療所 | 4カ所 |
| ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 | 3カ所 |
| ③在宅医療受入可能薬局 | 1カ所 |
| ④訪問看護ステーション | 3カ所 |

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

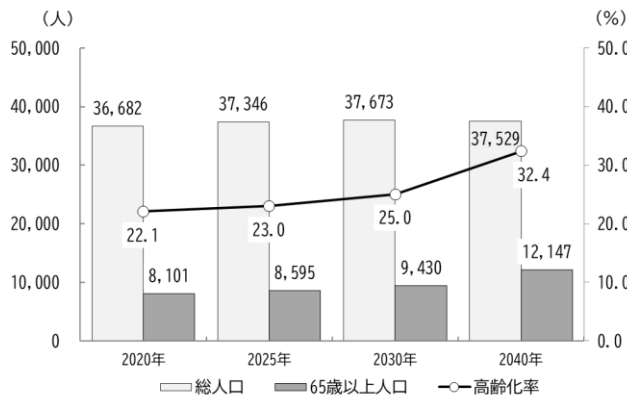
地域密着型通所介護	6施設
小規模多機能型居宅介護	4施設
看護小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	38
単位老人クラブ	12クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ボランティアセンターむつあい	

■今後の高齢化の見通し■

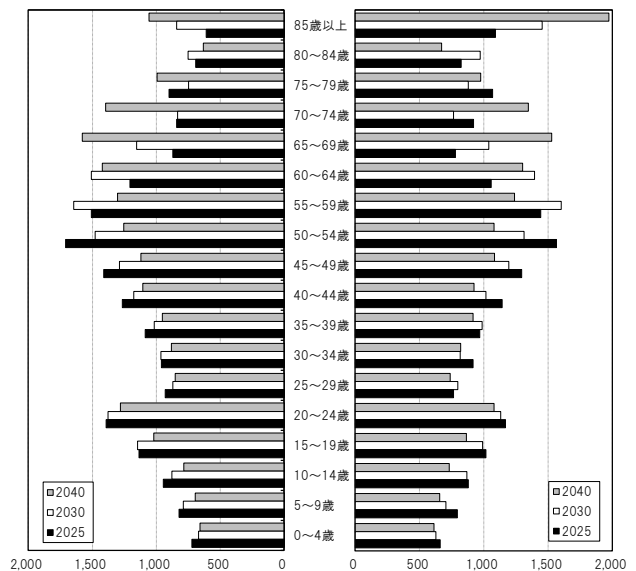
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+2.3%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+49.9%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+10.3ポイント)

【人口構造の変化】



湘南台地区



湘南台地区は、市民センターの開設にあわせ、1989年(平成元年)に誕生した新しい地区です。北部地域の拠点として、商業や様々なサービス機能が集まっており、利便性が高くなっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	33,248人 (7位)
高齢者人口	6,316人 (10位)
(うち、75歳以上人口)	3,214人 (11位)
高齢化率	19.0% (13位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	10.2% (13位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,035人 (8位)
高齢者人口に占める割合	16.4% (5位)
在宅ねたき高齢者人口	4人 (11位)
高齢者人口に占める割合	0.06% (10位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,212人 (11位)
高齢者人口に占める割合	19.2% (9位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	427人 [35.2%]
要介護1, 2	464人 [38.3%]
要介護3以上	321人 [26.5%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 659人 高齢者数に対する割合 10.4%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 5カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 7カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 5カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人保健施設	1施設
【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
地域密着型通所介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	3施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

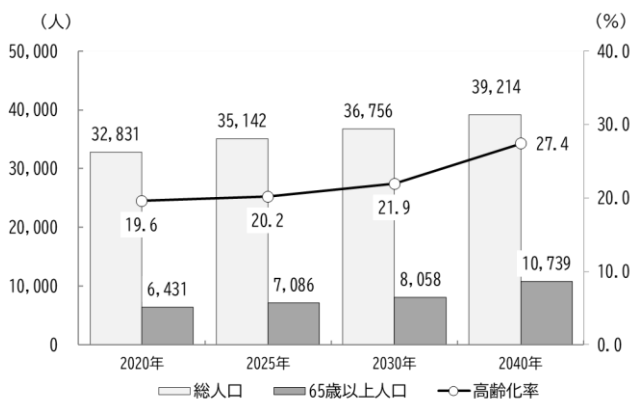
自治会・町内会	34
単位老人クラブ	9クラブ
地域の縁側	1施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	1カ所
地区ボランティアセンター ちよこつと湘南台	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	7団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

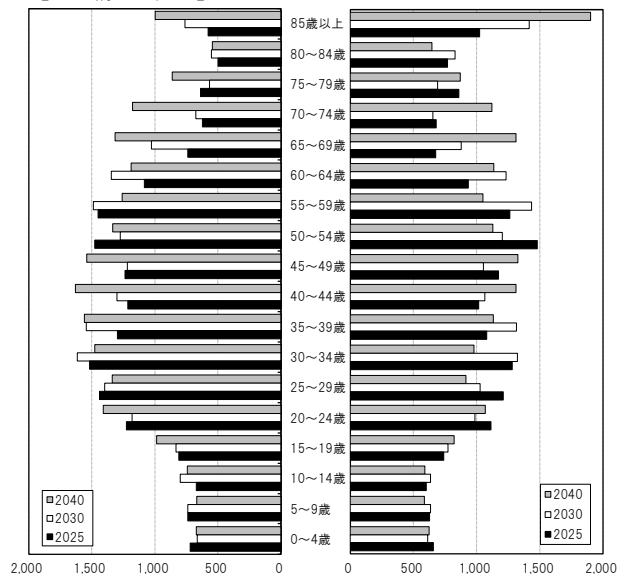
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+19.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+67.0%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+7.8ポイント)

【人口構造の変化】



遠藤地区



遠藤地区は、台地と谷戸によって構成されており、農業を中心としたまちが形成され、また、西部の「健康と文化の森」にある慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）と一体となったまちづくりを進めています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	11,805人	(13位)
高齢者人口	2,859人	(13位)
(うち、75歳以上人口)	1,352人	(13位)
高齢化率	24.2%	(7位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.4%	(9位)
ひとり暮らし高齢者人口	718人	(11位)
高齢者人口に占める割合	25.1%	(1位)
在宅ねたき高齢者人口	8人	(6位)
高齢者人口に占める割合	0.28%	(1位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	547人	(13位)
高齢者人口に占める割合	19.1%	(11位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	173人	[31.6%]
要介護1, 2	208人	[37.9%]
要介護3以上	166人	[30.4%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】 (2023年9月末現在)

認知症があると推計される人数 315人 高齢者数に対する割合 11.0%

【医療に関する情報】

①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 1カ所

※①藤沢市歯科医師会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

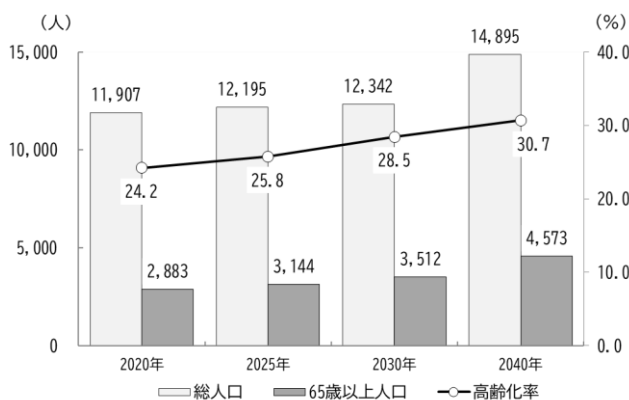
地域密着型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	10
単位老人クラブ	6クラブ
地域の縁側	1施設
地域市民の家	1カ所
地区ボランティアセンター シェークハンズ遠藤	

■今後の高齢化の見通し■

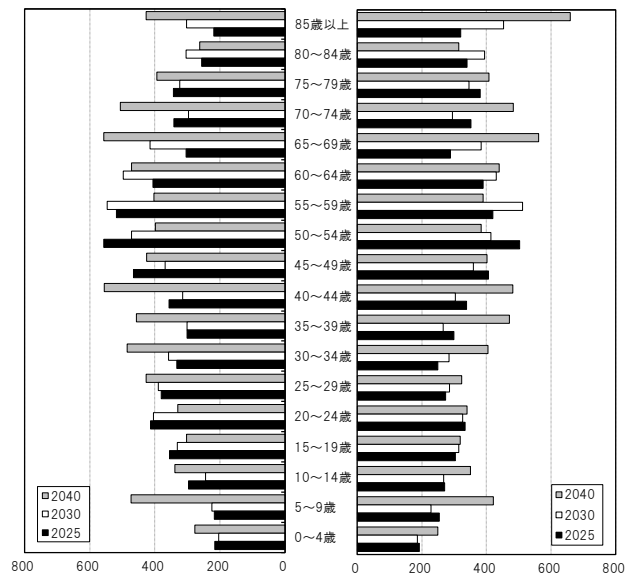
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+25.1%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+58.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+6.5ポイント)

【人口構造の変化】



長後地区



長後地区は、長後駅に周辺地区や隣接市へアクセスするバスの発着が多い一方で、商店街を含む駅周辺では、通過交通が多く歩道空間が十分に確保されておらず、安心して買い物がしにくい環境となっており、空き店舗の増加など、地域の活力が停滞傾向にあることが課題となっています。

■地区の現状■

総人口	33,812人 (6位)
高齢者人口	9,004人 (6位)
(うち、75歳以上人口)	4,857人 (6位)
高齢化率	26.6% (5位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	14.4% (5位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,360人 (5位)
高齢者人口に占める割合	15.1% (8位)
在宅ねたき高齢者人口	4人 (11位)
高齢者人口に占める割合	0.04% (12位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

要介護・要支援認定者数	1,731人 (6位)
高齢者人口に占める割合	19.2% (9位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	605人 [35.0%]
要介護1, 2	648人 [37.4%]
要介護3以上	478人 [27.6%]

認知症があると推計される人数	950人
高齢者数に対する割合	10.6%

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	5カ所
④訪問看護ステーション	3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
介護老人保健施設	1施設

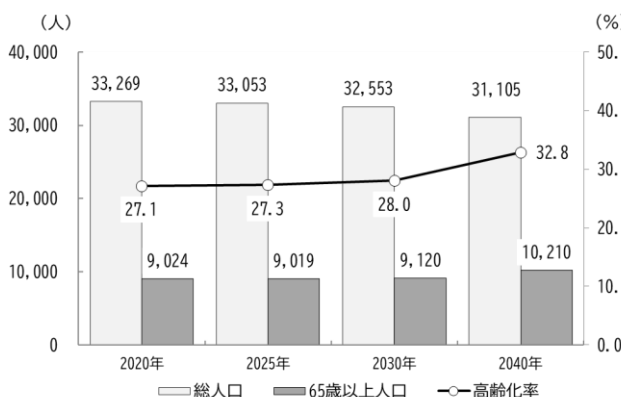
認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	6施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
看護小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

自治会・町内会	39
単位老人クラブ	14クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	4施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター なごみ	

介護予防運動自主活動団体	8団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

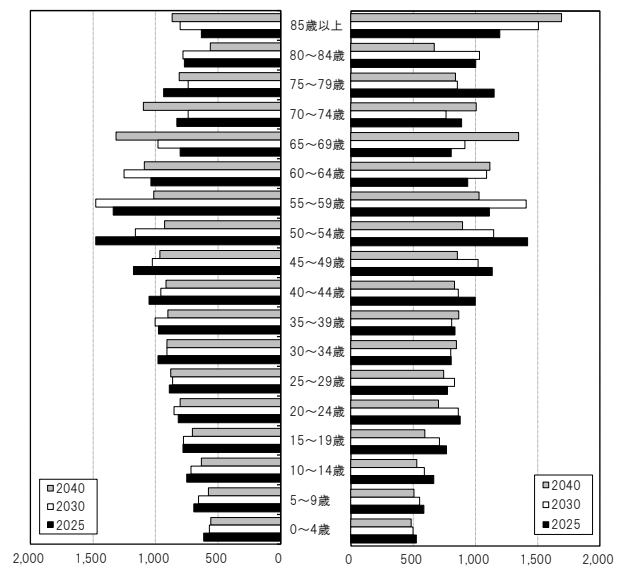
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲6.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+13.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+5.7ポイント)

【人口構造の変化】



御所見地区



御所見地区は、農地が4割強を占めており、農業振興地域として、農業基盤整備を中心にまちづくりが進められてきました。自然が豊かな一方、南部地区と比較して、バスの路線があまり密ではないなどの不便さがあります。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2023年10月1日現在)

総人口	17,883人	(12位)
高齢者人口	5,212人	(12位)
(うち、75歳以上人口)	2,825人	(12位)
高齢化率	29.1%	(2位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.7%	(2位)
ひとり暮らし高齢者人口	702人	(12位)
高齢者人口に占める割合	13.5%	(11位)
在宅ねたき高齢者人口	5人	(9位)
高齢者人口に占める割合	0.10%	(8位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたき高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2023年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,085人	(12位)
高齢者人口に占める割合	20.8%	(3位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	356人	[32.8%]
要介護1, 2	400人	[36.9%]
要介護3以上	329人	[30.3%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2023年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 621人 高齢者数に対する割合 11.9%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	4カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	2カ所
③在宅医療受入可能薬局	1カ所
④訪問看護ステーション	1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2023年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2023年10月1日現在)

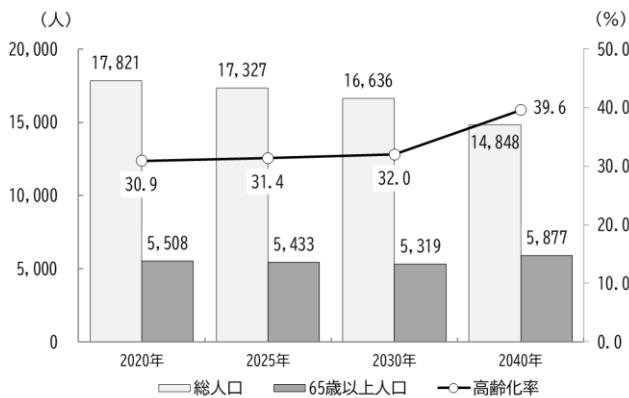
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2020年10月現在)

自治会・町内会	13
単位老人クラブ	10クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所

■今後の高齢化の見通し■

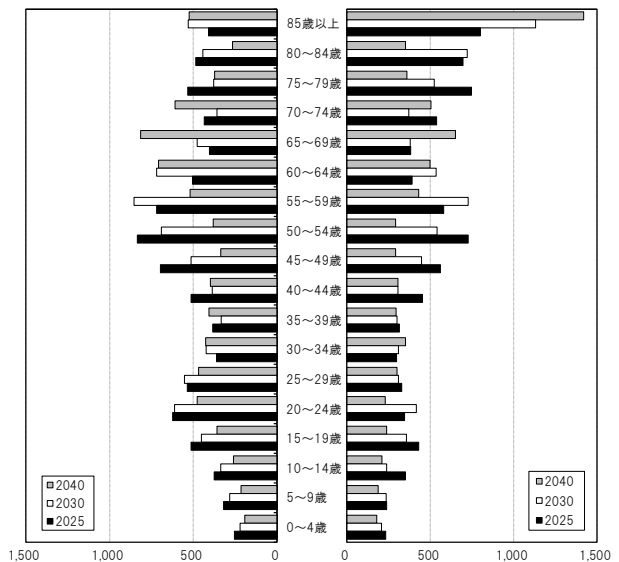
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2020年(令和2年)から2040年(令和22年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲16.7%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+6.7%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+8.7ポイント)

【人口構造の変化】



4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況

(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

■ 高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な概念から、意欲がある高齢者については、自らが担い手となり、これまで培ってきた経験・知識を生かし、社会参加を通じて、地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

■ 健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組の推進

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが重要です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■ 自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、要支援・要介護状態になっても、その状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■ 重層的支援体制整備事業の本格実施

包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制を整備するため、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を2023年3月に策定いたしました。高齢者施策においても、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、ともに活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

■ ケアラー支援の充実

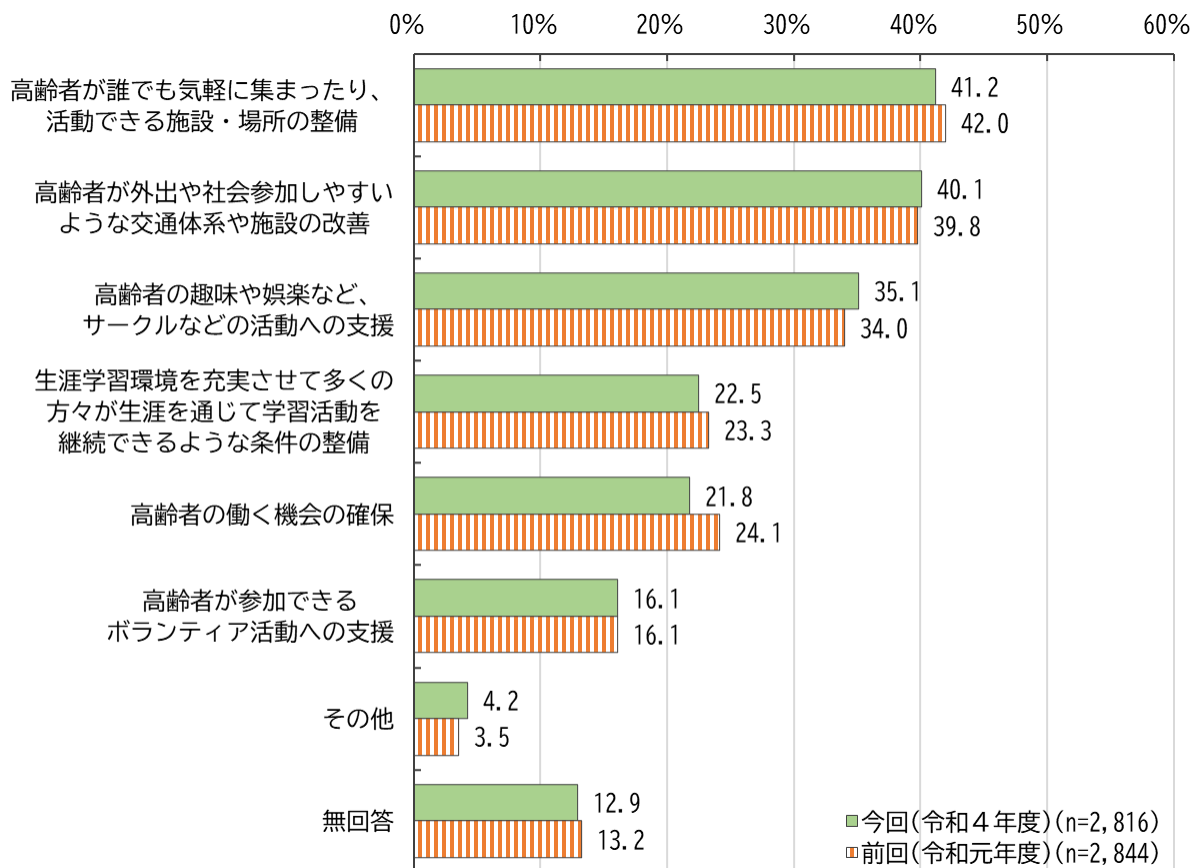
要介護高齢者などの家族をケアしているケアラーは、年齢を問わず存在しており、社会構造の変化などにより、ケアラーの中には過度のケア負担を引き受けざるを得ない人もおり、ヤングケアラーやダブルケアラーなど、ケアラーへの社会的な支援がより一層求められています。

(2)前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

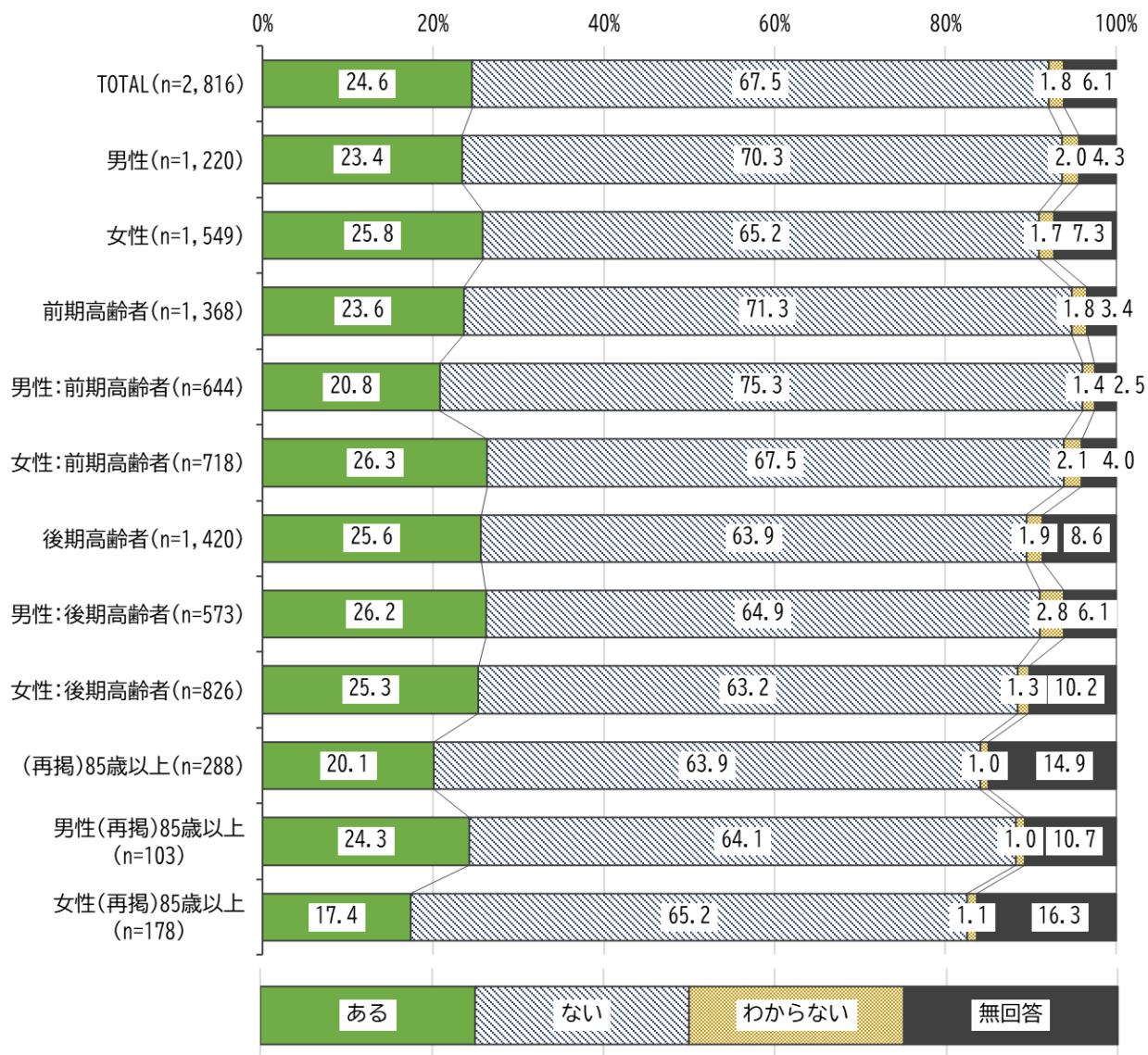
「超高齢社会」が継続している現状において、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切です。しかしながら、前計画期間においては新型コロナウイルス感染症による高齢者の多様な活動を支援する「地域団体活動」や「居場所事業」などへの影響が大きく、活動を自粛せざるを得ない状況となっていた時期などがあったことから、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりにおいても「ICTの活用」などの「新しい生活様式」を取り入れた支援が必要になっています。

○「生きがいづくり・社会参加に必要な支援」



第2章 高齢者を取り巻く状況

○「地域で参加している活動の有無」



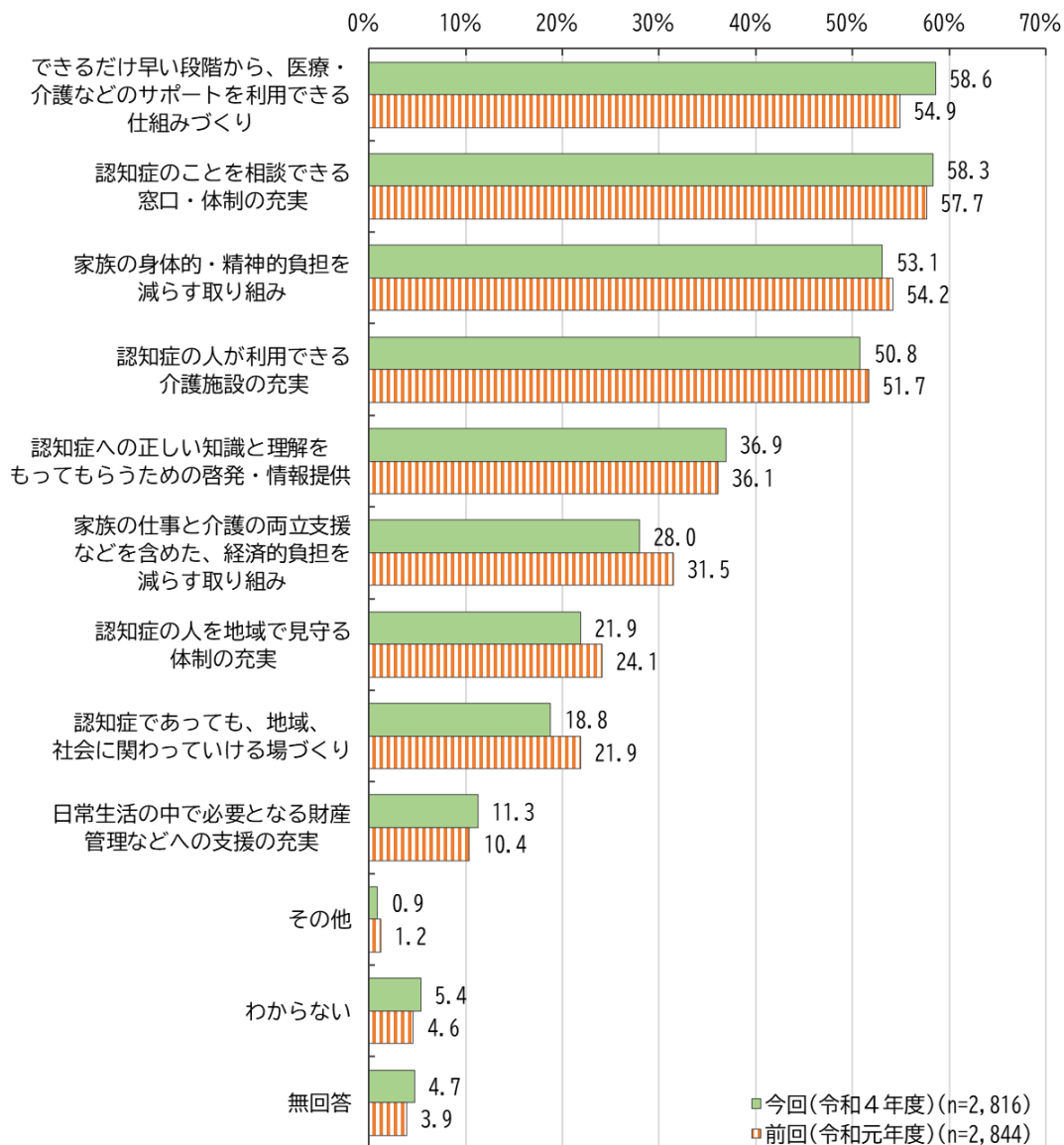
基本目標2 認知症施策の総合的な推進

認知症高齢者は、今後、高齢化の進展とともに、2025年(令和7年)には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人まで達することが見込まれ、さらに65歳以上の高齢者人口がピークになると予測される2040年(令和22年)には、800万人から950万人の人が認知症になると推計されています。

市が重点を置くべき今後の施策については、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」といった要望の回答がいずれも5割台となっており、要望の高さがうかがえます。

認知症は、特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題です。認知症を自分事として捉え、認知症高齢者とその家族が孤立しない地域づくりを進めるため、今後も、普及啓発と支援の充実を両輪とした取組を推進していきます。

○「市が重点を置くべき認知症施策」



【藤沢おれんじプラン】

本市の認知症施策は、2019年(平成31年)4月に作成した「藤沢おれんじプラン」に基づき、令和5年度までの目標として「知る」「集う」「支える」をキーワードに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域、医療・保健・福祉の専門職、民間企業等多様な主体の人と連携し、認知症の普及啓発事業や、認知症本人、その家族への支援を実施しています。

また3つのキーワードに加えて、誰もがなり得ることから認知症に「備える」という概念の普及啓発をACPの啓発と共に進めています。

今後も増加する認知症高齢者に対する支援として、認知症本人の視点に立ち、幅広い世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症本人やその家族を地域で支える体制づくり、早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実、認知症本人、家族の思いが尊重され、本人の状態に応じた支援が受けられるよう支援者の対応力の向上、認知症予防の取組を、多様な主体とともに協働して推進していくことが重要です。

【認知症施策推進大綱】

国は、2019年(令和元年)6月18日に「認知症施策推進大綱」を認知症施策推進関係閣僚会議にて取りまとめました。

認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことが、できるような環境整備が必要です。

2025年(令和7年)に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症本人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものです。

「共生」とは、認知症本人が、尊厳と希望をもって認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きることであり、「予防」は、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

本大綱は、以下の5つの柱に沿って施策を推進し、これらの施策は認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。

～5つの柱～

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

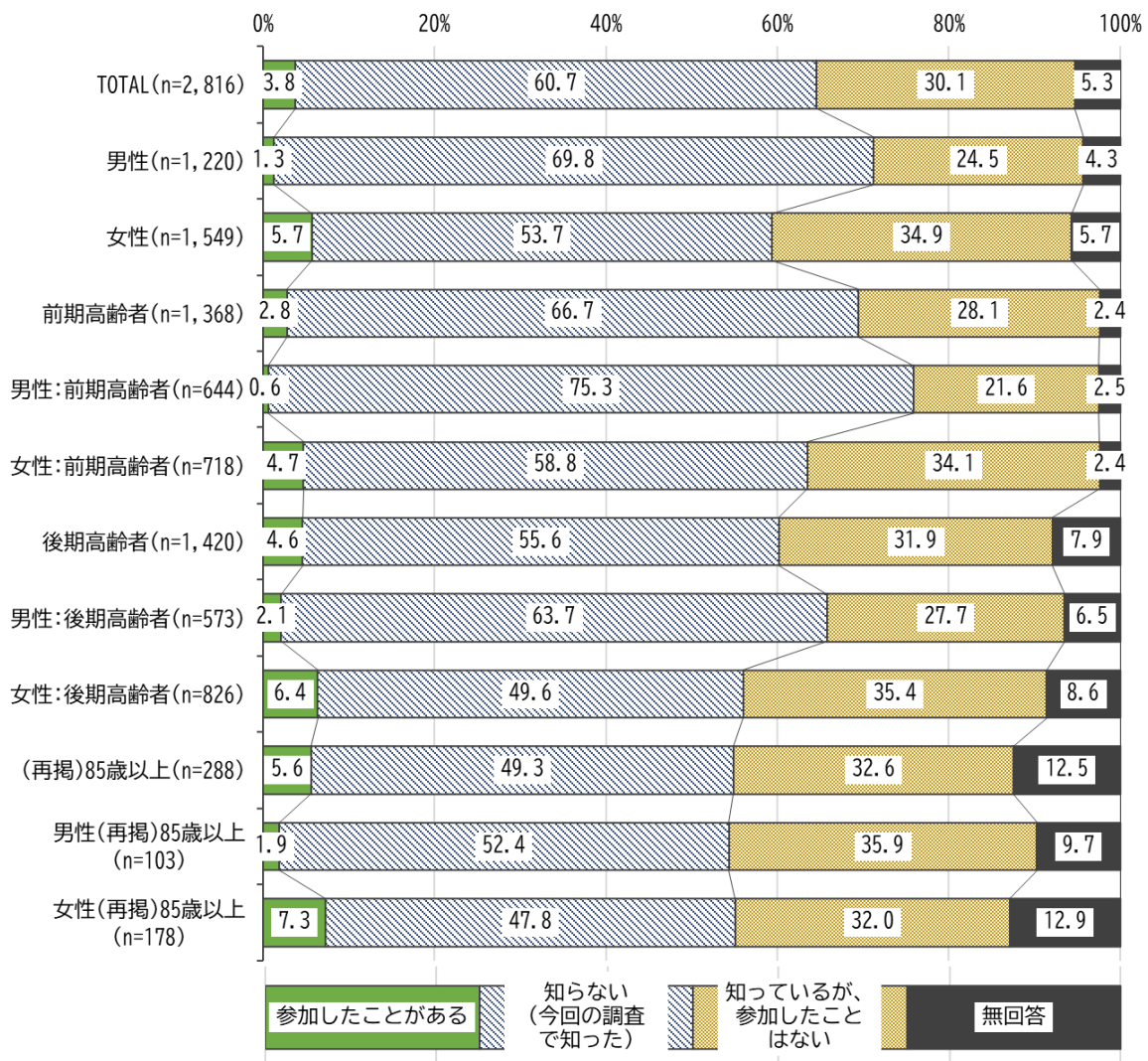
基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

市で実施している介護予防に関する講演会・講座や地域での住民主体の介護予防実施の場への参加について、アンケートの結果をみると、「参加したことがある」が3.8%、「知っているが、参加したことはない」が30.1%となっています。別の質問で聞いた「外出しない・外出が少ない」理由では「コロナ禍であるため」が最も高くなっていたことから、その影響も表れていると思われます。

本市では7期計画から『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）の視点で、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりを進めてきました。地域では、介護予防の講座をはじめボランティアに参加したい高齢者等を対象とした相談や講座を行っている「地域ささえあいセンター」への支援など、多様な主体による取組が行われています。

今後も、介護予防と健康づくりの機会増大のため、高齢者の介護予防、フレイル予防に着目した取り組みを行い、様々な地域活動を充実させていく必要があります。

○「介護予防実施の場の参加経験」



基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

要介護認定を受けた場合の生活について、アンケートの結果をみると、「介護サービスを利用しながら自宅で生活したい」が60.5%と6割を超えています。在宅生活へのニーズは高く、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、市では医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりを進めてきました。

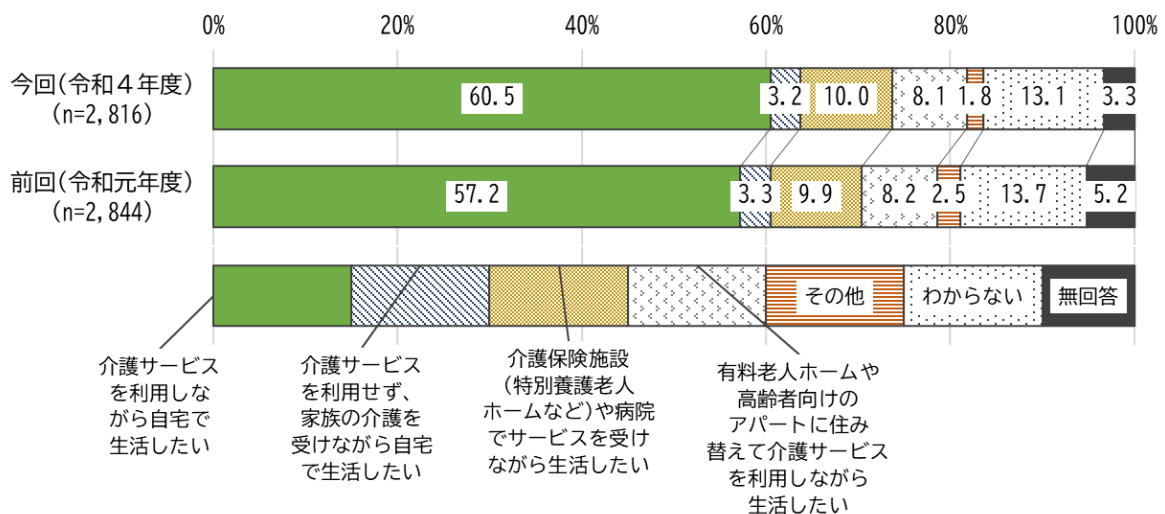
在宅医療支援センターは、医師やケアマネジャー等の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、病院とかかりつけ医や介護関係者等を結びつけるコーディネート役となり、在宅医療・介護連携を推進するための拠点となっています。

また、医療・介護及び福祉関係者が参加する多職種研修会や地区別懇談会の実施、かかりつけの医療機関をもつことや看取りなどの市民への普及啓発として出前講座を行いました。

今後も高齢化は進展し、医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者の増加が予想されることから、在宅医療支援センターを中心に、医療・介護及び福祉の関係者と連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護連携を推進する必要があります。

地域がめざす姿を住民や医療・介護及び福祉の関係者と共有をしながら、高齢者の地域での日常生活を支援していきます。

○「要介護認定を受けた時の生活についての希望」



基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

超高齢社会を踏まえ、介護保険サービスの充実を図る必要性があり、これまで特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、慢性的に不足している介護人材の量的・質的確保に向けた事業所等の支援に努めてきました。

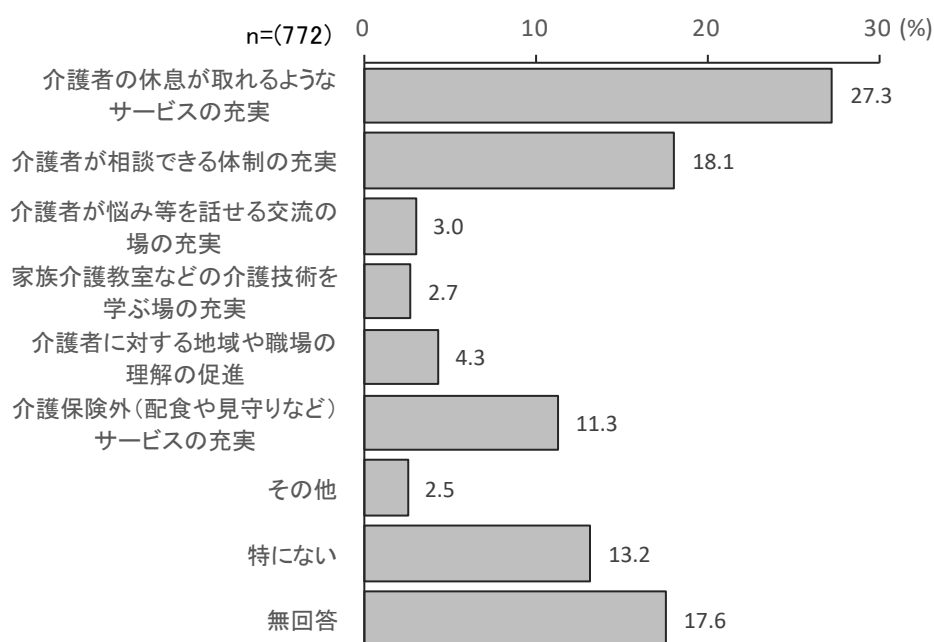
また、2018年(平成30年)4月から居宅介護支援事業者の指定及び指導・監査権限が県より移譲されたことなどから、実地指導やケアプラン点検の強化など、適切なサービス提供につながる取組を進めています。

今後、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年(令和7年)、高齢者数のピークを迎える2040年(令和22年)を見据えると、現役世代人口の急減に影響される介護保険制度の持続可能性が大きな課題となっています。その対策として、介護離職の防止や介護給付費等の適正化のほか、介護現場における担い手の確保と生産性の向上が必要となり、介護施設等における介護ロボットの利用推進やICT(情報通信技術)の活用による事務作業の省力化、情報共有の効率化が図られることが重要となります。

また、介護施設において安全で安心なサービス提供を継続していくために、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染予防対策とともに、近年の異常気象による風水害などの非常時における支援に関して、そのあり方とともに具体的な対応が求められています。

○「主な介護者の方が、市へ最も望む支援」

(藤沢市介護保険サービス利用状況調査:令和4年10月実施)



基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいなどの生活環境整備や安全・安心なまちづくりの推進を図っています。

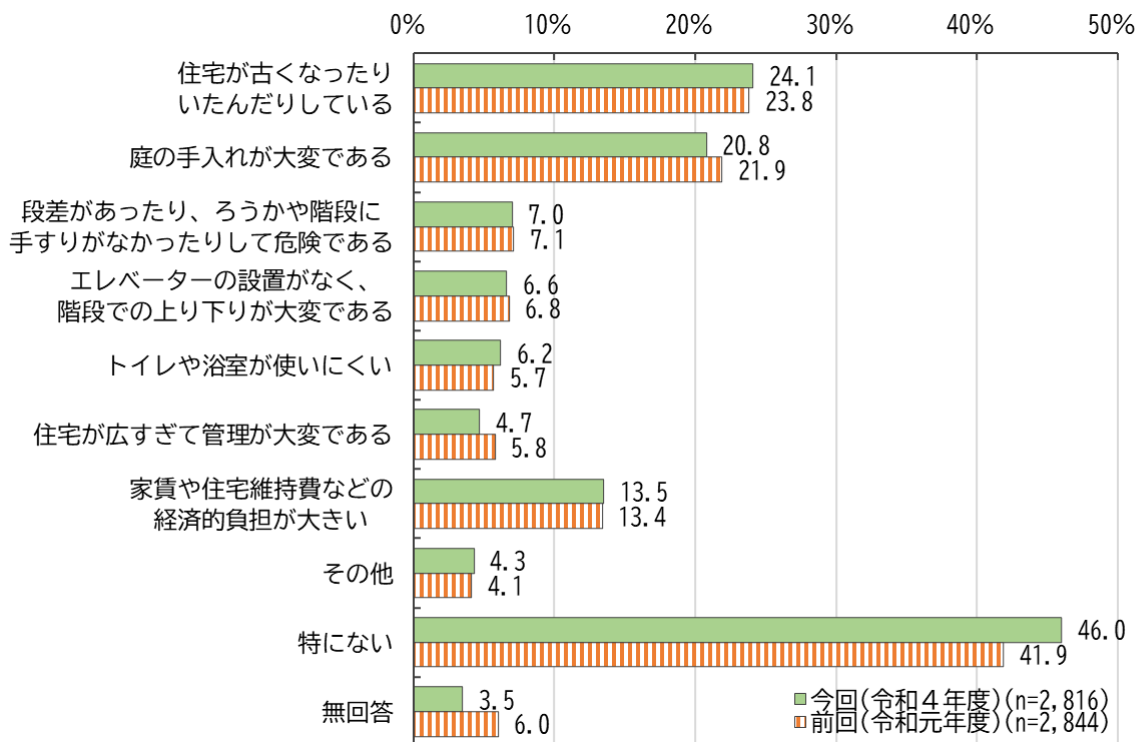
生活環境の面からは、高齢化の進展に伴い、居住環境においては、特に低所得者、単身高齢者等の賃貸住宅への円滑な入居の問題、高齢者の運転免許証自主返納の増加においては、外出・移動支援への対応、独居高齢者の増加においては、社会的孤立を防ぐ対策など、それぞれに課題が顕在化しています。

アンケートの結果からは、住まいの困りごとについて、「住宅が古くなったりいたんだりしている」、「庭の手入れが大変である」が2割台となっています。ほか、外出頻度の少ない方の理由では、前出の「コロナ禍であるため」を除くと、「外出したい場所がないため」や「自宅の周りに坂や段差が多いので、外出するのが負担に感じるため」などが挙がっています。

国においては、低所得者、単身高齢者、障がい者等の要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう、空き家等を活用した新たな登録制度を創設し、相談や見守り、家賃保証などの支援措置を講じる住宅セーフティネットの機能強化を図っています。

本市としても、このような国の動向を注視しながら、高齢者の生活環境やニーズに応じた多様な住まいの確保支援について住宅施策と連携した居住環境づくりを進めるとともに、地域住民と連携しながら移動支援の具体的な検討や、社会的孤立の防止、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

○「住まいについて困っていること」



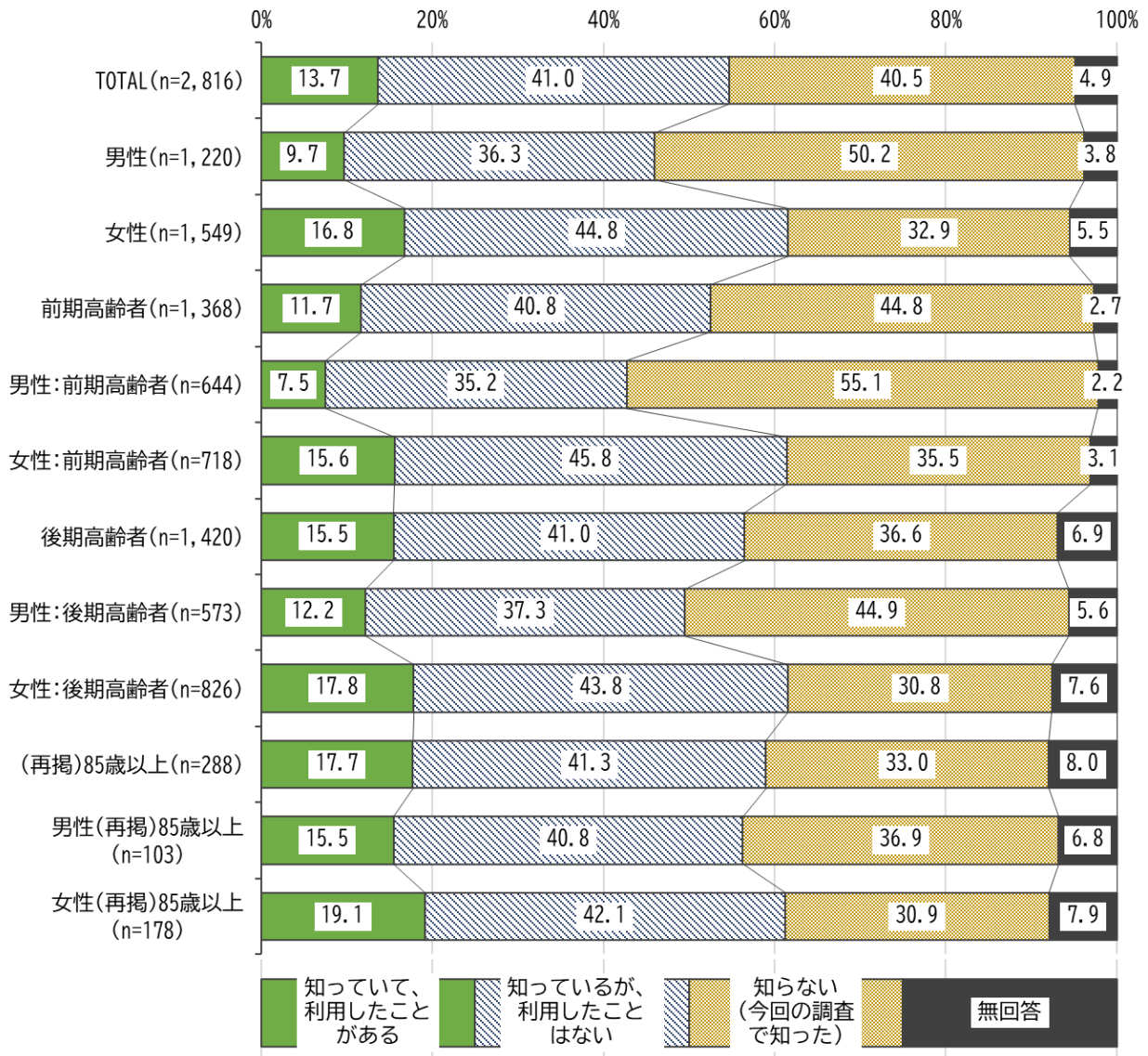
基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

「地域包括支援センター(いきいきサポートセンター)」の認知状況については、「知っていて、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」を合わせて、半数を超える 54.7% が『知っている』となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくいつまでも安心して生活ができるよう、様々な困りごとを相談できる地域の拠点として「いきいきサポートセンター」を各地区に配置し、支援してきました。さらに、サテライト型センターの設置や、生活困窮者支援法に基づく相談窓口も整備され、13 地区にコミュニティソーシャルワーカーが配置されるなど、地域の活動団体と連携し、「地域の縁側」「地域ささえあいセンター」を整備するとともに、包括的な支援体制づくりを進めてきました。

今後もさらに地域団体との連携を深め、個別のヒアリング等も行いながら地域の課題を把握し、地域包括ケアシステムの推進につなげていく必要があります。

○「地域包括支援センターの認知度」



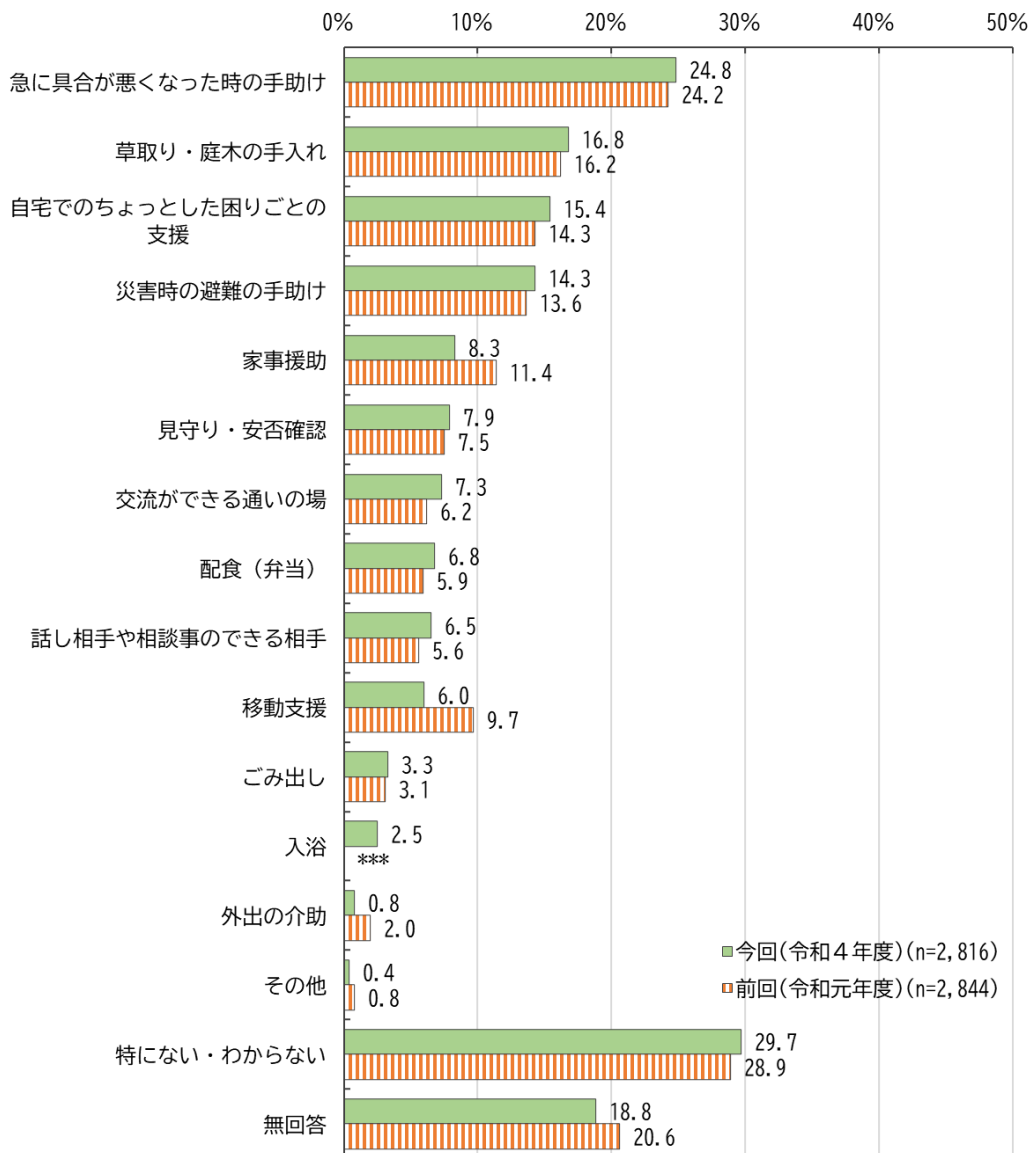
基本目標8 非常時(災害・感染症等)の対応

市では、平常時からの顔の見える関係づくりや、多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながることから、地域の住民が一体となって防災訓練や情報共有など、地域づくりを通じて顔の見える関係づくりを促進し、災害時においても「誰も取り残さない、取り残されない」支援を進めてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などの経験から「顔と顔の見える関係づくり」や「社会とのつながりの大切さ」を再認識した時期でありました。引き続き、新しい生活様式など感染症対策を講じながら、重症化リスクの高い高齢者が在宅生活を続けるための居場所や介護サービス等の安定的な提供体制の構築に努めてまいります。

今後も地域の医療機関や福祉施設との連携を強化し、継続的なサポート体制を整備することで、地域の特性やニーズに合わせた施策を展開します。

○「現在のお住まいで生活を続けていくうえで、あれば助かる地域の手助け」

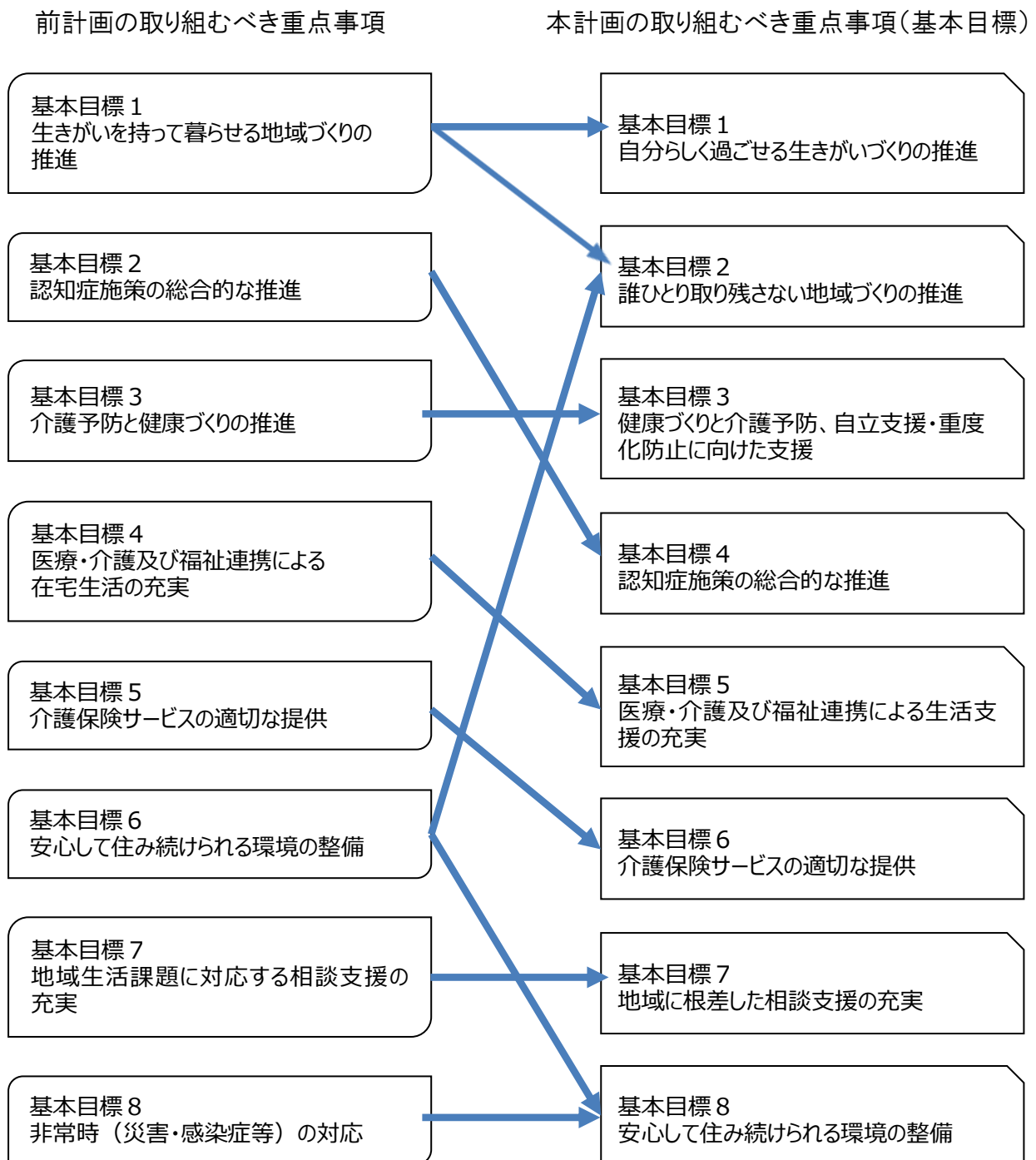


(3)本計画で取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2023」の取り組むべき重点的事項は、「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」を掲げ進めてきました。

本計画においても、地域包括ケアシステムを更に広げ、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継承するとともに、「孤独・孤立対策」や「重層的支援体制整備事業実施計画」に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。



第 3 章

基本構想

1. 理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、2025年を迎える現状と2040年を見据えた社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

一人ひとりの思いに
寄り添えるまち ふじさわ

一人ひとりの 思いに寄り添えるまち ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの思いに寄り添い、その人らしい暮らしを行政・地域団体など様々な機関で支えていくことが重要であることから、今後も地域共生社会の実現に向けた、本市における地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざすものです。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

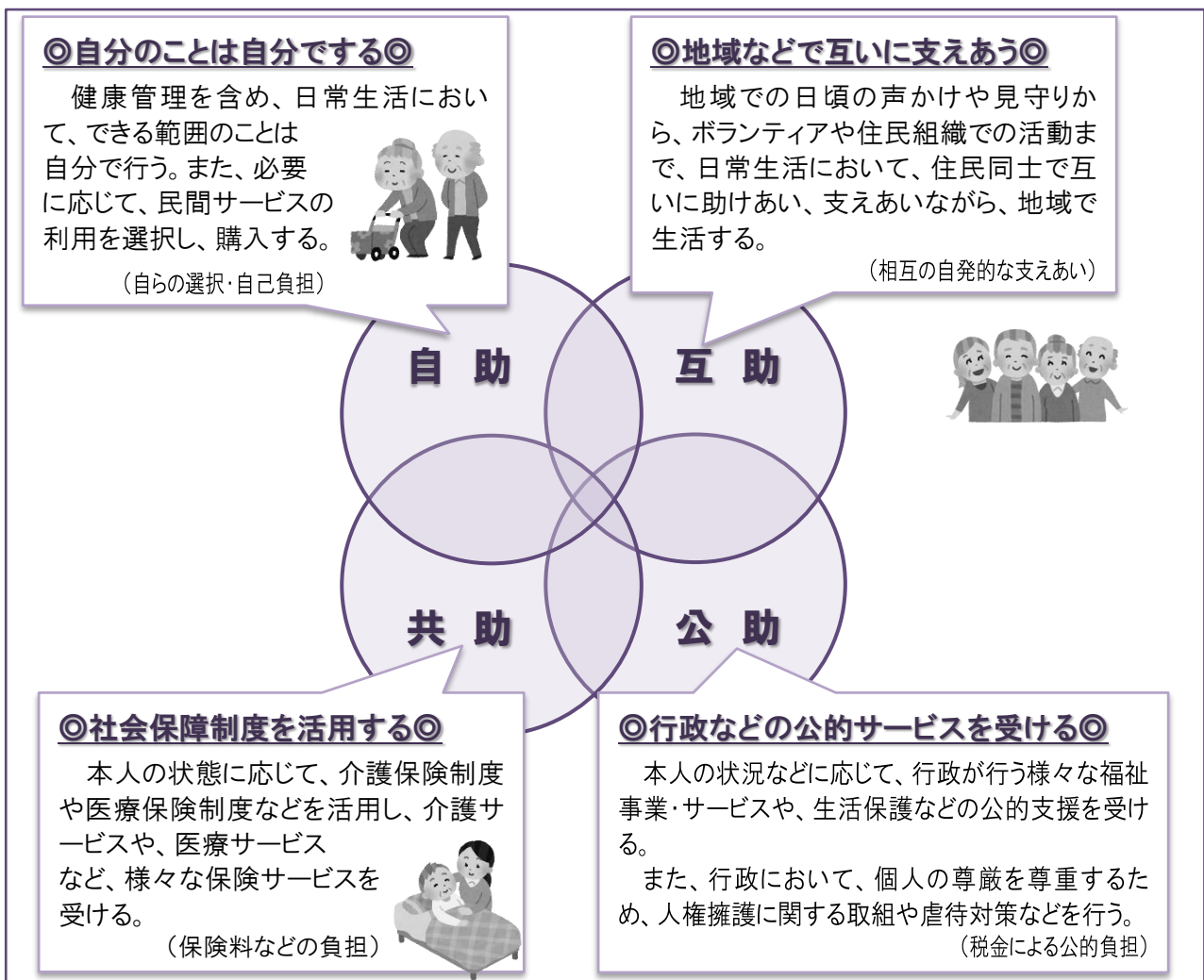
2. 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を深化・推進する必要があります。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加する状況において、地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要です。特に、多様化する生活支援ニーズに対応した「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります〔図表3-1〕。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

図表3-1 地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」



本市の理想とする高齢社会像を実現していくために、健康寿命日本一をめざすとともに、前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を引き続き、継承していきます。

(1)いつまでも健やかな生活を続けることができるよう支援します

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年(令和7年)を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据え、元気で意欲ある高齢者がこれまで培った知識と経験を活かし、趣味活動のみならず、地域活動の担い手となり、やりがいを見つけることで心身ともに健やかな生活に繋がるものと期待されます。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

(2)住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう支援します

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるためには、身近な地域の中でその生活状況や健康状態に合わせた仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

(3)お互いに支えあい、助け合う地域づくりを推進します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

(4)個人の尊厳を保持し、状況に応じた日常生活の維持・継続ができるよう支援します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望にそった支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にした支援を行います。

3. 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標 1 自分らしく過ごせる生きがいづくりの推進

2025 年を迎え、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献や生きがいづくりにつなげていくことで、高齢者がいきいきと活動することが大切です。また、「居場所づくり(社会参加)」という「集う」ことにこだわらない、「出番づくり(社会的役割)」として、好きなこと・得意なこと、ICT などを活用しながら、個人の生きがいにつながる取組を進めます。

基本目標 2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

近年における社会の変化により、今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている傾向であることや、地域におけるコミュニティが希薄化する中、孤立してしまう状態や振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれてしまうことを防ぐために、日頃からの声かけや啓発活動など地域内におけるつながりの強化のため、地域福祉を支える関係機関や団体との連携による支援体制を推進します。

また、身近なコミュニティによる平常時からの顔の見える関係づくりや、見守りの取組などは、災害時などの非常時の助け合いにつながることや、各自において「災害時の備え」について、普及啓発を行うなど、「取り残さない、取り残されない」コミュニティ、「見守り上手・見守られ上手」のまちづくりを推進します。

基本目標 3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止に向けた支援

歳はだれでも平等にとるものでありながら、生活習慣やライフスタイル、社会とのかかわり方などにより、健康状態に大きく影響が出るものであることから、『ヘルスケア』及び『コミュニティケア』の視点を持ち、生活習慣病予防やフレイル予防などに取り組んでいくことが大切です。

このことから、介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の実施、さらに、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

基本目標 4 認知症施策の総合的な推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域で共に生きていくことが求められています。

今後も、認知症の人の視点を大切にし、若い世代、企業も含む様々な対象へ、認知症に対する普及啓発を推進していきます。

また、認知症・軽度認知障がい(MCI)が疑われる場合には、早期に受診し、支援につなげるために、関係機関が有機的に連携した支援体制づくりを推進していきます。

さらに、介護者の負担軽減のために、介護サービスの活用や、認知症カフェ、家族介護者教室、家族同士のピア活動の支援などの取組の充実を図っていきます。

認知症の予防については、高齢者が集う身近な場で、認知症予防に資する活動を推進していきます。

基本目標 5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実

日常生活における医療・介護などのサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標 6 介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要もあります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、事業所指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

基本目標 7 地域に根差した相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圏域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、ますます複雑化・複合化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13 圏域における断らない相談体制のさらなる強化に加え、包括的な相談として様々な機関が重なり合い支援を展開する重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

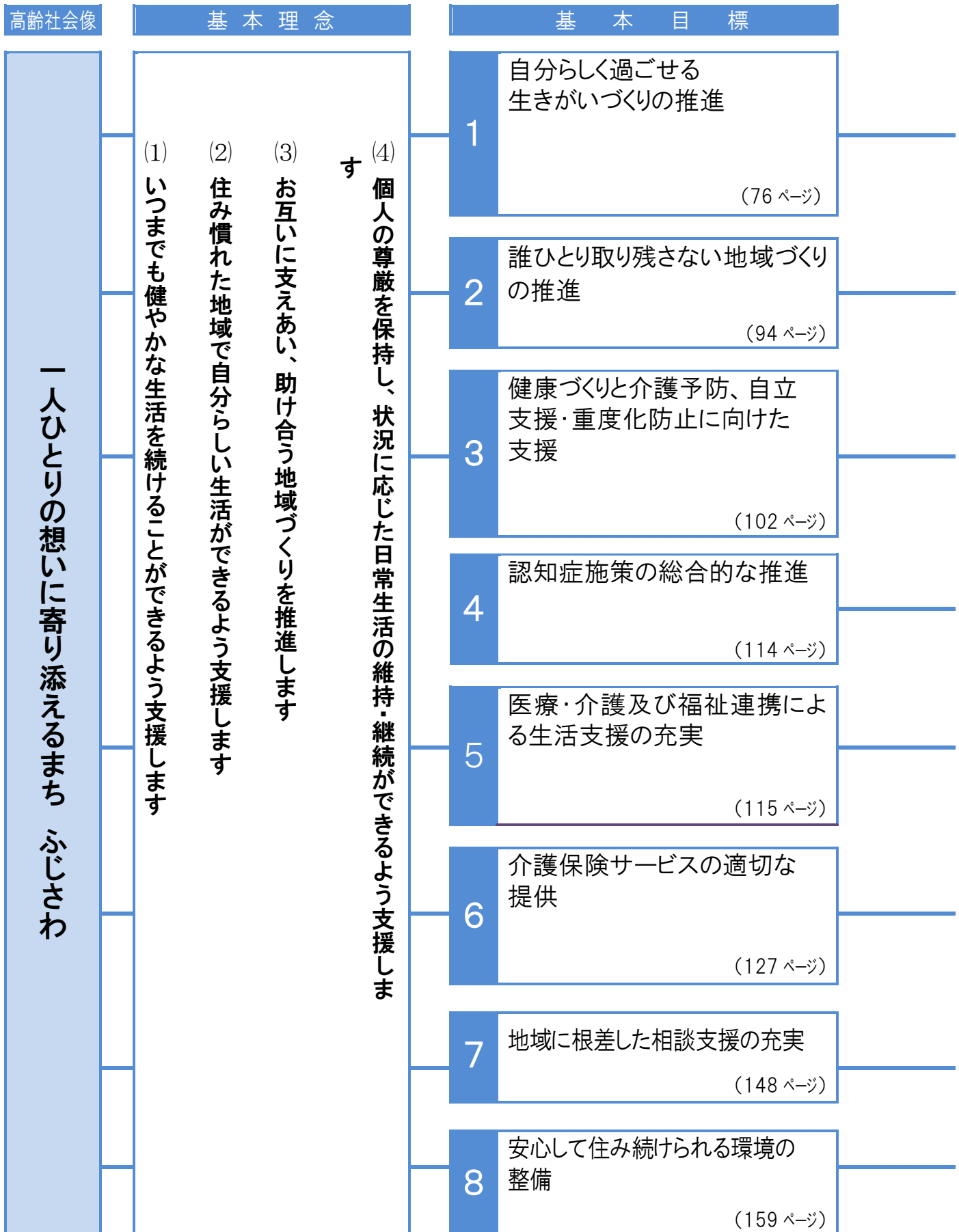
基本目標 8 安心して住み続けられる環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体の状態や日常生活におけるニーズなどの状況に応じた、住みやすい生活環境であることが重要です。多様化する高齢者のライフスタイルに応じた居住環境の確保や、バリアフリー化などの地域環境の整備について、関係機関と連動した取り組みが求められています。

また、災害時の施設入所者等の避難及び健康維持への取組として、普段からの地域コミュニティでのつながりの重要性や災害時における介護事業所や地域等との連携による支援体制の構築、避難所生活における健康維持への取組を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症による外出控えなどにより、高齢者の社会的フレイル・身体的フレイルの進行が懸念されるなどの生活への影響がありました。5類感染症に位置付けられた昨今においても、高齢者は重症化リスクが高いことから、引き続き日常的に感染対策を講じながら、サービスの提供や支援を行ってまいります。

■ いきいき長寿プランふじさわ2026の推進に向けた施策体系 ■



施 策 (施 策 の 展 開)		
1	施策1 生きがいづくりの推進 (78 ページ)	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援 (3) 終活・ACP 等の普及啓発 (4) 【新】ICT の活用・支援
	施策2 社会参加活動の支援 (88 ページ)	(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 【新】外出機会の創出
2	施策1 地域コミュニティの活性化 (95 ページ)	(1) 地域活動団体への支援 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進
	施策2 安全・安心なまちづくりの推進 (98 ページ)	(1) 日頃の安全対策の推進 (2) 地域と連携した見守り活動の推進
3	施策1 【新】地域支援事業の連動 (103 ページ)	(1) 【新】地域支援事業(各事業)との連携
	施策2 健康づくりの推進 (104 ページ)	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
	施策3 自立支援・重度化防止の取組 (106 ページ)	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 介護状態の重度化防止の取組 (3) 生活支援の体制整備 (4) 地域ケア会議の開催
4	第6章 藤沢市認知症施策推進 計画(藤沢おれんじプラン) (175 ページ)	本計画の「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」一体化について
5	施策1 日常生活の支援 (116 ページ)	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供
	施策2 在宅医療・介護連携の推進 (123 ページ)	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進
6	施策1 介護サービス基盤の整備 (129 ページ)	(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 (2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備
	施策2 介護人材の確保と介護現場の 生産性向上 (138 ページ)	(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成 支援 (2) 介護現場の生産性向上の推進
	施策3 介護保険制度の適正な運営 (142 ページ)	(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの 質の向上 (2) 適正な要介護認定と認定事務の効率化 (3) 低所得者に対する支援
7	施策 地域の相談支援体制の充実 (149 ページ)	(1) 地域の相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 【新】重層的な支援体制の整備
8	施策1 住まいなどの生活環境の整備 (160 ページ)	(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進
	施策2 非常時(災害・感染症等)の対応 (165 ページ)	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康 維持への取組 (2) 感染症対策(新型コロナウイルス感染症の影響を経て)

第 4 章

施策の展開

◇◇第4章の構成について◇◇

第4章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、第3章で定めた基本目標1～8ごとに整理してあります。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図

…74・75 ページ

：制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

基本目標

…76～168 ページ

基本目標1～8は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

：「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。



施策ごとの展開

：施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。



主な事業

：事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組を整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは3年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。また、令和5年度の実績は、9月末現在の実績を掲載しています。

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

体

事業対象の方

要支援者
(要支援 1, 2)

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加

- ・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ・ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- ・いきいきシニアライフ応援事業
- ・社会参加活動の支援
- ・地域の縁側
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・生涯学習などの支援
- ・湘南すまいるバス
- ・いきいきパートナー事業
- ・敬老事業など

介護保険サービス

予防給付

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・養護老人ホーム

健康づくりの支援

- ・健康づくりの推進
- ・高齢者の保健事業

地域支援事業<介護保険事業費会計>

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域団体への講師派遣
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域ささえあいセンター

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

包括的支援事業

- ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ・生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）

任意事業

- ・家族介護者教室事業
- ・認知症サポーター養成事業

在宅福祉サービス

- ・生活支援型ホームヘルプサービス
- ・寝具乾燥消毒サービス
- ・高齢者はり・きゆう・マッサージ利用助成事業
- ・緊急通報サービス
- ・一時入所サービス
- ・紙おむつの支給

より支援が必要

軽度要介護者
(要介護 1, 2)

中度・重度要介護者
(要介護 3～5)

介護保険サービス

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション
- ・特定福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・訪問看護
- ・短期入所療養介護

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

- ・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療支援センター、多職種研修）

- ・成年後見制度利用支援事業

- ・訪問理美容
- ・藤沢市福祉タクシー利用券

基本目標1 自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進

施策	施策の展開	主な事業
1 生きがいつくりの推進	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 78頁	① シニア世代の起業支援 78頁 ② いきいきシニアセンター (老人福祉センター) 79頁 ③ ゆめクラブ藤沢 (老人クラブ) 80頁 ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 80頁 ⑤ 敬老事業 81頁 ⑥ 敬老祝金 81頁 ⑦ いきいきシニアライフ応援事業 82頁 ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家 82頁 ⑨ 地域ささえあいセンター 83頁 ⑩ 地域の縁側 83頁
	(2) 生涯学習などの支援 84頁	① 生涯学習人材バンク 「湘南ふじさわ学びネット」 84頁 ② 高齢者を対象とした生涯学習 84頁 ③ 図書館宅配サービス 85頁
	(3) 終活・ACP等の普及啓発 86頁	① 終活・ACP等の普及啓発 86頁
	(4) ICTの活用・支援 87頁	① デジタルデバイドの解消 87頁
	2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援 88頁
(2) 高齢者の就労・就業支援の促進 91頁		① シルバー人材センターへの支援 91頁 ② 中高年齢者向け就労支援セミナー 91頁

施策1 生きがいつくりの推進

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も伸び、2019年(令和元年)では、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっています。(厚生労働省「令和元年簡易生命表」より。)今後も、男女とも平均寿命は伸び、2065年(令和47年)には、男性が84.95歳、女性が91.35歳となり、女性は90歳を超えると見込まれています。(内閣府「令和元年高齢社会白書」より。)この先100歳まで生きられる時代、つまり人生100年時代が当たり前になると考えられ、その100年時代を豊かに過ごすことができる社会を築いていくことが重要です。高齢者が地域で元気に暮らせるよう、孤独を感じている方への外出・交流機会の創設、高齢者が気軽に集まり活動できる場の提供など、高齢者の生きがいつくりを推進します。

「高齢者の保健・福祉に関する調査(2023年調査)」では、約8割強の高齢者がスマートフォンやパソコン等を活用している結果があり、デジタルツールを使った生活は当たり前のことになりました。一方で、未だにデジタルの利用ができず置き去りにされている人々も多く存在します。そうしたデジタルデバインド(情報格差)の解消に向けた支援を検討します。

(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援

【主な事業】

① シニア世代の起業支援		産業労働課
事業の概要	(公財) 湘南産業振興財団等と連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ①創業支援資金「キュンとするスタートアップ」を利用するシニア世代に対する金融支援(融資、信用保証料補助、利子補給) ②コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援	
これまでの取組	起業への意欲や豊かな経験を持ったシニア世代へコミュニティビジネスの創出を支援するため、個別相談、セミナー等事例発表会などを実施しました。	
今後の取組	シニア世代の知識や経験を生かし、セカンドライフとして多様な分野で起業を目指せるよう周知し、セミナー等による支援を行います。	

② いきいきシニアセンター(老人福祉センター)		高齢者支援課
事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こぶし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています（指定管理業務）。	
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の5類移行後に大広間や囲碁・将棋コーナー、図書コーナー等の一般開放を再開し、居場所としての施設利用が可能になりました。 感染症対策に配慮しながら、高齢者の社会参加や生きがいがづくりの促進を図っています。	
今後の取組	老人福祉センターの本来の役割を達成するために、感染症対策に配慮しながら、多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した事業を引き続き展開していきます。 また、やすらぎ荘と湘南なぎさ荘については、老朽化が進んでいることから、再整備について検討していく必要があります。	

いきいきシニアセンター(老人福祉センター)の今後の考え方について

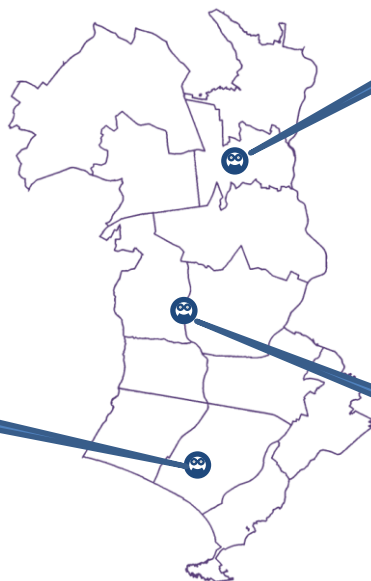
老人福祉センターについて、年々高齢者人口が増加している中において、その基本的な機能については、継続していく方向で検討する必要があります。

施設を開設した当時と現在では、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していることや、やすらぎ荘及び湘南なぎさ荘の2館については、特に老朽化が著しい状況であり、現施設の継続使用は極めて厳しい状況となっていること等、今後の施設整備について、こうした点を踏まえ、藤沢市公共施設再整備基本計画の方針に則り、市内全体のバランスを考慮しつつ、他の公共施設等との複合化を原則として検討してまいります。

老人福祉センターとは：

高齢者の各種相談、健康の増進、教養の向上を目的とした施設です。
各種イベント、サークル活動など行っています。

湘南なぎさ荘 鵜沼海岸 6丁目17番7号



こぶし荘 下土棚 800 番地の 1



やすらぎ荘 稲荷 586番地



③ ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)		高齢者支援課
事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。	
これまでの取組	単位老人クラブに補助金を交付することにより、各クラブの運営や活動を支援してきました。 また、藤沢市老人クラブ連合会が実施する様々な事業において藤沢市老人クラブ連合会事務局及び地区役員等と連携することで、市内老人クラブ活動の一層の活性化を図っています。	
今後の取組	各クラブの運営や活動の支援を行うとともに、クラブ数・会員数の減少や役員の担い手不足などの課題の解決に向けて、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、LINEを活用した周知等による新たな層へのアプローチ方法や他組織との相互協力による柔軟な体制づくりなどについて検討していきます。	

④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会		高齢者支援課
事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。	
これまでの取組	高齢者福祉大会の実施により、高齢者の主体的な生きがい創造活動を啓発し、また、高齢者スポーツ大会の実施により、高齢者の健康増進・介護予防の促進等を図っています。 これらの大会は市内老人クラブが一堂に会する場となっており、高齢者相互のコミュニケーション及び情報交換の促進につながっています。	
今後の取組	高齢者の生きがいつくりと社会参加を支援するとともに、クラブ活動の活発化、高齢者同士の交流、会員の加入促進、健康増進・介護予防を図るため、引き続き実施していきます。参加人数の減少が懸念されるスポーツ大会においては、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、参集方法の確保など参加を促すための実施方法を検討していきます。	

⑤ 敬老事業		高齢者支援課
事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老事業を開催しています。	
これまでの取組	83歳以上の高齢者を対象として各地区社会福祉協議会が行う敬老事業に対して補助金を交付し、各地区の実情に応じた事業を実施するための支援を行いました。	
今後の取組	各地区社会福祉協議会で様々な事業を実施しています。各地区の事業実施結果の集約と情報共有に努め、各地区が趣向を凝らした事業を実施できるよう、引き続き支援を行っていきます。	

⑥ 敬老祝金		高齢者支援課
事業の概要	<p>高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。</p> <p>①90歳(卒寿)の人への敬老祝金の贈呈 ②100歳(百寿)の人への市長訪問による祝金と花束などの贈呈[百歳訪問]</p>	
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症の影響により市長による百歳訪問を中止した時期もありましたが、祝金・祝品については民生委員の協力のもと、贈呈することができました。	
今後の取組	多年にわたり、社会の発展に貢献された高齢者へ敬愛の意を表し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。	

⑦ いきいきシニアライフ応援事業		高齢者支援課
事業の概要	シニア世代が「生きがい」を感じるとともに地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動等の情報を提供し、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを目的として実施しています。	
これまでの取組	事業実施により、シニア世代が地域活動に気軽に参加できるきっかけづくりを図っています。	
今後の取組	今後も引き続き、シニア世代が地域活動に参加できるきっかけづくりを実施しますが、地域活動見本市の開催方法やシニア向けの情報誌・情報サイトにおける新たな課題に対して検討を進めていきます。	

⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家		高齢者支援課
事業の概要	地域におけるふれあいの場、レクリエーションの場として高齢者の健康増進を図る施設です。 地域に古くから伝わる文化・芸術を次世代へ伝承するために高齢者と次世代が交流を図る施設です。	
これまでの取組	事業実施により、高齢者の健康増進及び高齢者と次世代の世代間交流を図っています。	
今後の取組	今後も多様化する高齢者のニーズを把握していきながら、引き続き、施設運営等を進めていきます。	

⑨ 地域ささえあいセンター		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>高齢者等が気軽に立ち寄ることのできる場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。</p> <p>また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。</p>	
これまでの取組	<p>藤沢、長後、村岡、明治の4地区に、「地域の縁側」の「基幹型」として整備されています。</p>	
今後の取組	<p>これまでもあがってきていた類似事業との整理及び重層的支援体制整備への位置づけについて、生活支援体制整備事業と併せて検討を継続します。</p>	

⑩ 地域の縁側		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援しています。</p>	
これまでの取組	<p>2023年(令和5年)4月1日現在、各地区1カ所以上、市内39カ所(基本型26カ所、特定型7カ所、基幹型4カ所、介護予防特化型2カ所)で地域の縁側を実施しています。</p> <p>現状の課題としては、一度審査会にて事業決定した団体は次年度以降に書面による審査及び居場所事業の研修会等を行っていますが、なかなか情報共有がなされず、事業者間の居場所事業としての格差が生じてしまうことです。</p>	
今後の取組	<p>新型コロナウイルス感染症拡大によって、利用者だけではなく、運営者サイドのモチベーションへの影響も大きいものとなりました。</p> <p>既存の運営団体の活性化につながる取組や設置個所数の少ない地区へのアプローチや事業廃止によってなくなってしまうエリアへの補完等について検討を継続します。</p>	

(2)生涯学習などの支援

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」		生涯学習総務課
事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ人が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。	
これまでの取組	<p>多様な分野の知識や技術・技能、豊かな体験や経験を有する人に登録していただくため、冊子やホームページにおいて人材バンク制度の周知を行っています。</p> <p>さらに制度の利用促進を目的として、生涯学習活動推進室学習サロンスペースを活用した人材バンク体験講座「ふらっとフラッポ」や活動内容・作品展示、登録者の活動紹介動画のYouTube配信、制度を利用可能な施設従事者を対象とした人材バンク登録者体験会を実施しました。</p> <p>また、より質の高い学びの提供を目的として、人材バンク登録者を対象とした「市民講師養成講座」を実施しています。</p>	
今後の取組	登録件数については、登録者のライフスタイルや高齢化が主な理由で取消件数が増加傾向となっています。また、利用件数についても新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には至っていないため、今後はより多くの登録及び利用促進のため、周知等を行っていきます。	

② 高齢者を対象とした生涯学習		生涯学習総務課
事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。	
これまでの取組	<p>市内の13公民館で高齢者を対象とした事業を実施しており、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やしてきました。</p> <p>また、新たな生活様式の浸透によりニーズが高まった、「スマートフォン」や「ウェブ会議システム（Zoom）」などオンラインツールをテーマにした事業を実施し、デジタルデバイドの解消に努め、高齢者がいきいきと学習し、活動できる機会を提供しています。</p>	
今後の取組	<p>現計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響があり、すべての年度で目標を達成することはできませんでしたが、年度を重ねるごとに事業実施数・参加者数を増やし、2022年度には目標を達成することができました。</p> <p>今後も引き続き高齢者を対象とした事業を実施し、いきいきと学習、活動する機会を提供していきます。</p>	

③ 図書館宅配サービス		総合市民図書館
事業の概要	<p>図書館・図書室に来館・来室することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。</p>	
これまでの取組	<p>市内の高齢者や障がいのある人のご要望に基づき、図書館資料の宅配を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、感染対策（最小限の会話・短時間での受け渡し・必要に応じてドアノブに掛けて受け渡しをする等）をして事業を継続しています。</p> <p>事業の活動主体はボランティアで、図書館・図書室に職員が準備した図書館資料を、ボランティアが利用者の居住地（自宅や介護施設等も含む）へ宅配しています。</p>	
今後の取組	<p>宅配サービス利用者・ボランティアが増加傾向にあるものの、依然として利用者の居住地区とボランティアの活動可能地区がマッチしないことが課題となっています。</p> <p>ボランティアが不足している地区は職員による宅配を実施し、逆に多い地区はボランティアが待機の状態となっています。</p> <p>その状況の改善のため、特に幅広い年齢層へのボランティア募集に取り組んでいきます。具体的な募集施策の一つとして、大庭地区への地域回覧を実施しました。今後はその反響を見て更なる周知の拡大を検討予定です。</p> <p>また、若年層を含めた多くの市民への周知方法として、図書館ホームページへの引き続きの掲載に加えて、藤沢市図書館公式X（旧Twitter）での投稿を予定しています。</p>	

(3)終活・ACP等の普及啓発

自分のために、家族のために、知ってください 「終活とACP」

生きてると誰でも「可能性」として、災害や事故に巻き込まれたり、病気を発症するかは、誰にも予測できないものであることから、「思いがけないしもの時」が訪れたとき、ご自身だけではなく家族を助けるための準備を『終活』と呼んでいます。終活ノートはご自身の意思を書き留めるノートです。

ACP＝アドバンス ケア プランニングとは、もしもの時のために、自身が望む「医療やケア」について、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みです。

終活ノートの項目

- ・「わたし」のこと
- ・親戚・友人リスト
- ・介護・医療について
- ・葬儀・お墓について
- ・「わたしの今まで」について
- ・大切な人へのメッセージ

など



終活ノートは、好きなところから、書いておきたいことから、気が向いたときに書き進めて、何度書き直してもよいものです。

ノートの存在は家族や信頼できる親しい人に伝えることが大切です。

① 終活・ACP等の普及啓発		地域医療推進課 高齢者支援課
事業の概要	もしもの時のために、自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みをACPと呼びます。一人ひとりが自分らしく最期まで過ごすことができるよう、「自分はどう生きたいか」「大切な人の健康状態が危機的な状況になったときにどう支えるか」という視点で、ACPや人生の最終手段における医療や介護について知識を持ち、考えるためのきっかけとして、普及啓発を行います。	
これまでの取組	医療・福祉部門が連携し、主に高齢者を対象とした講座やイベントにおいて終活ノートを活用し、住民一人ひとりが自分らしく最期まで過ごすことができるよう、ACPや人生の最終段階における医療や介護について知識を得るとともに、考えることができるよう、普及啓発を図りました。	
今後の取組	引き続き、様々な分野の多機関や関係課と連携し、ACPの普及啓発を行うとともに、高齢者に限らず、高齢者を支える世代にもACPについて知り、考えていただけるよう、様々な機会をとらえて普及啓発を図っていきます。	

(4)【新】ICT の活用・支援

【主な事業】

① デジタルデバイドの解消		デジタル推進室
事業の概要	誰一人取り残さないデジタル社会をめざし、スマートフォンの利用に不慣れな方等を対象に、スマホ講座やスマホ相談窓口等を実施します。	
これまでの取組	公民館や地域の縁側等の身近な場所におけるスマホの基本操作に関する講座を実施しています。また、講座の受講中は理解できても、その後いざやろうとすると分からないといった方向けのフォローアップとして、スマホの基本操作に関する不明点を何でも相談できる「スマホ何でも相談窓口」を市内8地区において実施（R4年度はモデル事業を実施）する予定です。なお、チームFUJISAWA2020のボランティアが、相談窓口の相談員を担っています。	
今後の取組	引き続き公民館での講座を実施するとともに、自治会町内会等の単位での講座を実施し、また、相談窓口も更に多くの地区で開催することで、より身近な場所で講座の受講や相談ができるよう、取組を推進します。	

施策2 社会参加活動の支援

高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年(令和7年)を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいつくり、社会参加施策の重要性がより一層高まり、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していくことが期待されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体等への活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

超高齢社会を迎えた中、日常生活において支えの必要な高齢者でも、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じることができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

(1) ボランティアの育成・支援

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携		福祉総務課
事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」(藤沢市社会福祉協議会が運営)と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。	
これまでの取組	藤沢市市民活動推進センターやチームFUJISAWA2020と協働し、現在、ボランティア活動をしている人とこれからボランティア活動を始めようと考えている人を対象に藤沢のボランティア活動について意見交換を行うなどボランティアや地域活動の担い手の育成に努めています。	
今後の取組	市民活動推進センター、チームFUJISAWA2020、各地区ボランティアセンターとの情報交換を実施することで、ボランティア活動の充実とボランティア団体への支援を協働して取り組みます。	

② 地区ボランティアセンターへの支援		地域共生社会推進室
事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。	
これまでの取組	市内12地区に開設されている地区ボランティアセンターの運営にかかる費用について支援しています。	
今後の取組	課題としては、ボランティア担い手の高齢化、担い手不足などが中心に上げられています。 また、市社協が開催した地区ボランティアセンターの連絡会において、地区毎に実施している事業内容や有償無償の違いがあることが共有されたことから、ふじさわボランティアセンターと連携しながら更なる現状の把握に努め、支援の在り方について検討を進めていきます。	

③ いきいきパートナー事業		地域共生社会推進室
事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大5,000円の支援金を支給します。	
これまでの取組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設等が地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように、事業を実施しました。 課題としては、ボランティア登録者に対しての継続的なフォローアップを行う必要があります。	
今後の取組	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、ボランティア受け入れ先の状況にも変化が出る可能性が高まります。 これまであまりできていなかった受入施設の拡大に向けた取組やパートナー登録者に向けた研修などを実施していきます。 また、ボランティアポイント制度のあり方について、デジタル化も含め、市全体の動きに着目しながら検討を続けます。	

④ チーム Fujisawa2020 の活用・周知		市民自治推進課
事業の概要	ポータルサイトを活用した、ボランティア活動のさらなる活性化を図る取組です。 （東京2020大会での市民参加の盛り上げりを継続するレガシー事業）	
これまでの取組	2021年10月にポータルサイトを開設し、個人・団体登録の促進と合わせて、事業の周知を実施してきました。2023年からは湘南工科大学地域連携センターに窓口を移管し、大学連携事業として新たにスタートをしました。	
今後の取組	市内の地域活動との連携を進め、ボランティア活動のさらなる活性化を図ります。	

(2)高年齢者の就労・就業支援の促進

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援		高齢者支援課
事業の概要	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、(公財)藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。	
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するため、就業開拓コーディネーターによる新規受託事業の開拓や就労に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。	
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと自分らしく過ごせる生きがいつくりの推進として、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活用した働く機会の提供及び社会参加を促進するため、会員が希望する職種に就業できるよう引き続きシルバー人材センターへの支援を行っていきます。	

② 中高年齢者向け就労支援セミナー		産業労働課
事業の概要	キャリアを生かした再就職・転職を希望している人や定年後を見据えた働き方を考えたい人などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。	
これまでの取組	中高年特有の就職活動における問題を踏まえ、経歴の整理や仕事の探し方等を学ぶセミナーを実施し、自分に合った生き方や働き方を含めた就労支援を行っています。	
今後の取組	今後については、参加者のアンケート結果を活用し、より良い就労支援セミナーの計画立案によって応募者数増加につなげるとともに、実施回数を見直しを図ります。また、神奈川県と連携し、中高年向けセミナーの共催を実現することでセミナー実施回数の増加も図ります。	

(3)【新】外出機会の創出

【主な事業】

① 【新】スマートフォンを活用した事業(みんチャレ)		高齢者支援課
事業の概要	コロナ禍で懸念された高齢者のフレイル対策として、高齢者の外出意欲の向上・活動範囲の拡大が課題となっています。人とのつながりや健康増進を図ることを目的にデジタルデバイドの解消を目指し、スマートフォンアプリを活用した高齢者の外出のきっかけづくりを支援します。	
これまでの取組	人とのつながりや健康増進を図ることを目的に、令和4年度から全国初の取り組みとして産学官の協働により、スマートフォンアプリを活用した事業を試行的に実施しました。その結果、人とのつながりが広がり、外出意欲が高まるという一定の成果が得られたことから、「いきいきシニア外出支援事業」として本格運用しました。	
今後の取組	当初の外出支援だけでなく、「身近なコミュニティ形成」や「デジタルデバイドの解消」などを目的とした、新たなメニューを加えて展開していることから、引き続き、きめ細かな高齢者の支援を図り、地域共生社会の実現に向けた施策を展開してまいります。	

外出支援事業について

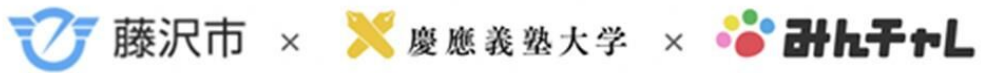
新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、高齢者の外出控えや活動量の低下が危惧され、ウィズコロナ時代に即した新たなフレイル予防対策が喫緊の課題となりました。そのため、従来の手法を見直すとともに、デジタル機器を活用した新たな事業の展開を検討しました。

高齢者のスマートフォン所持率は増加傾向にあるものの、使用状況においてはデジタルデバイドが散見されています。各所で開催されているスマートフォン講座は単発的なものが多いことから、高齢者が日常的に使いこなすためには、より継続的で丁寧な支援が必要であると考えます。

このような背景を踏まえて、令和4年度にスマートフォンアプリを活用した外出機会の創出とデジタルデバイドの解消を目指し、コロナ禍で懸念された高齢者の活動や人とのつながり等の現状把握と意図的な介入による効果検証を「高齢者の活動量アッププログラム」として、産・学・官の共同研究で実施しました。

その結果、スマートフォンアプリを使用したことで一日あたり歩数が1000歩以上、中高強度の身体活動が10分以上増加しました。これはプラス・テン(※)に該当するため、健康につながる有意義な結果であるといえます。

※1日10分、今より多く体を動かす「プラス・テン」(健康づくりのための身体活動指針(アクティブガイド、2013年厚生労働省))を実践すると、生活習慣病や認知症などの予防につながります。



みんなチャレを活用した高齢者の活動量アッププログラム



基本目標2 誰ひとり取り残さない地域づくりの推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 地域コミュニティの活性化	(1) 地域活動団体への支援 95頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民自治組織・地域団体への支援 95頁 ② 市民参加型団体等の育成・支援 96頁 ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 96頁
	(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進 97頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 藤沢市社会福祉協議会との連携 97頁 ② 地区社会福祉協議会への支援 97頁
2 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 日頃の安全対策の推進 156頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の交通安全教室など 98頁 ② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導 99頁
	(2) 地域と連携した見守り活動の推進 100頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者見守りネットワーク 100頁 ② 友愛チーム 100頁 ③ 保護司会（藤沢地区）との連携 101頁

施策1 地域コミュニティの活性化

地域において住民同士のつながりが希薄化する中、主体的・積極的に地域で活動する団体が地域コミュニティの中で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、活動団体の中には、担い手の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による活動の低下などの課題を抱えていることから、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう、DXを取り入れた支援を行うなど、団体活動の活性化に向けた支援体制を推進します。

(1)地域活動団体への支援

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援		市民自治推進課
事業の概要	<p>自治会・町内会に活動の推進を図ることを目的に、市民組織交付金の交付や、デジタル化推進支援など、様々な面で活動をサポートします。</p> <p>また、地域コミュニティ拠点施設設備支援事業については、自治会・町内会館の新築、増改築、修繕及び用地取得等について事業費の補助を行うものです。</p>	
これまでの取組	<p>自治会・町内会の加入率の低下や、役員の高齢化等、自治会・町内会の課題が増加している中で、自治会・町内会運営に関する悩み事の相談に乗ったり、デジタル化に関する情報収集や成功事例の共有を行ったりと、自治会・町内会の負担を軽減するためのサポートに努めています。</p> <p>市民組織交付金については、従来の紙ベースでの申請と併せ、自治会長の負担軽減を図るため、電子申請フォームでの受付を開始しました。</p>	
今後の取組	<p>自治会・町内会の解散に関する相談は引き続き多数寄せられることが見込まれるため、改めて自治会・町内会を存続させることの意義を整理し、しっかりとご説明ができるような体制をつくります。</p> <p>また、地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助件数については、令和5年度より採択上限ができる中で、昨年に引き続き、スケジュール管理や取り進めの補助など、年度内に完遂できるよう努めます。</p> <p>また、自治会・町内会は、担い手不足等から解散を検討されることもあると思いますが、近隣との合併等も提案しながら、数値に現れない自治会支援を行う必要があります。</p>	

② 市民参加型団体等の育成・支援		市民自治推進課
事業の概要	<p>公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行います。また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与することを目的に、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進を実施しています。</p>	
これまでの取組	<p>市民活動団体の高齢化が進んでいることや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動の縮小や団体の解散などが見受けられた。活動を縮小せざるを得ない社会情勢において、DXの推進を始めとする、ITツールの学習機会やコミュニケーション手段としてのSNS講座、オンラインを活用した市民活動団体の広報活動支援などによって市民活動の推進を実施しました。</p> <p>講座や交流会を対面で実施するなど徐々にポストコロナに合わせて対応を進めていく中で、減少した登録団体について、団体の再出発や新たな展開を支援する必要があります。</p>	
今後の取組	<p>令和5年度から新たな指定管理期間が開始されるにあたり、施設内だけでなく、地域に向いていき、地域課題を捉える機会の強化を図ります。地域で課題解決に向けた支援に取り組んでいる団体等との交流や、連携した取組を実施していきます。地域課題を捉えた上で、解決に向け市民活動団体と課題とをマッチングさせます。また、アウトリーチ型の取り組みとして、地域の課題に関連した事業を実施します。</p> <p>市民活動に対する認知が十分でないことから、市民活動の周知及び市民活動支援施設の利用促進に努めます。</p>	

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成		福祉総務課
事業の概要	<p>福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年(昭和59年)に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。</p>	
これまでの取組	<p>近年は、新型コロナウイルス感染症等の影響で助成事業数は減少していましたが、その中でもフードバンクふじさわ等更なる支援が必要となった団体に助成を行ってきました。今後も、愛の輪福祉基金を活用し、市民が主体となった支えあいの地域づくり活動を積極的に支援します。</p>	
今後の取組	<p>福祉プラザで活動している団体に対し愛の輪福祉基金を周知することで、より一層の活用の周知を図ります。</p>	

(2)地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

【主な事業】

① 藤沢市社会福祉協議会との連携		福祉総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。	
これまでの取組	生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢化、地域団体の活動状況を踏まえた生活支援ニーズを把握し、多様な主体が提供する生活支援サービス等の情報提供などの支援を行っています。	
今後の取組	地域の実情に応じた課題の解決に向けた取り組みが求められます。	

② 地区社会福祉協議会への支援		福祉総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。	
これまでの取組	地区社協間の情報共有と、地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会連絡協議会の運営を支援しています。	
今後の取組	地区社協間の更なる連携を深めるための支援が必要となります。	

施策2 安全・安心なまちづくりの推進

高齢者が地域で孤立することを防ぎ、安心して暮らすためには、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。それとは裏腹に近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっています。また、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

そうした実情の中、本市では、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民等と協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、日常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるため、民生委員やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と連携し、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを安全で安心なまちづくりを推進していきます。

(1)日頃の安全対策の推進

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など		防犯交通安全課
事業の概要	高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。	
これまでの取組	全交通事故件数に占める、高齢者がかかわる交通事故は依然として割合が高い状況にあります。運転時・歩行時など交通手段による注意点などを引き続き啓発して、危険性について理解してもらう必要があります。	
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐため、また自動車を運転する高齢者に安全な運転について理解を深めてもらうため、高齢運転者を対象としたシルバー四輪ドライバースクールや、各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。	

② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導		予防課
事業の概要	住宅防火対策の一環として、ひとり暮らし高齢者等を対象に、住宅防火診断や住宅用火災報知器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。	
これまでの取組	希望者に対して住宅防火診断を行ったり、イベント時に住宅用火災警報器の広報ブースを設け、設置推進等の啓発活動を実施しています。	
今後の取組	自治会と協力し、住宅防火対策の強化を推進します。	

(2)地域と連携した見守り活動の推進

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク		高齢者支援課
事業の概要	<p>高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。</p> <p>また、各地域の協議体等において、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。</p>	
これまでの取組	<p>広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合等は、神奈川県と連携して見守り協定を締結し、地域の見守り活動を進めています。</p> <p>市内では、13地区の協議体等において見守りに向けた取組を進めるとともに、新たに藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局と協定を締結し、高齢者の見守りネットワーク体制の拡充を図りました。</p>	
今後の取組	<p>今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めていきます。</p>	

② 友愛チーム		高齢者支援課
事業の概要	<p>友愛チームは、ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)が中心となって編成されているグループで、地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設等を訪問し、話し相手になるなどの活動を行っています。地域における支えあいや、見守り活動を促進するため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、友愛チームの活動を支援しています。</p>	
これまでの取組	<p>ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)が中心となって編成されており、活動を通じて、地域での見守りを行っています。</p> <p>老人クラブの解散に伴い活動チームが減少しており、令和3、4年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響により訪問回数が減少しましたが、ひとり暮らし高齢者等の話し相手や相談相手となる友愛活動が地域福祉を推進するという意識啓発を老人クラブ連合会と連携しながら行っています。</p>	
今後の取組	<p>老人クラブの解散に伴い友愛チーム数も減少していることが課題と認識しています。地域福祉推進の観点からも、老人クラブへの加入者、役員等の後継者の育成などについて、適切な支援方法を藤沢市老人クラブ連合会と連携し行っています。</p>	

③ 保護司会(藤沢地区)との連携

福祉総務課

事業の概要	犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進する藤沢地区保護司会と連携し、再犯防止の取組や社会を明るくする運動を推進します。
これまでの取組	犯罪をした者等や非行のある少年の更生を助け、犯罪予防のための啓発活動に努めています。
今後の取組	保護司会や関係機関と連携した再犯防止の取組が求められます。

基本目標3 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止 に向けた支援

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 地域支援事業の連動	(1) 地域支援事業（各事業）との連携 103頁	① 連絡会の開催 103頁
2 健康づくりの推進	(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進 104頁	① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 104頁
3 自立支援・重度化防止の取組	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 107頁	① 一般介護予防（普及啓発の推進） 107頁 ② 一般介護予防（地域への専門職の派遣） 107頁 ③ 地域介護予防活動支援事業 108頁 ④ 耳の聞こえに関する支援 108頁
	(2) 介護状態の重度化防止の取組 109頁	① 介護予防ケアマネジメント 109頁 ② 訪問型サービスA（基準緩和型サービス） 109頁 ③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 110頁
	(3) 生活支援の体制整備 111頁	① 生活支援コーディネーター 111頁 ② 協議体の開催 112頁
	(4) 地域ケア会議の開催 113頁	① 地域ケア会議 113頁

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 地域支援事業の連動

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されており、2014年（平成26年）の介護保険法の改正に伴い、「住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業」として創設されました。

中でも認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防・日常生活支援総合事業の4つが大きな柱となっており、それぞれを連動させながら事業展開をしてまいりましたが、本市では、そこに令和3年度から開始している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を加え、5本柱としての事業展開をしております。

本市における年齢区分ごとの要介護・要支援認定率の状況は、75歳以上で高くなる（年齢区分があがるごとに高くなる）ことから、要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り、社会活動に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、庁内7課にて構成される「地域支援事業連絡会」を定期的に開催しています。その中で事業間の進捗状況の共有をすると共に、課題として捉えられていることの解決策や今後の施策展開等の意見交換を実施しています。

地域包括ケアシステムの実現に向け、地域支援事業連絡会を効果的に活用しながら、高齢者を地域で支える各種事業を一体的に推進してまいります。

図の挿入：〈地域支援事業の連動〉

データ挿入：要介護度別認定者数及び年齢別人口に占める割合

(1)【新】地域支援事業(各事業)との連携

【主な事業】

① 連絡会の開催		高齢者支援課
事業の概要	庁内各課で実施している地域支援事業における進捗報告、課題等の意見交換を行うことにより、地域支援事業全体の在り方、取り組みの方向性について検討を行います。	
これまでの取組	令和3年4月、地域支援事業が庁内各課で分散されて実施している状況を受け、情報共有を目的とし第1回地域支援事業連絡会が開催されました。その後、現在までの間、介護予防・日常生活総合事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅介護・医療連携等に関して情報共有・意見交換等を重ねてまいりました。	
今後の取組	地域支援事業は、それぞれの事業が組み合わせり連動することで成果につながっていくため、引き続き効果的な事業展開や事業課題の抽出、解決策の提案のため、連絡会を開催していく予定です。	

施策2 健康づくりの推進

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と健康なまちづくりのための環境整備に努めています。誰もが住み慣れた地域で、からだも心も元気でいきいきと暮らし続けるためには、生活習慣病予防対策や介護予防・フレイル予防対策を市民や様々な関係機関と共に進めるなど、健康寿命延伸のための取組がより一層重要になります。

地域の健康課題に応じて高齢者の保健事業を介護予防の取組と一体的に進めていきます。

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

健康づくりの推進のため、各ライフステージに応じた健康づくりの施策を展開し、高齢期においても、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、若い世代からの生活習慣病予防及びフレイル予防の取組を進めるとともに、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防と一体的に実施します。

【主な事業】

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		健康づくり課
事業の概要	後期高齢医療広域連合の実施する保健事業を市が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と一体的に実施することで、医療、健診等のデータを分析し地域の健康課題を把握するとともに、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防を図ります。	
これまでの取組	令和3年度から事業を開始し、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防について、国民健康保険保健事業や介護予防と連携し、個別的支援及び高齢者の集まる場等における健康教育・健康相談、普及啓発等を実施しました。	
今後の取組	高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携を図りながら、地域の健康課題を把握、共有し、事業を実施していきます。	

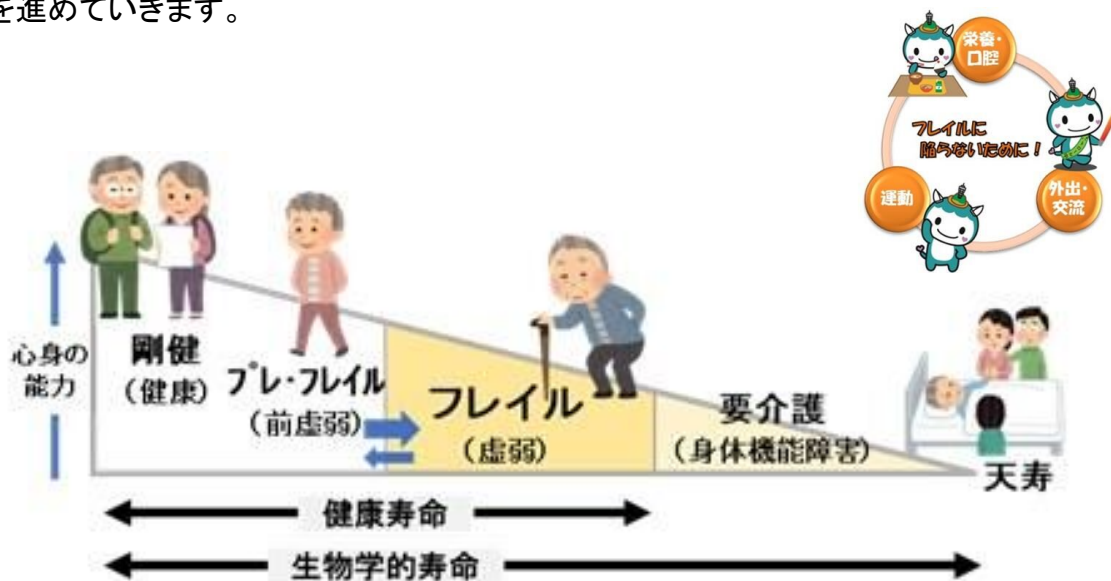
フレイル予防の促進

高齢になり、筋力の低下、活動の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、要介護状態に近づくおそれのある虚弱の状態を「フレイル」と呼んでいます。この状態を未然に予防し、あるいは、状態を軽減させることは、健康寿命の延伸には大変効果的です。

高齢期におけるフレイル予防については、健康な状態からプレフレイル（前虚弱状態）、フレイル（虚弱状態）の状態における、「栄養（食と口腔機能）・運動・社会参加」の3つの要素が重要です。高齢者の健康状態に応じて、切れ目のないフレイル予防対策が必要であるため、既存の介護予防事業におけるフレイル予防の普及啓発はもとより、高齢者保健事業、健康づくり事業等連携を図りながら一体的に取り組んでいきます。

社会的なフレイル予防としては、高齢者の社会参加の推進の観点から、地域の既存団体や老人クラブ等と連携を図り、外出機会の創出や地域活動につながるきっかけづくりを検討、支援していきます。

介護データやKDBシステムを活用し、地域の状況に合わせたフレイル予防の取組を進めていきます。



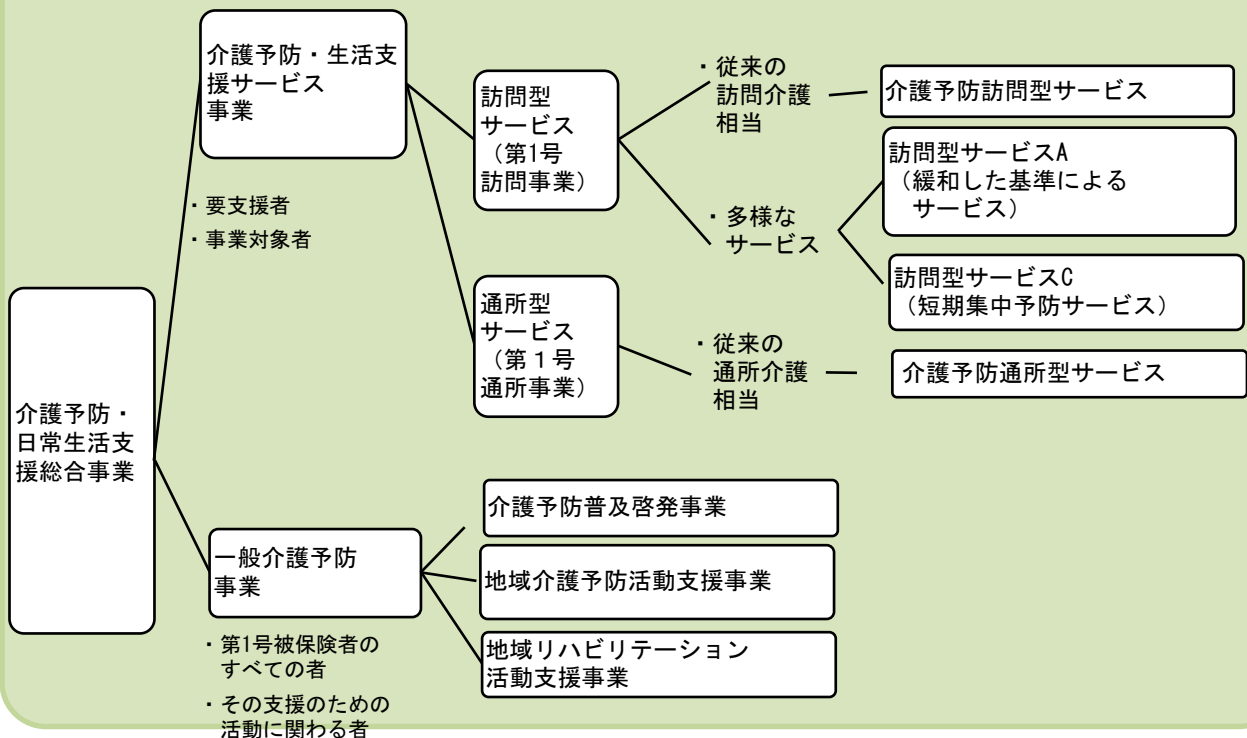
施策3 自立支援・重度化防止の取組

今後もひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者がさらに増加していくことが見込まれる中、高齢者等が支援や介護が必要な状態になることを防ぎ、また悪化させないため、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域において活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化にとどまらず、その活動を支える人たちにとっても生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する人も担い手も、含めたすべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中での展開が重要となります。

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防や重度化防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

<本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図>



(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進

【主な事業】

① 一般介護予防(普及啓発の推進)		高齢者支援課
事業の概要	<p>65歳以上のすべての人を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。</p> <p>フレイル予防の3つの柱(運動、口腔・栄養、社会参加)を中心に、フレイル予防の重要性の普及啓発を進めています。</p>	
これまでの取組	<p>主に公民館や市内の介護予防事業所等を会場として、フレイル予防を中心に、介護予防に関する講座を実施しています。R5年度は市内体育館等の運動施設や老人福祉センター、また市民の家を会場とし、地域の身近な場所で介護予防に関する相談や啓発が行えるような体制を整えました。</p>	
今後の取組	<p>身近な地域で介護予防事業が実施できるよう地域包括支援センターや他の関係機関とのネットワークづくりを行い様々な場所での介護予防事業の実施にむけて引き続き連携を図っていきます。</p> <p>各種統計データや地域資源等を活用し、地域の健康課題を整理し地域特性を踏まえた介護予防事業を検討していきます。</p> <p>若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と介護予防の一体的な取組が行えるよう連携を図ります。</p> <p>就労、ボランティア活動等社会参加を促す様々な事業と連携を図り、社会参加が健康づくりや介護予防につながることを啓発していきます。</p>	
② 一般介護予防(地域への専門職の派遣)		高齢者支援課
事業の概要	<p>身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、自治会、老人会、地域の縁側等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士等を派遣します。</p>	
これまでの取組	<p>公民館の高齢者学級や地域の団体等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士、リハビリ職等の専門職を派遣し介護予防に関する講座を実施しました。</p>	
今後の取組	<p>今までは、団体や公民館からの派遣依頼を元に行っていましたが、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、老人福祉施設や市内運動施設等の身近な地域の拠点において、栄養士、歯科衛生士、運動指導士、リハビリ職等の専門職を定期的に派遣し、介護予防の拠点としての位置づけを確立していきます。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組と連携し、医療介護のデータを活用し、地域課題に沿った集団指導や、個別支援を検討していきます。</p>	

③ 地域介護予防活動支援事業		高齢者支援課
事業の概要	自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。	
これまでの取組	<p>ア 介護予防運動自主活動団体(通称いきいき運動グループ) 2023年4月1日現在 市内36か所で実施をしています。</p> <p>イ 高齢者の通いの場 2023年4月1日現在 市内2か所の高齢者の通いの場が活動しています。</p> <p>ウ 通いの場の捉え方について 2019年に策定された国の健康寿命延伸プランでは、介護予防・フレイル対策、認知症予防の項目において、「通いの場」の更なる拡充を掲げています。本市において、「通いの場」は地域介護予防特化型の縁側・いきいき運動グループの他、その他の地域の縁側をはじめ、公民館などで行われている自主活動や民間事業所での教室など多岐にわたり多くの社会資源があるため、本計画においては広く捉えています。</p>	
今後の取組	<p>地域の縁側(介護予防特化型)については、団体独自での介護予防に関する活動をひろげることができるよう事業整理を行います。</p> <p>介護予防自主活動団体についても、他の住民主体の活動と類似しているため、連携を図る中で、介護予防を目的とした自主活動団体への支援の在り方を検討していきます。</p>	

④ 耳の聞こえに関する支援		高齢者支援課
事業の概要	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査報告書から、「身体的不調を感じる方がいる方」のうち、「聴力に不安のある方」が一定数いることなどを踏まえ、「社会的フレイル」につながると言われている「難聴」について、正しく理解するための周知啓発を行い、高齢者がより安心して生活できるよう支援します。	
今後の取組	「身体的フレイル」「オーラルフレイル」と合わせ、新たに「聞こえのフレイル」予防事業を行います。アプリケーションを用いた簡易な「聞こえのチェック」のご案内や、聞こえに関しての診察を受け、自分自身の状況を早期に把握し、適切な対応につなげていく支援を行ってまいります。	

(2)介護状態の重度化防止の取組

【主な事業】

① 介護予防ケアマネジメント		高齢者支援課
事業の概要	事業対象者や要支援認定者に対して、介護予防・日常生活支援を目的として、適切なサービスが提供されるよう必要な支援(介護予防ケアプランの作成)を行っています。	
これまでの取組	自立支援・重度化防止に着目した介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、自立に資するケアプラン作成をめざした研修会を開催し、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。	
今後の取組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切に、介護予防や自立に向けた介護予防ケアプランの作成をめざします。また、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。	

② 訪問型サービスA(基準緩和型サービス)		高齢者支援課 介護保険課
事業の概要	在宅系サービスの需要拡大に対応するため、従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和して、新たな担い手の確保をめざし、比較的軽度な要支援認定者等に対して生活援助サービスを提供しています。	
これまでの取組	訪問型サービスAの新たな担い手を創出するため従事者養成研修を行うことを重点に、生活援助サービスを提供する体制づくりを進めてまいりました。	
今後の取組	高齢者支援課の事業分担となっている委託型に関しては、従事者養成研修を行うことで担い手は少しずつ増えてきているため、今後はタイムリーに利用希望者と担い手をつなぐことが課題となっています。いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)とも連携を図りながら、事業利用が円滑に進むよう、取り組みを進めてまいります。	

③ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		高齢者支援課
事業の概要	要支援認定を受けている人と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な人を対象に、保健・医療の専門職が居宅での相談指導を短期間(3～6か月)集中的に行います。	
これまでの取組	リハビリテーション専門職が在籍している施設や、管理栄養士、歯科衛生士の職能団体等に委託し、短期間の介入において体力や生活機能の向上・改善が見込まれる対象者に居宅での相談指導を行っています。	
今後の取組	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)及び居宅介護支援事業所にサービス内容の周知を行い、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防に向けて本事業が有効に活用できるよう事業の充実を図ります。また、利用者の確保について、一般介護予防事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業等と連携し、生活機能の向上・改善の見込みのある場合はサービス利用を促す体制づくりを進めます。	

(3)生活支援の体制整備

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めています。</p> <p>①生活支援等サービスの提供主体となる団体等、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化</p> <p>②ボランティア等の生活支援の担い手の育成など、地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング</p>	
これまでの取組	<p>市全域(第1層)を単位とした第1層生活支援コーディネーターと、市内13地区の日常生活圏域(第2層)を単位とした第2層生活支援コーディネーターが13地区にそれぞれ配置されています。</p> <p>生活支援等サービスや地域資源の実態把握を行い、協議体等の場において、地域への情報の発信の方法や地域人材の養成などについて検討・実践を進めています。</p>	
今後の取組	<p>重層的支援体制整備事業や地域支援事業(介護保険法)に位置付けられる役割を意識しながら、庁内他課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。</p>	

② 協議体の開催		地域共生社会推進室
事業の概要	生活支援等サービス提供体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。	
これまでの取組	市内の13地区それぞれにおいて、多様な主体が参画し、定期的に情報共有を行い、連携強化、ニーズを踏まえた取組を実施する協議体を開催しました。委員の意見を踏まえた形で、各地区の課題感を共有し、具体的な取組として、見守り、居場所づくり、つながり・交流、子育てなど、それぞれの地区が様々なテーマで議論を深め、取組を実施しました。	
今後の取組	地域ケア会議との連動を中心に重層的支援体制整備事業や地域支援事業(介護保険法)に位置付けられる役割を意識しながら、庁内他課や関係機関と意見交換を重ねながら事業の方向性について検討を継続します。	

(4)地域ケア会議の開催

【主な事業】

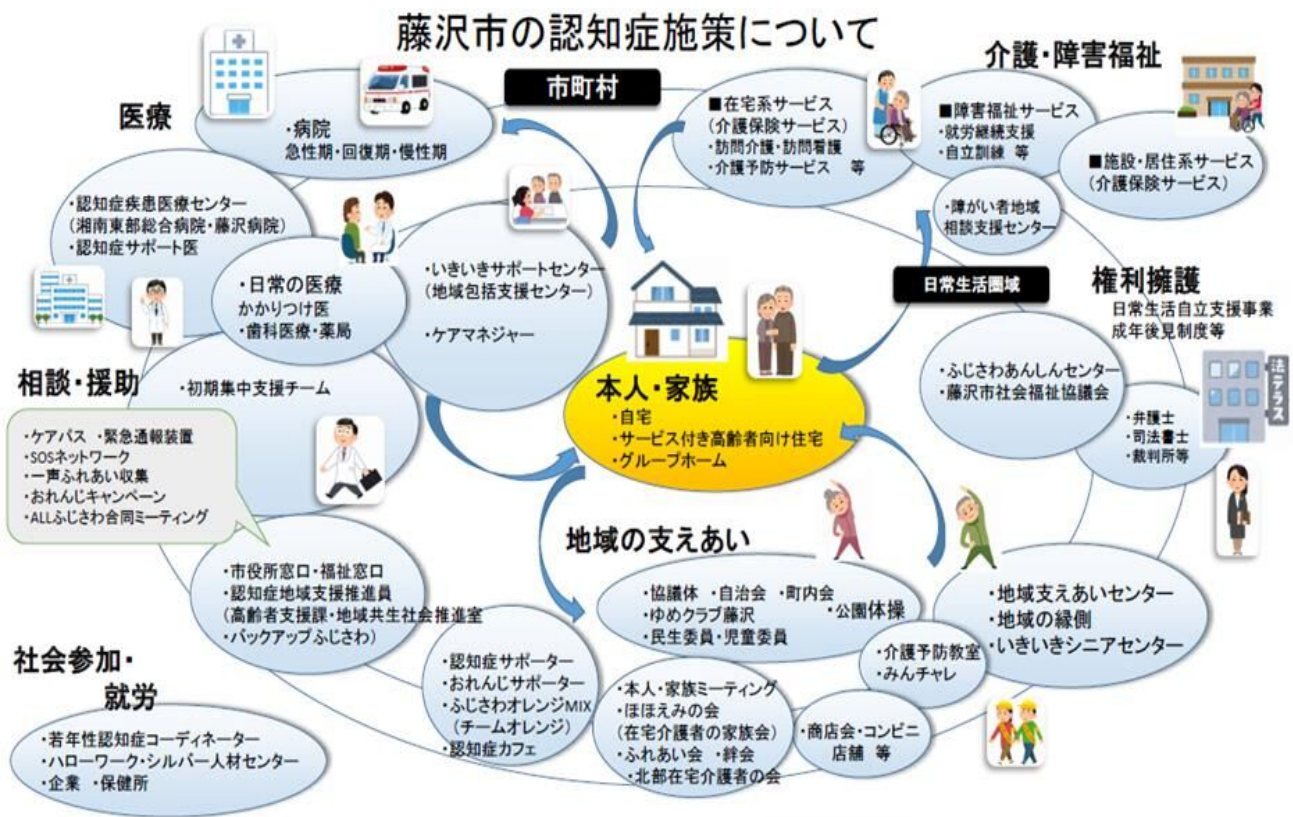
① 地域ケア会議	高齢者支援課
<p>事業の概要</p>	<p>多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を目指しています。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域生活課題を、協議体といった他事業の場で、検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけます。</p>
<p>これまでの取組</p>	<p>平成30年度から市内13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）が主催して実施。事業対象・要支援・要介護2までの個別事例を対象とし、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士などの専門職からの助言により支援内容の検討を行い、地域課題の把握につながるよう会議運営を行ってまいりました。令和2年度から第2層生活支援コーディネーターが助言者に加わっています。</p>
<p>今後の取組</p>	<p>事業の目的は同様ですが、地域ケア会議の機能の中でも、個別課題の解決、地域支援ネットワークの構築、地域課題の発見を主軸とし、それらを連動させながら運営を行う予定です。その実施状況、実施結果を見ながら、今後の市としての地域ケア会議の在り方について検討を進めてまいります。</p> <p>地域づくり・資源開発、政策形成については、他協議体と連携し市全体として取り組みの必要があることから、引き続きの課題となります。</p>

基本目標4 認知症施策の総合的な推進

本計画の「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」一体化について

本市では、2019年(平成31年)4月に「藤沢おれんじプラン」を策定し、また、「藤沢市高齢者保健福祉計画」の中でも基本目標として位置づけ、重点的に認知症予防のための事業の充実や普及啓発、早期発見・早期受診の支援、相談支援体制の整備等の取組を進めてきました。

2023年(令和5年)6月に成立した認知症基本法の中で、市町村の「認知症施策推進計画」の策定が努力義務化されたことなどを踏まえ、総合的な高齢者施策の重点項目として認知症施策の総合的な推進を「第4章の基本目標4」に位置づけるとともに、第6章において「藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン)」としてまとめ、本計画と連携し、さらなる施策の展開を図っていくものです。



基本目標5 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実

施策	施策の展開	主な事業
1 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供 116 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援型ホームヘルプサービス 116 頁 ② ごみの一声ふれあい収集 117 頁 ③ 高齢者はり・きゆう・マッサージ利用助成事業 117 頁 ④ ふれあい入浴事業 118 頁 ⑤ あんしんみまもりカード 118 頁
	(2) 在宅福祉サービスの提供 119 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急通報サービス 119 頁 ② 紙おむつの支給 119 頁 ③ 寝具乾燥消毒サービス 120 頁 ④ 一時入所サービス 120 頁 ⑤ 訪問理美容サービス 121 頁 ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 121 頁 ⑦ 福祉有償運送 122 頁 ⑧ 高齢者世帯等の現況調査 122 頁 【未定・要検討】耳の聞こえに関する支援
2 在宅医療・介護連携の推進	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進 124 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療支援センター 124 頁 ② 在宅医療推進会議 124 頁 ③ 在宅医療に関する普及啓発 125 頁 ④ 多職種研修会 125 頁 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） 126 頁 ⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業 126 頁 ⑦ 「かかりつけ」の普及啓発 126 頁

施策1 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、令和4年度に介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人を対象に実施した「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活であれば助かる地域の手助けで、特に必要ないと回答した人が約29%で、約71%の人が手助けを必要としています。

また、自分を健康だと思わないと回答した人が23.6%で、不調を感じる事として38.3%の人が聴力に不安があると回答しています。

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、日常生活を支援する体制づくりを推進します

(1)生活支援サービスの提供

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス		高齢者支援課
事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする、介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の人に、介護保険サービスと同等のホームヘルプサービスを提供しています。	
これまでの取組	様々な事情により支援を必要とする在宅高齢者等にホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。 介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業等の制度の狭間にある人へのサービスとして、重要なものとなっています。	
今後の取組	総合事業施行により、一時的に早急に支援が必要となるケースなど利用条件が限定される傾向にあります。令和6年度以降、共生型の生活支援型サービスとして、福祉部及び関係部局と検討を進めます。	

② ごみの一声ふれあい収集		環境事業センター
事業の概要	生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティア等の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。	
これまでの取組	新規申請者数は、令和3年度301人、令和4年度は312人となっています。令和4年3月末日の利用者数は907人となっており前年同日から51人増加しました。令和3年度から2台体制から3台体制に変更しています。	
今後の取組	引き続き高齢者世帯、障がい者世帯の一声ふれあいごみ収集を充実させる事を目標とし、利用者増に対応できる計画的な増車等で利用しやすい収集体制を確立していきます。	

③ 高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業		高齢者支援課
事業の概要	70歳以上の人を対象に、藤沢市指定のはり・きゅう・マッサージ施術所で施術が受けられる利用券を交付しています。	
これまでの取組	利用率の低さ、利用施設の偏在等の課題があった高齢者いきいき交流事業の抜本的な事業見直しを検討し、令和3年度をもって事業を廃止しました。令和4年度からは、高齢者いきいき交流事業において、はり・きゅう・マッサージの利用割合が最も高かったことや施術所が市内全域にあることなどから、新たに高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業を創設しました。フレイルチェックを通じた施術者のアドバイスなど、フレイル予防・介護予防の啓発にも取り組んでいます。	
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきますが、利用状況や利用者のニーズを踏まえ、適宜見直しを検討していきます。	

④ ふれあい入浴事業		高齢者支援課
事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において実施している、ふれあい入浴事業及びそれらの広報活動にかかった費用について、補助金を交付しています。	
これまでの取組	高齢者いきいき交流事業の廃止に伴い令和4年度から制度を見直し、従来、水曜日と金曜日に行っていた割引サービスの実施日を、月曜日から金曜日の5日間に拡充しました。 さらに、令和5年度からは、より多くの方が利用できるよう、月・水・金・土・日曜日の5日間に実施日を変更しました。	
今後の取組	地域交流の活性化及び公衆衛生の向上を図るため、適宜見直しを検討し引き続き事業を実施していきます。	

⑤ あんしんみまもりカード		地域医療推進課
事業の概要	市民がかかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記入したカードを冷蔵庫に貼ったり、携帯することにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関等に伝えるため、あんしんみまもりカード(救急医療情報カード)を配布しています。	
これまでの取組	市民に広く周知するため、全戸配布されるゴミ収集日程カレンダーの巻末を活用して認知度の向上と利活用を図ってきました。また、講座等でも必要に応じて配布するなど、様々な機会を捉えて周知活動を行っています。	
今後の取組	利用が想定される消防局等と連携しながら、記載内容等を見直し、より有益なものとするとともに、多くの市民に有用性を周知する機会を設けていきます。	

(2)在宅福祉サービスの提供

【主な事業】

① 緊急通報サービス		高齢者支援課
事業の概要	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方等が地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応及び日常生活の不安感の解消を図っています。	
これまでの取組	事業実施により、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安解消及び緊急時の即時対応を図っています。	
今後の取組	今後も利用者の日常生活の不安解消及び即時対応が図られるようにより良いサービスが実施できるよう努めるとともに、様々な機会を捉えて引き続き周知を行っていきます。	

② 紙おむつの支給		高齢者支援課
事業の概要	在宅でねたきりや認知症等の理由により、常時おむつを使用している高齢者(要介護4・5の人は40歳以上)で、一定の要件を満たす人を対象に、毎月紙おむつを支給しています。	
これまでの取組	毎月おむつを支給することで、利用者及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図っています。事業対象者の増に伴う利用者の自然増により、決算額が増加していることが課題です。	
今後の取組	今後も利用者ニーズを把握し、利用者・介護者にとって、身体的・経済的な負担が軽減されるよう、事業実施に努めます。	

③ 寝具乾燥消毒サービス		高齢者支援課
事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの人や布団干しができない人を対象に、掛布団や敷布団等の寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。	
これまでの取組	寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービスを実施することで、布団干しができない人の衛生的で快適な生活を支えるとともに、利用者の経済的負担の軽減を図っています。 今後も事業を継続可能なものとするため、令和2年度からは利用要件の一部を見直し、所得に応じた実施回数の変更を行いました。	
今後の取組	今後も利用者の負担軽減が図られるようサービスの提供に努めます。	

④ 一時入所サービス		高齢者支援課
事業の概要	様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所を提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。	
これまでの取組	虐待からの緊急避難や、生活環境の問題等により、居宅での生活が一時的に困難になった高齢者に対し、利用者の生活を立て直すための役割を担ってきました。	
今後の取組	被虐待高齢者や認知症高齢者だけでなく、自宅の環境や家族関係等、様々な事情で在宅生活が困難となった高齢者に対応し、引続き高齢者の生活の再建や安定のため、事業を実施していきます。	

⑤ 訪問理美容サービス		高齢者支援課
事業の概要	在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の方のご自宅に伺い散髪やカットを提供し、衛生的な生活の促進を図っています。	
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者及び要介護3以上の方の衛生的な生活の促進を図っています。	
今後の取組	今後も理美容組合の協力を得ながら、利用者のニーズを把握し、衛生的な生活の促進が図られるように、事業実施に努めます。	

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券		高齢者支援課
事業の概要	在宅ねたきり高齢者台帳登録者が、通院などで福祉タクシーを利用する際にかかる乗車費用の一部を助成しています。	
これまでの取組	事業の実施により、在宅ねたきり高齢者の移動に係る経済的負担の軽減を図っています。	
今後の取組	他の事業との整合性を図りながら、事業の実施方法や内容について適宜見直しを行います。	

⑦ 福祉有償運送		高齢者支援課
事業の概要	福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、ひとりで公共交通機関による移動が困難な人が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。 サービスを実施するNPO等の非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。	
これまでの取組	藤沢市では、茅ヶ崎市・寒川町と共同して運営協議会を開催し、新規登録申請や料金変更について協議するとともに、実施団体に対する助言などを行い、利用者の安全や利便性の確保に努めています。	
今後の取組	制度の認知度が低く、営利を目的としない事業であるため、ドライバー不足や車両の維持が課題です。引き続き制度の周知を行っていきます。 また、関係機関と連携しニーズの把握に努め、移動手段の確保に努めていきます。	

⑧ 高齢者世帯等の現況調査		高齢者支援課
事業の概要	75歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の現況を把握することで、高齢者施策の策定に係る基礎資料とするとともに、ひとり暮らし高齢者の孤独死防止や見守り等の個別支援、在宅ねたきり高齢者を対象とした福祉タクシー事業、訪問理美容事業など各種サービスの提供の実施、さらに、災害時を含む緊急時の支援・援助に活用するため、民生委員による現況調査を実施しています。	
これまでの取組	毎年6月に75歳以上の高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者、65歳以上の在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている高齢者を対象とした現況調査を実施してきました。高齢化の進展に伴い、調査対象者が増加し、民生委員の負担増加が課題となっています。	
今後の取組	高齢者が増加する中で、民生委員の欠員地区も増えており、現在就任している民生委員の負担も増えています。高齢者の状況を把握していくために、今後の現況調査の在り方について、検討していきます。	

施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

そのため、藤沢市では、藤沢市医師会と協力して在宅医療の拠点（在宅医療支援センター）を運営し、多職種連携を進め、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じた支援体制を推進してきました。

今後も、ますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

多職種が連携を強め、顔の見える関係により、地域の支援体制を強化するとともに、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行います。取組にあたっては、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を意識した取組を行います。



(1)多機関協働による包括的支援体制の推進

【主な事業】

① 在宅医療支援センター		地域医療推進課
事業の概要	効果的な在宅医療や、円滑な医療と介護の連携を推進するため、在宅医療支援センターを運営しています。	
これまでの取組	在宅医療支援センターについては、藤沢市医師会に委託をして運営しています。コーディネーターが専門職からの相談を受け、情報提供や医療機関との連携を図り、在宅医療の推進をしています。	
今後の取組	在宅医療支援センターへの相談件数は減少傾向がみられており、専門職へのさらなる周知や相談内容の分析が必要となります。 また、相談対象についても改めて検討が必要であり、委託先との協議を進める必要があります。	

② 在宅医療推進会議		地域医療推進課
事業の概要	医療・介護の関係機関が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っていきます。	
これまでの取組	在宅医療介護連携推進事業の一つとして会議を開催し、多職種からの様々な意見や課題を議論しながら、本市の医療と介護の連携が円滑に行えるよう事業を行っています。	
今後の取組	外来から在宅への移行など、特定のテーマを決めて議論を深めていくことで、更なる医療と介護の連携を図っていくと共に、藤沢型地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者に限らない在宅医療の検討も行っていきます。また、在宅医療の資源把握等にも努めます。	

③ 在宅医療に関する普及啓発		地域医療推進課
事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする人やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供や、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。	
これまでの取組	市民が自分で納得できる意思決定が出来るように、在宅医療やACPなどに関する普及啓発活動を行っています。医師などを講師とした市民公開講座や、在宅医療支援センターのコーディネーターが行う出前講座、在宅医療支援センター便りの発行など様々な取り組みを行っています。	
今後の取組	在宅医療については、今後の少子高齢化社会において増々重要性が高まると考えられることから、市民が在宅医療やACPIについての知識を持って自分で判断できるよう、今後も普及啓発活動を継続して行う必要があります。	

④ 多職種研修会		地域医療推進課
事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な人への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携推進に向けた研修会などを実施しています。	
これまでの取組	新型コロナウイルスの流行により、医療や介護を担う多職種が集まって研修を実施することが難しい時期が続いていましたが、オンライン形式を用いるなどの工夫により、多職種で学ぶ機会を設けてきました。また、在宅医療で重要な顔の見える関係の構築を支援してきました。	
今後の取組	新型コロナウイルスの影響により、多職種研修会の多くが中止になったこともあり、多職種間の連携で大切な”顔の見える関係”が希薄化している面があるとの意見があることから、実施可能な開催手法を検討し、今後も多職種研修会を実施していきます。	

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業(お口の相談窓口)		健康づくり課
事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の市民が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。	
これまでの取組	在宅療養中の方の歯・口の困り事に対応する電話相談窓口を設置し、必要に応じて歯科医師・歯科衛生士が訪問。訪問歯科診療を行う歯科医療機関の紹介や、医療機関・介護事業者等との調整、在宅歯科医療推進のための体制整備を行いました。	
今後の取組	在宅療養中の方が、切れ目なく必要な歯科医療につながるよう、関係課や関係機関と連携を図りながら事業を実施していきます。	

⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業		障がい者支援課
事業の概要	一般の開業医では対応が困難な障がい児者と要介護高齢者のための歯科診療等を藤沢市歯科医師会に委託し、歯科診療及び予防対策を行い、健康福祉の増進を図っています。	
これまでの取組	当事業においては感染リスクの高い患者に対する診療を行っているため、新型コロナウイルス感染拡大に応じ、密を避けて細心の注意を払った診療を行いました。	
今後の取組	一般の開業医では対応が困難な障がい児者と要介護高齢者が気軽に受診できるよう、歯科治療や摂食嚥下リハビリテーションについて広く周知を図ります。また、感染症の感染リスクの高い患者への対策に継続して取組みます。	

⑦ 「かかりつけ」の普及啓発		地域医療推進課
事業の概要	自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「かかりつけ」を持つことが大切です。かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬剤師を持つことで、自分の健康状態や服薬情報を一元的・継続的に把握し、相談できるようになることから、積極的な普及啓発を行います。	
これまでの取組	市ホームページや、出前講座などの機会を捉えて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬剤師を持つことの大切さを普及啓発しています。	
今後の取組	「かかりつけ」を持つことの重要性について、引き続き周知啓発していきます。	

基本目標6 介護保険サービスの適切な提供

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業	
1 介護サービス 基盤の整備	(1) 施設・居住系サービス基盤の計画的な整備 129 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設・居住系サービスの整備 129 頁 ② 既存施設の老朽化対策 132 頁 	
	(2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備 134 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 134 頁 ② 地域密着型サービスの整備 135 頁 ③ 共生型サービスの普及に向けた取組 136 頁 	
	2 介護人材の確保 と介護現場の 生産性向上	(1) 多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援 138 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護の入門的研修事業 138 頁 ② 介護職員等研修受講料助成事業 139 頁 ③ 外国人介護職員受入支援事業 139 頁 ④ 介護職員等キャリアアップ支援事業 140 頁 ⑤ 介護のしごと出前授業 140 頁
		(2) 介護現場の生産性向上の推進 141 頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進 141 頁 ② 介護現場における文書事務に係る負担軽減 141 頁 ③ 生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメント構築の推進 141 頁

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
3 介護保険制度の 適正な運営	(1) 介護給付費等の適 正化推進と介護サ ービスの質の向上 142 頁	① ケアマネジメント支援事業 142 頁 ② ケアプラン点検事業 143 頁 ③ 介護サービス相談員派遣事業 143 頁 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 144 頁 ⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化 144 頁
	(2) 適正な要介護認定と 認定事務の効率化 145 頁	① 介護認定審査会資料の点検 145 頁 ② 認定事務におけるDXの推進 145 頁
	(3) 低所得者に対する 支援 146 頁	① 居宅サービス等自己負担額助成 146 頁 ② 社会福祉法人等による利用者 負担額軽減 146 頁 ③ グループホーム等家賃等助成 147 頁 ④ 介護保険料の減免 147 頁

施策1 介護サービス基盤の整備

第9期計画期間における介護サービス基盤の整備にあたっては、中長期的な人口構造の変化を踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを考慮した整備を進めます。

(1)施設・居住系サービスの基盤の計画的な整備

在宅生活が困難な要介護高齢者のための住まいとして、特別養護老人ホームの整備のみでなく、特定施設入居者生活介護や、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な高齢者向け住まいの整備状況、利用実態を踏まえながら、既存サービスの転換等も含め、整備を進めていきます。

また、今後も認知症高齢者の増加が予測されていることから、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、生活圏域ごとの整備状況や今後の高齢化率等、地域の実情を踏まえ、整備を推進します。

① 施設・居住系サービスの整備

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに関しては、在宅生活が困難な要介護高齢者の生活の場を確保するための施設として、これまで、入所待機者の状況等を踏まえ整備を進めてきました。2023年(令和5年)4月1日現在の入所待機者数は851人(うち要介護3以上は683人)となっており、今後も要介護高齢者の増加に伴い、需要は高まるものと予測されます。

一方で、生産年齢人口の減少に伴い、今後更に人材不足が顕著となることから、介護人材の確保が喫緊の課題となっております。また、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加により、高齢者の住まいの選択肢の多様化が進んでいる現状もあります。

こうした背景を踏まえ、入所待機者のうち、比較的優先度の高い方が速やかに入所できることを前提としつつ、介護人材不足や多様な高齢者向け住宅の整備状況、また他市における特別養護老人ホームの整備状況等も考慮し、第9期計画期間内においては、新規整備と既存施設の短期入所生活介護等からの転換を合わせ、48床の整備を目標とします。

具体的には広域型特別養護老人ホームについては、新規の整備は行わず、既存施設における短期入所生活介護等から本入所への転換による増床(19床)を基本とします。また、本市の被保険者の入所待機者解消を図るため、地域密着型特別養護老人ホーム1施設(29床)の新規整備を進めます。

【待機者の状況】

各年度4月1日時点

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
912人 (656人)	805人 (646人)	707人 (603人)	820人 (658人)	796人 (661人)	851人 (683人)

()内は要介護3以上の待機者

【整備状況】

計画期	計画数	開設年月日	利用定員	備考
第4期整備計画まで	—	—	950人	—
第5期整備計画 (平成24年度～平成26年度)	300床	①2017年(H29)2月	80人	新設
		②2017年(H29)3月	90人	新設
		③2017年(H29)4月	130人	新設
第6期整備計画 (平成27年度～平成29年度)	150床	①2018年(H30)5月	90人	新設
		②2019年(H31)4月	46人 (増員分)	移転増設
第7期整備計画 (平成30年度～令和2年度)	100床	2021年(R3)4月	100人	新設
第8期整備計画 (令和3年度～令和5年度)	100床	—	46人 (増員分)	既存施設の増床等
		2023年(R6)4月予定	50人 (増員分)	移転増設
第9期整備計画 (令和6年度～令和8年度)	48床	—	—	—

【近隣市町の整備状況】

2023年(令和5年)7月1日現在

市町	第8期計画による整備状況		設置状況	
	開設年月日	利用定員	施設数	利用定員
綾瀬市	整備なし	—	3施設	238人
大和市	令和6年度予定	110人	11施設	875人
鎌倉市	整備なし	—	11施設	898人
茅ヶ崎市	整備なし	—	12施設	819人
寒川町	整備なし	—	2施設	167人

■ 介護老人保健施設・介護医療院

医療・介護の複合ニーズを有する要介護高齢者の受入れ基盤を確保するため、介護医療院1施設(100床)を整備します。

整備に当たっては、介護老人保健施設において、医療的ケア・医療的措置の必要性等により、特別養護老人ホームやその他の施設に入所できず、長期に渡り入所している利用者が一定数存在すること等を考慮し、介護老人保健施設から介護医療院への転換による整備を行います。

介護老人保健施設については、利用率が減少傾向にあること、さらに介護医療院への転換が第9期計画の最終年度(令和8年度)の見込みであることから、今後のニーズ等を第9期計画期間内で把握することとし、今期計画内での新規整備は行わないこととします。

■ 介護特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)

特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームに関しては、在宅生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢として、近年、比較的軽度な要支援者から中重度の要介護高齢者まで利用が進んでおり、特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待できることから、50床を目標として整備を行います。

整備にあたっては、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等において、看取り機能の強化による中重度の要介護高齢者の受入を促進する観点から、既存施設からの転換による整備を行います。また、短期入所生活介護の併設など、地域の実情に応じたニーズに対応した整備の誘導を進めます。

参考:その他サービスの状況

【サービス付き高齢者向け住宅の設置状況】

各年度3月31日時点

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
26施設 1,130戸	30施設 1,293戸	31施設 1,335戸	31施設 1,335戸	31施設 1,336戸	30施設 1,312戸

上段:施設数 下段:戸数

【住宅型有料老人ホームの定員数】

各年度4月1日時点

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,503人	1,760人	1,811人	2,072人	2,153人	2,268人

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症となっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームに関しては、生活圏域ごとのこれまでの整備状況等を踏まえながら、2施設(定員36人)の整備を目標とします。

整備にあたっては、13地区ごとの高齢化率や今後の高齢者人口の増加見込み等、地域の実情に応じて、将来的なニーズの高い圏域を優先とした整備を進めます。

整備状況

日常生活圏域		片瀬	鵜沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
認知症対応型共同生活介護	施設数	1	5	2	5	1	2	2	3	2	3	2	2	2	32
	定員数	18	90	36	90	18	36	36	54	27	54	27	36	27	549

② 既存施設の老朽化対策

既存の特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設が複数あり、利用者の安全を確保し、今後も安定した運営を継続していくためには、建替えのみならず建物や設備などの機能を維持していくことが重要であり、それぞれの施設における長寿命化対策が課題となっています。

特別養護老人ホームの大規模修繕・大規模改修に関しては多額の費用を要しますが、現在、国や県による補助制度が無く、これまでも神奈川県に対して補助制度の創設を要望しているところですが、特別養護老人ホームが広域型施設であり、県の指定施設でもあることから、引き続き神奈川県との協調を前提とした支援の検討を進めていきます。

施設・居住系サービスの整備状況

2023年(令和5年)10月1日現在

		第8期末 整備見込数	第9期整備計画数			第9期末 整備見込数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	17	0	0	0	17
	定員数	1,582	19	0	0	1,601
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人 ホーム)	施設数	2	0	1	0	3
	定員数	45	0	29	0	74
介護老人保健施設	施設数	7	0	0	-1	6
	定員数	700	0	0	-100	600
介護医療院	施設数	1	0	0	1	2
	定員数	60	0	0	100	160
特定施設入居者生活介護	定員数	1,339	0	50	0	1,546
地域密着型特定施設入居 者生活介護	定員数	157				
認知症対応型共同生活介 護(認知症高齢者グループ ホーム)	施設数	32	0	1	1	34
	定員数	549	0	18	18	585

(2) 在宅生活を支えるサービス基盤の整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活続けることができるよう在宅サービスの充実を目指し、日常生活圏域を踏まえるとともに、各サービスにおけるこれまでの整備状況や利用実績などを勘案しながら、事業所の整備を推進します。

① 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

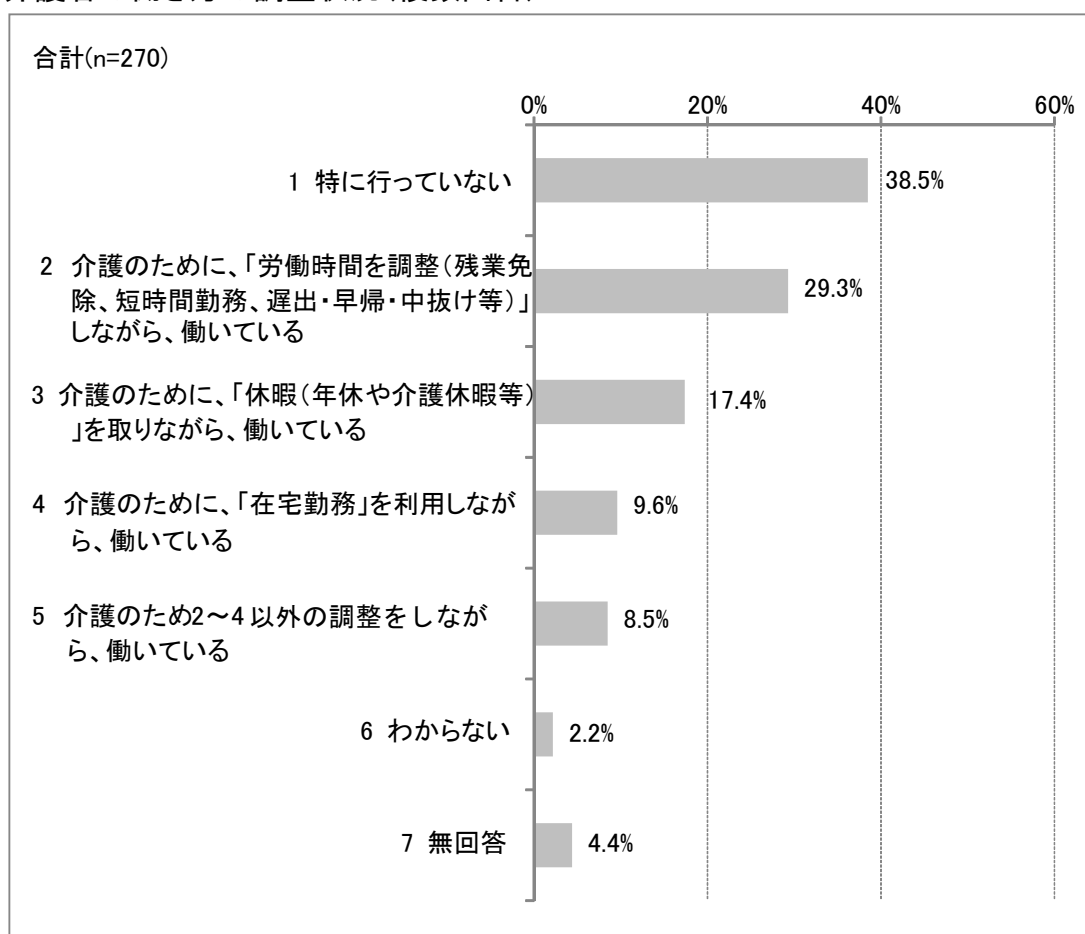
家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまうことを防ぐ「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後も効果的な介護施設の整備を進めていきます。

藤沢市在宅介護実態調査では、介護のために労働時間の調整や在宅勤務の利用、休暇の利用などを行っているという回答した方の割合が全体の半数以上となっており、また就労の継続の見込みについて、「続けていくのは、やや難しい」や「問題はあるが、何とか続けていける」との回答も半数以上となっている状況が見受けられます。

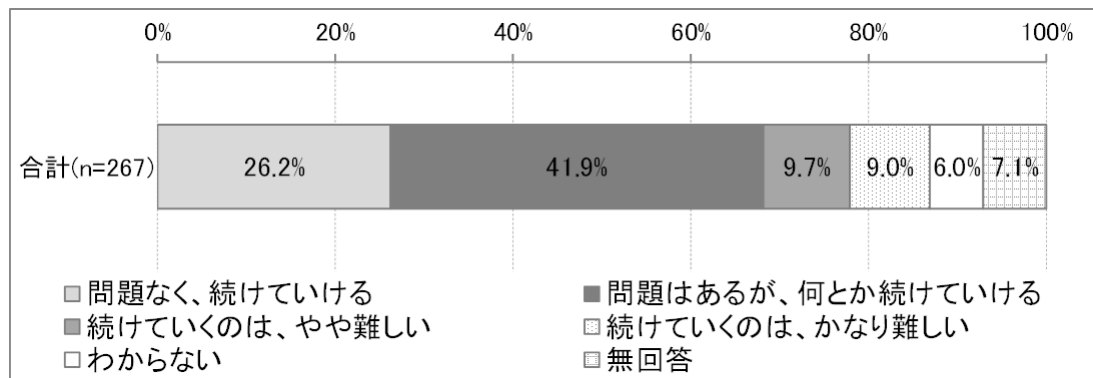
このことから、介護者の負担軽減を図るため各種在宅サービスの充実を進めるとともに、在宅での生活維持が困難となった場合、速やかに施設入所できるよう適切な施設整備を進めていきます。

◎藤沢市在宅介護実態調査より

主な介護者の働き方の調整状況(複数回答)



主な介護者の就労継続の可否に係る意識(単数回答)



② 地域密着型サービスの整備

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後増加が見込まれる中重度者の要介護者の在宅生活を包括的に支えるサービスとして重要であることから未整備圏域を優先に、3事業所の整備を目指します。

夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とサービス内容が重複する部分が多いことから、整備目標は定めず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行う際に、併せて指定を受けることを要件とする方向で、調整を図ります。

■ 認知症対応型通所介護 / 地域密着型通所介護

既存事業所の利用実績等を踏まえ、第9期計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

■ 看護小規模多機能型居宅介護 / 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」「訪問」「泊まり」の各サービスを柔軟に組み合わせたサービス提供、看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護に加えて「訪問看護」及び「通い」「泊まり」における看護サービスの提供が可能であり、在宅生活を支えるサービスとして重要な役割を担っています。

看護小規模多機能型居宅介護については、医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、今後も整備を推進していく必要があることから、第9期計画期間においては、未整備圏域を優先にサテライト型事業所を含め3事業所の整備を目標とします。

小規模多機能型居宅介護については、第9期計画期間における整備目標数は定めず、事業者から整備の希望があった場合には、申請による指定を行います。

③ 共生型サービスの普及に向けた取組

共生型サービスとは、介護保険サービスと障がい福祉サービスを同一の事業所内で提供できるサービスのことで、利用者が65歳になり介護保険制度が優先となっても事業所を変更する必要がなく、慣れ親しんだ支援環境の中で、介護保険サービスを利用することができるものです。

また、地域資源、人材の活用や世代間の交流などにおいても有効であるといわれています。

こうしたことから、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換などの実施を図りながら、普及促進に努めていきます。

在宅サービスの整備状況(事業所数)

2023年(令和5年)10月1日現在

日常生活圏域		片瀬	鶴沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
サービス種別															
広域型	訪問介護	7	19	8	4	14	8	9	10	8	10	1	13	4	115
	訪問入浴介護	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	0	0	7
	訪問看護	13	28	22	5	30	8	11	10	12	32	2	10	5	188
	訪問リハビリテーション	3	8	8	3	13	3	4	4	4	11	1	5	2	69
	通所介護	3	7	5	9	4	3	4	8	7	10	5	6	0	71
	通所リハビリテーション	0	0	1	1	2	1	0	0	1	1	1	1	3	12
	短期入所生活介護	1	4	1	3	1	2	3	4	1	1	2	1	2	26
	短期入所療養介護	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	8
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	認知症対応型通所介護	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	地域密着型通所介護	2	5	4	5	11	1	3	2	6	1	2	6	1	49
	小規模多機能型居宅介護	0	2	2	2	1	1	2	2	4	0	1	1	1	19
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	7

施策2 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

高齢化の進展に伴い、今後、介護サービスの需要が更に高まることを見込まれている一方、生産年齢人口は減少することが見込まれており、人材不足は一層深刻化することが予測されます。

そのため本市においては、介護サービスを支える介護人材の確保に向けて、介護未経験者や、アクティブシニア、外国人等、多様な人材の参入促進を図るとともに、学生等を対象とした介護の仕事の魅力発信、介護職員の定着促進と資質向上に向けた支援などに取り組んでいきます。

これらと並行して、限られた人材でより質の高いサービスを効率的に提供できるよう、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護職員が行うべき業務の切り分け、文書作成に係る負担軽減を図ることなどにより、介護現場の生産性向上を推進していきます。

(1)多様な人材の参入促進と介護職員の定着促進・育成支援

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業		介護保険課
事業の概要	介護分野への参入促進を図るため、介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護の業務に携わる上での不安を払拭することを目的とした基本的な知識を習得するための研修を実施します。	
これまでの取組	介護保険制度等の介護全般に関する基礎知識を習得するための基礎講座及び介護保険サービス事業所で働くうえでの基礎的な知識を習得するための入門的研修を、民間事業者への委託により実施しています。	
今後の取組	介護人材のすそ野を広げ、介護分野への新たな人材の参入促進を図るため、引き続き、入門的研修を実施していきます。また、より多くの人に研修を受講していただけるよう、広く事業の周知を図るとともに、就労につなげるための取組等もあわせて実施していきます。	

② 介護職員等研修受講料助成事業		介護保険課
事業の概要	介護に関する資格取得に係る研修修了者の早期就職・定着等を支援し、介護人材の確保を図るため、研修修了後、市内の介護事業所などに一定期間就労した場合に、研修受講料の一部を補助します。	
これまでの取組	市内の介護事業所等への早期就労につなぐため、市内の研修実施機関の協力のもと、本制度の周知を図りました。 また、ケアマネジャー不足が課題となっているため、令和2年度から、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行ったほか、より広く介護人材の確保を図るため、令和5年度から補助率及び補助上限額の引き上げを行うとともに、補助対象を市外在住者にも拡充しました。	
今後の取組	介護人材の確保・定着に向けて、引き続き、研修受講に対する補助を継続するとともに、事業の周知を図る取組を実施します。また、更なる人材確保を図るため、補助対象となる研修の拡充など、より効果的な支援等を検討していきます。	

③ 外国人介護職員受入支援事業		介護保険課
事業の概要	介護事業所における外国人介護人材の受入れ等が円滑に行われるよう、外国人介護職員を新たに雇用する施設・居住系の介護サービス事業所を運営する法人に対し、法人が負担した居住用住宅の家賃や生活必需品の購入に係る経費の一部を助成します。	
これまでの取組	多様な介護人材の確保を図る観点から、外国人介護職員を雇用する介護事業所に対する補助を令和2年度から開始しました。令和3年度からは、対象となる在留資格に「特定技能」と「特定活動」の中の（経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者）を追加するなど拡充を図りました。	
今後の取組	本市においても施設・居住系サービスを中心に、外国人介護職員の受入れが進んでいる状況となっています。今後も海外からの新規入国、技能実習から特定技能への移行により就労先事業所の選択が可能となることなどから、更なる外国人介護職員の増加が見込まれるため、通所系サービスへの補助対象拡充や外国人介護職員の定着に向けた支援等を検討していきます。	

④ 介護職員等キャリアアップ支援事業		介護保険課
事業の概要	介護職員等の専門的な知識・技術の習得による資質向上を図るため、介護事業所に対して、研修実施に係る支援を行います。	
これまでの取組	市内で介護事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための派遣研修や介護事業所が講師を招いて行う研修に係る経費の一部を助成しています。	
今後の取組	介護職員等のスキルアップを図り、介護サービスの質の向上につなげるとともに、介護人材の育成と定着を促進するため、研修に係る支援を継続するとともに、研修機会の確保に向けた取組を実施していきます。	

⑤ 介護のしごと出前授業		介護保険課
事業の概要	将来の担い手となり得る学生等を対象に、介護の仕事のやりがいや魅力を伝え、介護について理解促進を図るための「出前授業」を実施します。	
これまでの取組	市内中学校の生徒を対象に、介護事業所の職員が講師として学校に出向き、介護に係る講演や高齢者疑似体験等を実施しています。	
今後の取組	出前授業の対象を拡大し、介護業務に対するイメージアップと理解促進を図り、介護業務に対する興味・関心を高めることで、介護分野への進路を選択肢の一つとしてもらえるよう、事業の周知に努めます。	

(2)介護現場の生産性向上の推進

【主な事業】

① 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の促進		介護保険課
事業の概要	介護ロボット・ICTの活用等による介護事業所の生産性向上の実現に向けて、各種施策を実施します。	
これまでの取組	専門的なコンサルティング業者とともに、介護ロボット・ICTの導入支援を実施することで、介護現場の生産性向上をサポートしています。	
今後の取組	国が示す「生産性向上に資するガイドライン」を参考として、介護現場の業務改善を支援するとともに、それぞれの介護事業所が主体的に取組みを実施できるよう介護職員の人材育成等を図るなど、生産性向上に関する総合的な支援を継続して実施していきます。	
② 介護現場における文書事務に係る負担軽減		介護保険課
事業の概要	介護人材不足が課題となっている中、利用者が安心してサービスを受けられるよう、介護専門職が利用者のケアに集中できる環境を整えるため、介護現場における文書事務負担軽減の推進に取り組みます。	
これまでの取組	国が示す標準様式例に合わせた各種様式の改正、申請書類の押印廃止と添付資料の見直し、事業所運営指導における確認項目の標準化を実施しています。	
今後の取組	国が示す標準様式例の使用の基本原則化に対応するとともに、「電子申請・届出システム」利用を開始します。また、その他届出についても添付資料や届出方法を見直すなど、さらなる文書事務負担軽減に向けた取組を推進します。	
③ 生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメント構築の推進		介護保険課
事業の概要	介護現場の生産性向上の観点から、新たに介護職員の業務負担の軽減や労働環境の改善を目的として、介護助手等の確保・活用やタスクシフティング等、介護事業所において、生産年齢人口の減少に対応した人材マネジメントが構築されるよう、支援等を行います。	
これまでの取組	介護現場での人手不足が深刻化する中、介護人材の確保・定着促進の観点から、多様な人材の参入促進を図るなど、様々な支援策に取り組んでいます。	
今後の取組	国等の動向を注視しながら、効果的な支援等を検討していきます。	

施策3 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となった方が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を送れるよう、要介護高齢者とその家族を支えるために必要なサービスに係る給付を行う制度です。

今後、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に伴い、サービス利用者や介護給付費等の増加が見込まれる中、利用者一人ひとりの個別ニーズに応じた質の高いサービス提供とともに、持続可能な介護保険制度を構築していくことが重要となります。

そのため、ケアマネジメントの質の向上に係る支援に加え、介護事業者に対する指導等の強化や給付適正化事業に取り組むほか、適正な要介護認定と認定事務の効率化を図るなど、より適切かつ効果的な制度運営を目指します。

(1) 介護給付費等の適正化推進と介護サービスの質の向上

利用者に質の高い適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー等に対する支援や、介護事業者に対する適切な助言を行うとともに、指導や監査の強化等に取り組んでいきます。

【主な事業】

① ケアマネジメント支援事業		介護保険課
事業の概要	市内で働くケアマネジャーのスキルアップと適切なケアマネジメントの実現を図るために、ケアマネジャーに対する業務ハンドブックの作成や研修会等の開催、困難事例に対する相談などの支援を行います。	
これまでの取組	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会に業務委託を行い、市内の事業所に所属するケアマネジャーの資質向上や、業務の円滑な遂行に資する研修、困難事例への相談対応を中心に支援を行っています。	
今後の取組	引き続き、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携を図りながら、ケアマネジメントに係る基本知識や事例検討、医療連携、報酬改定への対応などに関する研修や情報共有を行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。 また、ICT機器等を活用したケアプラン作成や業務負担軽減などについても、課題を共有するとともに研修等による支援を行っていきます。	

② ケアプラン点検事業		介護保険課
事業の概要	<p>「利用者の自立支援の促進」や「ケアマネジメントの質の向上」を図ることを目的に、ケアマネジャー等が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた適切なものとなっているかを確認、助言する、ケアプラン点検を実施します。</p>	
これまでの取組	<p>市内事業所に所属するケアマネジャー等を対象に、ケアプラン作成に必要なケアマネジメント過程が適切に反映されているか、専門事業者による関係書類の点検及びヒアリングを実施するとともに、点検後には、改善効果の確認や研修等を行っています。</p> <p>さらに、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成し、ケアマネジメントの質の向上を図っています。</p>	
今後の取組	<p>引き続き、専門事業者による面談及び書類による点検を実施するとともに、藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会と連携し、事例検討会などにおけるグループワークによるケアプラン点検等に関する研修を行い、適切なケアプランの作成の促進を図ります。また、住宅改修や福祉用具貸与の適切な利用が図られるよう、リハビリテーション専門職が関与した点検を実施していきます。</p> <p>さらに、近年増加する高齢者向け住まいにおけるサービス提供の実態把握などに焦点を当てた、効果的なケアプラン点検の実施についても検討していきます。</p>	

③ 介護サービス相談員派遣事業		介護保険課
事業の概要	<p>特別養護老人ホーム等に介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談などに応じ、その解決に向けた支援を行うことで、利用者の不安を払拭するとともにサービスの質の向上を図ります。</p>	
これまでの取組	<p>派遣の申出があった特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に、介護サービス相談員を派遣し、利用者の日常生活上の疑問や不安等の声を受け止め、その要望等を事業所に伝えるなど利用者と事業所との橋渡しを行うとともに、定例会を通じて市と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図るなど適切な対応を行っています。</p>	
今後の取組	<p>介護サービス相談員は、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進やサービスの質的な向上、利用者の自立した日常生活の実現に向けた支援など、様々な役割を担っています。そのため、近年増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への派遣促進を図るとともに、相談員としての資質と支援技術向上に向けた研修の充実に取り組みます。</p>	

④ 医療情報との突合・縦覧点検		介護保険課
事業の概要	通常の介護報酬の審査では確認できない複数月の介護給付費明細書における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性の確認及び医療請求との突合を行い、適正な請求が行われていることを確認します。	
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の給付実績情報の突合及び同一被保険者の複数月の明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認するための縦覧点検を実施しています。さらに、点検等の結果、疑義がある給付内容について、事業所に確認し、請求誤り等があった場合には、過誤申立等による適正な処理を行っています。	
今後の取組	引き続き、神奈川県国民健康保険団体連合会に医療情報の突合・縦覧点検を委託することで、介護報酬請求の適正化を図ります。また、縦覧点検等において散見された請求誤り等について、集団指導や運営指導の機会をとらえ、事業者への周知及び指導に努めていきます。	

⑤ 介護事業者に対する指導・監査の強化		介護保険課
事業の概要	本市が指定している介護事業者に対し、より良いケアの実現と介護給付費の適正化を目的とした指導を定期的に行います。	
これまでの取組	オンラインによる「集団指導」と、事業所を訪問して書類確認や聞き取りなどを行う「運営指導」を実施しています。令和3年度から、運営指導業務の一部を事務受託法人へ委託しています。 なお、運営指導等により事業者において、重大かつ明白な基準違反や介護報酬の請求に関する不正等が認められる場合は監査を実施しています。	
今後の取組	運営指導の実施頻度については、指定有効期間（6年）内に1回の頻度で行っていますが、より多くの事業所に対して運営指導を行うことが介護保険制度におけるサービスの質の確保、利用者保護等に資することが国から示されています。 そのため、国が定める標準化・効率化の指針に基づき、運営指導にかかる所要時間をできる限り短縮するなど事業者の負担軽減を図るとともに、指定有効期間内に2回（3年に1回程度）の頻度で運営指導が実施できるよう実施方法等を引き続き検討していきます。	

(2)適正な要介護認定と認定事務の効率化

要介護認定にあたっては、適正な事務処理が行われることが重要であるとともに、介護サービスが必要になった被保険者に対し、早期に介護度が認定されることが求められています。

そのため、引き続き適正な要介護認定を行うとともに、DXの推進等により認定調査や認定審査会業務の効率化を図ります。

【主な事業】

① 介護認定審査会資料の点検		介護保険課
事業の概要	介護認定審査会で使用するすべての調査票及び主治医意見書について事前に内容を確認し、必要に応じて認定調査員や主治医に内容確認を行うなど、要介護認定の適正化と認定審査会の効率化を図ります。	
これまでの取組	<p>全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、すべての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に聞き取りを行っています。</p> <p>さらに、新任調査員に対して認定調査の基本項目に係る研修を実施するとともに、調査を委託している事業所に対しては実地指導を行っています。</p> <p>また、主治医意見書については、記載内容に明らかな矛盾がないかなど、形式的な確認を行っています。</p>	
今後の取組	<p>要介護認定が、適正かつ的確に行われるよう、引き続き、全ての審査会資料の内容確認を行っていきます。</p> <p>また、調査員に対してフォローアップ研修などを実施するとともに、認定調査の委託事業者に対して実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。</p>	
② 認定事務におけるDXの推進		介護保険課
事業の概要	介護度の早期決定により、市民サービスの向上を図るため、介護認定事務に関するDXを推進します。	
これまでの取組	<p>介護認定者の増加傾向が続いているため、合議体を増設し認定審査会の開催数を増やすとともに、一定の要件を満たすケースについては国が定める「認定審査会の簡素化」の制度を導入しました。</p> <p>また、一定期間を経過しても主治医意見書の返送のない医療機関への連絡を強化し、申請から審査判定までの処理の迅速化に努めています。</p>	
今後の取組	認定調査員がタブレットを持参して認定調査を実施するほか、介護認定審査会をペーパーレス化しWeb開催を可能にするなど、DXの取組を推進していきます。	

(3)低所得者に対する支援

高齢化の進展などに伴う介護保険サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減免制度を実施しています。

さらに、サービス利用に係る利用者負担を軽減するための取組も実施しています。

【主な事業】

① 居宅サービス等自己負担額助成		介護保険課
事業の概要	低所得者の円滑な介護サービスの利用を図ることを目的に、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の一部を助成します。	
これまでの取組	一定の要件を満たし助成対象として認定を受けた方に対して、介護保険サービスの利用に係る利用者負担額の2分の1相当額（上限月額5,000円）を助成しています。また、広く制度を周知し、必要な方が利用できるよう、パンフレットや広報ふじさわ等による周知を図っています。	
今後の取組	サービス利用に係る経済的負担が、本来必要とされるサービス利用の妨げとならないよう、生活困窮者に対して引き続き助成を実施するとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。	
② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減		介護保険課
事業の概要	社会福祉法人が、一定の要件を満たす生活困窮者などに対してサービス利用の負担額を軽減した場合、軽減額に応じて補助金を交付します。	
これまでの取組	本市に対し、利用者負担額軽減の申し出を行った社会福祉法人が、利用者負担の軽減を実施した場合に、当該法人が軽減を行った額に応じて、補助金を交付しています。	
今後の取組	引き続き、生活困窮者に対する軽減の実施が促進されるよう、法人に対する財政的支援とともに、軽減を実施していない事業者に対しては、制度実施に関する理解を求め、生活困窮者への経済的支援を進めていきます。	

③ グループホーム等家賃等助成		介護保険課
事業の概要	グループホームへの入居が必要な低所得者に対する家賃等を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的にグループホーム運営事業者への家賃等助成事業を実施します。	
これまでの取組	認知症となっても住み慣れた地域で生活していくことができるよう、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備促進を図っています。	
今後の取組	特別養護老人ホームなどの介護保険施設入所者については、収入・資産に係る一定の要件を満たした利用者に対する居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額認定制度）がありますが、グループホームは、当該制度の適用外となっています。そのため認知症により在宅生活が困難となり、グループホームへの入所が必要となった方のうち、費用負担が困難な低所得者に対する助成制度を今後検討していきます。	

④ 介護保険料の減免		介護保険課
事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行います。	
これまでの取組	収入が低いため生活が厳しく保険料の納付が困難な方や、生計を主として維持する方が災害等（震災、風水害、火災その他これに類する災害）により、財産に損害を受けたり、長期入院や失業などにより収入が著しく減少した際、本市で定める要件に該当する場合は申請により保険料を減免しています。	
今後の取組	災害等を受けた方、収入が著しく減少した方や生活に困窮している方などに配慮する必要があるため、引き続き、減免制度を継続して実施していきます。	

基本目標7 地域に根差した相談支援の充実

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
地域の相談支援体制の 充実	(1) 相談支援体制の 機能強化 149頁	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 151頁 ② いきいきサポートセンター （地域包括支援センター） 151頁 ③ 基幹型地域包括支援センター 152頁 ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 152頁 ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 153頁 ⑥ 地区福祉窓口 153頁 ⑦ 民生委員・児童委員 153頁 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 154頁 ⑨ 消費生活相談 154頁
	(2) 権利擁護の推進 155頁	① 高齢者虐待の防止 155頁 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・ 連携 156頁 ③ 成年後見制度利用支援事業 156頁 ④ 日常生活自立支援事業への助成 157頁 ⑤ 市民後見人の育成・支援 157頁
	(3) 【新】重層的な支 援体制の整備 158頁	① 重層的支援体制整備事業について 158頁

施策

地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題もますます多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりのなかで見守り体制づくりを促進します。

(1) 相談支援体制の機能強化

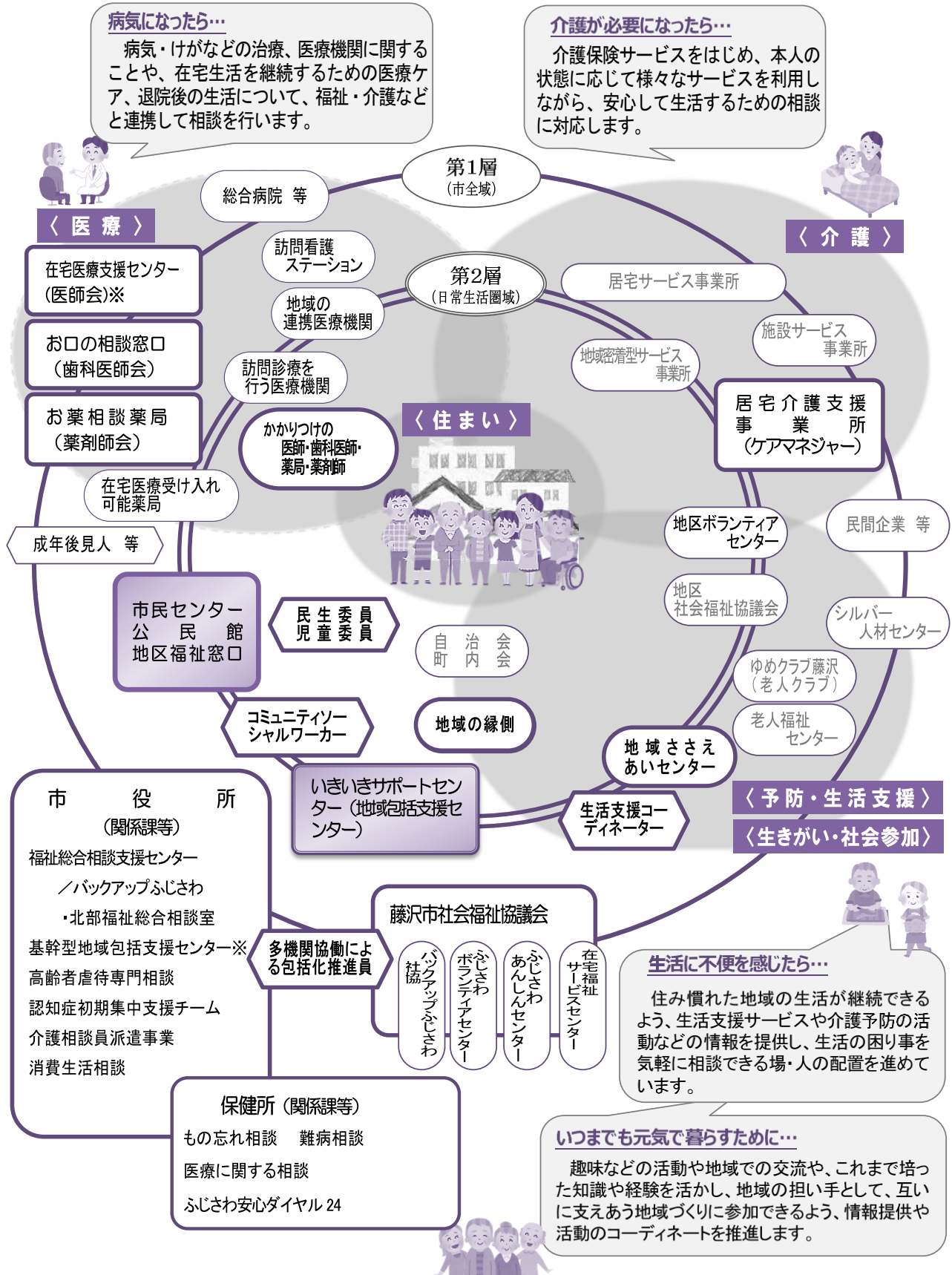
高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。

そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

こうしたなかで、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」世帯。そして、学齢期の子どもが大人と同じケアを担い、社会問題化しているヤングケアラーの支援、障がいのある子の親が高齢化し、要介護状態にある世帯など高齢・障がい・子ども・困窮などの各制度と一体的に実施し、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを進めていきます。そして、高齢者やその家族からの多様で複雑的な相談を受け止め、支援に向けた様々な分野の関係機関・施策との連携体制の充実と強化を図ります。

<高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）>

2023年度（令和5年度）現在



【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター(総合相談)		地域共生社会推進室
事業の概要	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに地区福祉窓口業務における市民センター等と関係各課との連絡調整を行っています。	
これまでの取組	生活上の困りごと、子育てや医療など複雑かつ複合化する課題を抱える相談者に対して適切な支援を行うため、福祉総合相談支援センター及び北部福祉総合相談室において総合相談を実施するとともに、市民に身近な相談窓口として地区福祉窓口の業務を円滑に進めるため、市民センターや関係各課等との連絡調整を行いました。	
今後の取組	庁内からの相談及び地域包括支援センター等の外部の相談支援機関が関わっている方やそのご家族が抱える問題や課題の中で相談につながるものが多く、高齢者のみならず、複数の支援対象者、生活課題の多様化・複雑化している事例が多くなっています。世帯支援として多機関協働が求められ、それに対する取り組みなどが課題となっています。	

② いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)		高齢者支援課
事業の概要	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)は、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。	
これまでの取組	いきいきサポートセンターは、藤沢市行政13地区すべてに整備され、高齢者人口の著しい増加が見られる湘南大庭・善行・六会地区には、サテライト型センターを設置、長後地区においては、センター内の職員数を増強し対応しています。また、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、辻堂地区のいきいきサポートセンターを公共施設内に設置し、地区福祉窓口等との連携を強化すると共に、専門職の専門性を高めるため、研修などを通じて、相談支援のスキルアップを高めてきました。	
今後の取組	高齢者人口が増えることに伴い、生活に課題や不安を抱えた高齢者も増加することが考えられることや、令和5年度から、包括的な相談支援体制の整備に向け「重層的支援体制整備事業」が実施されたことに伴い、より多様化する相談にも対応できるよう、引続き地域の相談機関としての役割を担う必要があります。	

③ 基幹型地域包括支援センター		高齢者支援課
事業の概要	各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の体制強化を図るため、全体調整及び後方支援を行っています。	
これまでの取組	平成27年度から高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の各専門職を配置しています。 また、認知症の早期発見・早期支援に努めるため、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに位置付けています。いきいきサポートセンターだけでは対応が困難なケースや虐待対応において、課題の解決や関係機関との調整を行っています。	
今後の取組	高齢者人口の増加や課題の複雑化、多様化がある中で、地域包括支援センターの後方支援や関係機関との連携を強化し、引続き相談対応、支援を行います。	

④ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)		地域共生社会推進室
事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」に向けた地域支援の2つの役割を持ち、地域の中で活動する福祉の専門職です。複合化・複雑化する困りごとや課題について、相談者とともに考え、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関・地域の活動団体や行政と連携して、解決に向けた支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。	
これまでの取組	生活困窮者自立支援制度の一環として、藤沢市社会福祉協議会に委託し、市内の生活圏域全13地区に配置し、身近な相談者としての相談支援と地域の支援機関や活動団体とのネットワークづくりに努めています。また、学校運営協議会等に参加し、学校や子育て世代・地域団体・行政機関等と密接に連携しながら多世代にわたる相談支援と個別支援を通じた地域づくりを行っています。	
今後の取組	個別支援と地域支援に取り組むコミュニティソーシャルワーカーとして、多世代に対して地域づくりの観点から支援を行います。	

⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 地域共生社会推進室

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困りごとに対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取組	相談者の抱える複合的な課題を相談者ととも考え、改善、解決に向けた継続的かつ伴走型の支援を行っています。状況に応じて、本人同意のもと支援プランを作成し、進めています。
今後の取組	対象者の状況によって、就労準備支援、家計改善支援などの事業や既存の福祉サービスなどを組み合わせただけでは課題解決につながらない場合などに対して、実効力のある支援体制を構築していきます。

⑥ 地区福祉窓口 地域共生社会推進室

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、福祉・健康に関する相談対応を行います。(六会市民センター石川分館を含む)
これまでの取組	身近な市民センター・公民館で多岐にわたる手続きができる利便性の向上と、気軽に相談できる体制の構築を進めてきました。また、地区内のいきいきサポートセンターをはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として、多様化する相談内容を「とりあえず」「まるごと」受け止め、関係機関や地域団体、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などと連携・協働して支援につなげられるよう、相談体制の充実を検討します。

⑦ 民生委員・児童委員 福祉総務課

事業の概要	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて行政などの関係機関と連携しながら活動しています。 なお、民生委員法に基づき、任期は3年です。
これまでの取組	住民の身近な相談役として支援が必要な方の悩みや声に耳を傾け、見守り活動などを行っています。また、様々な支援機関と協力して相談援助活動を行っています。
今後の取組	地域共生社会の実現を図るため、地域包括支援センターや各地区に配置されたコミュニティソーシャルワーカー(CSW)等と連携し、様々な福祉課題に対応していきます。

⑧ ふじさわ安心ダイヤル24		地域保健課
事業の概要	市民に安全、安心のサービスを提供するため、24時間365日、看護師、保健師及び医師などの専門職が、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルスの相談及び医療機関情報の提供等の無料電話相談を実施しています。	
これまでの取組	ふじさわ安心ダイヤル24は、市民の皆さんが心や身体の健康等について気軽に相談できる事業として平成22年10月から実施しております。 医師や保健師等の専門スタッフが、健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルス相談等の多岐にわたって24時間毎日電話相談を行っています。	
今後の取組	令和2年度以前の件数と比較すると、少ない件数であることが課題です。また、相談内容別件数をみると、医療相談と医療機関案内が突出して多い状況でありますので、それに比べて件数の少ない相談（健康相談、介護相談）についても、相談件数が増加となるよう、さらなる周知等が必要であることが課題です。 次期に向けた取り組みとして運用方法、仕様等の検討をする必要があります。	

⑨ 消費生活相談		市民相談情報課
事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。	
これまでの取組	消費生活講座や消費生活出前講座、定期的に広報に掲載している「こんなトラブルにご用心！」の記事や市ホームページにより消費者トラブルとトラブルに遭わない考え方の啓発をしています。 また、全戸配布の消費生活情報紙を始めとした冊子やチラシ、ポスターによる消費生活総合窓口の周知を行っています。	
今後の取組	コロナ禍での外出自粛などに伴い、高齢者にもインターネットが身近なものとなり、今後はネットショッピング利用時の注意点や不正アプリ・迷惑SNSへの対応方法等インターネット関連の苦情や問い合わせが増加することが予想されます。高齢者自らが知識や情報を得ることが難しい分野であることから、消費生活相談においては丁寧に対応し、問題解決に向けて助言・あっせんを行います。あわせて消費生活講座・出前講座での啓発活動に努めます。	

(2)権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を護る取り組みは重要です。

関係機関との連携により高齢者の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取り組みを進めます。

また、認知症や障がい等により、自ら生活への思いを表明することが困難な人に対し、自らの意思を反映させた生活を送る上での判断や決定を支援する体制の整備に努めます。

日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター(藤沢市社会福祉協議会)と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進計画との整合を図りながら、取り組みを進めます。

【主な事業】

① 高齢者虐待の防止		高齢者支援課
事業の概要	<p>高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った擁護者への支援とともに次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための対応研修会や講演会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布 	
これまでの取組	<p>虐待者側の疾病、経済的困窮、8050問題などによって問題が複雑化、長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上を図ってきました。また、施設内虐待の件数もここ数年で増加していることから、養介護施設従事者の支援を目的とした講演会、研修等も行いました。</p>	
今後の取組	<p>高齢者虐待の予防に向け、市民を対象に、高齢者の権利擁護について、各地域包括支援センターや関連団体と連携し、その普及・啓発を深化させていきます。施設内虐待の予防に関しては、施設管理者を中心とした、その予防や知識が浸透していくよう取り組みを進めていきます。</p>	

② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携		地域共生社会推進室
事業の概要	判断能力が十分でない方の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」を支援します。	
これまでの取組	<p>平成24年度から、藤沢市社会福祉協議会への委託により「成年後見制度相談事業」を行っています。</p> <p>平成25年度は、藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士等による専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務などを行っています。</p> <p>また、さらなる機能充実を図るため、令和元年度から成年後見制度に関する中核機関に位置づけ、普及啓発活動だけでなく、成年後見人候補者の受任調整機能や後見人支援の活動を行なっています。</p>	
今後の取組	多様化するニーズに応えるため、ふじさわあんしんセンターとの連携を深め、より充実した制度利用に向けた相談支援を推進していく必要があります。	

③ 成年後見制度利用支援事業		地域共生社会推進室
事業の概要	認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を護るため、成年後見制度の申立てを行う親族がいない方などの「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用が難しい方への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。	
これまでの取組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。	
今後の取組	相談から後見人の選任まで、判断能力が十分でない方の生活を支えていくための必要な手続きを円滑におこなう必要があります。またその期間に本人を支えるため支援策を考えていく必要があります。	

④ 日常生活自立支援事業への助成		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。</p> <p><日常生活自立支援事業></p> <p>判断能力が十分でない方が、日常生活を送る上で不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業</p> <p>①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的な金銭管理サービス ③書類等預かりサービス</p>	
これまでの取組	<p>本事業の助成を行うとともに、利用者が住み慣れた地域で継続して生活するために日常的な金銭管理サービス等を行うふじさわあんしんセンターの活動に対する支援を行いました。</p>	
今後の取組	<p>対象者が増加するなか、円滑に支援サービス提供をするため、関係機関との調整を図り、事業を進めていく必要があります。</p>	

⑤ 市民後見人の育成・支援		地域共生社会推進室
事業の概要	<p>市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の方が、親族以外の方の成年後見人などとして活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンク運営と登録者へのフォローアップ、申立人などへの候補者推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>	
これまでの取組	<p>市民後見人養成研修の実施、市民後見人候補者バンク（以下、バンク）の運営と登録者へのフォローアップ、申立人等への候補者の推薦、受任後の活動支援等を藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>	
今後の取組	<p>市民後見人養成研修の受講者数は減少しているため、継続的な担い手確保のため、より効果的な周知等をおこない、人材の確保に努める必要があります。</p>	

(3)重層的な支援体制の整備

本市では、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちをめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。

国においても、地域における課題解決力の強化と相談支援体制の構築により、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」をめざすこととし、2017年(平成29年)にその基盤となる改正社会福祉法が公布されました。

そして、市町村が包括的な支援を整備するため具体的手法として、2020年(令和2年)に社会福祉法のさらなる改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施について努力義務が課され、本市においても令和5年度から本格実施されることとなりました。本事業に関しては、前述のとおり従前から取り組んできた担当分野以外の相談に対しても幅広く受け止め、包括的な相談として様々な機関が、重なりながら支援を展開する諸施策・諸事業をパッケージ化したものとしてとらえ、高齢者分野においても、社会福祉法における新たな役割や「藤沢市地域福祉計画2026」との整合性を図りつつ、新設された重層的支援会議、支援会議の活用などを通じて、相談支援体制の更なる充実を図っていきます。

【主な事業】

① 【新】重層的支援体制整備事業について		地域共生社会推進室
事業の概要	市町村が地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的な手法として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開することで、人と人とのつながりを基盤とした、重層的なセーフティネットの構築を目指す事業です。	
これまでの取組	<p>「藤沢型地域包括ケアシステム」として進めてきた取組のさらなる進化に向け、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和5年度から事業の本格実施に取り組んでいます。</p> <p>地域住民の複合化・複雑化した生活課題の解決に向けては、行政の部門を含めたさまざまな支援関係機関による連携・協働した支援体制の構築が求められ、また各分野の支援機関が、分野・世代を超え、包括的な相談支援を実践していくことは、地域共生社会の実現に向け大変重要な視点となります。</p>	
今後の取組	複合化した地域生活課題を抱える世帯への支援に当たっては、重層的支援の視点を持ち、「重層的支援会議」「支援会議」の活用により多機関協働の取組を進めながら、地域におけるさまざまな団体の取組にも目を向け、多様な地域活動と個別の相談支援が一体的に進められるよう、庁内外における支援体制を整備していきます。	

支

基本目標8 安心して住み続けられる環境の整備

基本目標

施 策	施策の展開	主 な 事 業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援 160頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 養護老人ホーム 151頁 ② 高齢者向け市営住宅 151頁 ③ 高齢者の住まい探し支援 152頁
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進 152頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 162頁 ② 都市公園のバリアフリー化 162頁 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 163頁 ④ 道路バリアフリー化の推進 163頁 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 164頁 ⑥ 移動交通手段の確保 164頁 ⑦ 湘南すまいるバス 164頁
2 非常時（災害・感染症等）の対応	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 165頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災ラジオの配備 165頁 ② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 166頁 ③ 避難所等における要配慮者支援 166頁 ④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援 167頁 ⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実 167頁
	(2) 感染症対策（新型コロナウイルス感染症の影響を経て） 168頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護サービスの業務継続のための支援 168頁

施策1 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した住まいの確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

介護が必要になっても、自宅で生活を続けたいと考える高齢者も多く、多様なニーズに対応できる住まいの確保や支援を推進する必要があります。空き家の利活用や、養護老人ホーム、軽費老人ホームへの入所等を含め、一人ひとりの状況に応じて個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、多様な住まいの確保、支援に向けて取組を進めていきます。

また、公共施設の再整備やバリアフリー化を行うことで、誰もが生活しやすい地域環境をつくる必要があります。高齢であっても支障なく外出や移動ができるよう、交通手段の確保に取り組めます。

今後も、人が交流できる場所や機会を創出し、安心できる環境の整備を推進していきます。

(1)多様な住まい方の確保・支援

【主な事業】

① 養護老人ホーム		高齢者支援課
事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。	
これまでの取組	多様な住まい、施設、サービス等、生活の場の選択肢が増える中で、居宅において養護を受けることが困難な人のセーフティネットとして、養護老人ホームへの入所措置を進めてきました。また、施設の老朽化に配慮し、再整備に向けて検討してきました。	
今後の取組	多様な居住形態、高齢者施設があり、生活の場の選択肢が増える中、養護老人ホームとしての役割やあり方を再検討し、関係機関との連携をより強化していきます。また、施設の再整備に向け、引続き施設と協力して調整を進めていきます。	

② 高齢者向け市営住宅		住宅政策課
事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の住宅を借り上げ、借上型市営住宅として運営し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。	
これまでの取組	直接建設型の市営サンシルバー藤沢住宅(37戸)においては、令和4年3月末までシルバーハウジングプロジェクトを実施した。当該住宅は高齢者向け市営住宅として現在も運用を継続しており、直接建設型においては353戸、借上型市営住宅においては138戸を高齢者向け住宅として運用しています。	
今後の取組	一般世帯向けの住宅と比較して、単身者が入居できる市営住宅の応募倍率は約6.5倍と高くなっています(令和4年度)。令和5年度は単身者(60歳以上の方を含む)でも入居できる住戸の拡充に取り組みます。	

③ 高齢者の住まい探し支援		住宅政策課
事業の概要	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対し、相談会等を開催し、居住の安定を図ることを目的としています。	
これまでの取組	令和2年度は新型コロナウイルスの影響で6月の実施を延期したこともあったが、令和3年度からは6～11月の第1木曜日に継続的に住まい探し相談会を実施し、成約・完了につなげることができました。	
今後の取組	<p>住まい探し相談会は年6回開催していますが、相談件数が増加傾向にあることから、相談体制の充実を図っていく必要があります。</p> <p>市北部での開催については、毎年参加と成約実績があるため、今後も開催を継続していきます。</p>	

(2)人にやさしいまちづくりの推進

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化		建築指導課
事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。	
これまでの取組	各事前協議等において、条例の趣旨を事業者の説明し、適合となるよう指導・助言を行いました。 公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事業者の理解を深めてもらう必要があることから、助言等を積極的に行っています。	
今後の取組	適合に向けて、各項目の基準適合を柔軟に判断し、より適切な整備を促していく必要があります。 県内市町村の取扱いなどを判断の参考にし、実態に合わせた整備を指導します。 今後も引き続き指導、助言を行い適合遵守率向上を目標とします。	
② 都市公園のバリアフリー化		公園課
事業の概要	公園利用者の利便性・安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めています。	
これまでの取組	「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」等に基づき、公園施設(トイレ、水飲み、出入口及び園路等)のバリアフリー化を行いました。	
今後の取組	都市公園の新設・改修に合わせて、引き続き、公園施設のバリアフリー化を進めていきます。	

③ 歩行空間ネットワーク整備事業		道路整備課
事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に実施しています。	
これまでの取組	令和3年度及び令和4年度の工事については、合計3路線、延長280mの整備を実施しました。令和5年度以降も計画的な道路改良工事等を進めます。	
今後の取組	引き続き、事業の進捗に合わせて用地取得を進め、合わせてその後の歩行空間整備も滞りなく進めていきます。	

④ 道路バリアフリー化の推進		道路整備課
事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差の解消などを実施しています。	
これまでの取組	令和3年度及び令和4年については、善行駅周辺の善行5号線、善行12号線及び善行25号線において、合計延長181mのバリアフリー化工事を実施しました。 今後も善行駅周辺地区移動円滑化事業の進捗を図ります。	
今後の取組	引き続き、事業の進捗に合わせて地元住民や関係機関との協議を進め、合わせてその後の移動円滑化事業も滞りなく進めていきます。	

⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 都市計画課

事業の概要	誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設や乗物等の公共交通機関のバリアフリー化を図ります。
これまでの取組	ノンステップバスの導入率は、平成26年度から導入促進補助を行い、令和元年度末で62%でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ノンステップバスの導入を見送っていたことから、令和4年度末で62%のままとなりました。また、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入率は、令和元年度から補助を行い、令和元年度末で25台であったが、令和4年度末で56台の導入となりました。
今後の取組	関係機関等と連携を図りながら、ユニバーサルデザインによる交通環境の整備・充実を進めます。

⑥ 移動交通手段の確保 都市計画課

事業の概要	市民、交通事業者、行政等が連携を図りながら、交通施策を展開しています。
これまでの取組	公共交通サービスが利用しにくい地域において、日常生活を支える公共交通を確保するために、2016年(平成28年)から善行地区に、2018年(平成30年)から六会地区において、地域が主体となって運行する乗合タクシーの運行を開始し、2021年(令和3年)～2023年(令和5年)においては、長後地区で乗合タクシーの実証運行を実施いたしました。
今後の取組	関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢化社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の確保に向けた取組を進めます。

⑦ 湘南すまいるバス 高齢者支援課

事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター(老人福祉センター)3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年(平成22年)11月から運行しています。
これまでの取組	事業実施により、高齢者の外出支援及び介護予防を図っています。
今後の取組	今後も引き続き、外出支援による介護予防を促進するよう努め、利用者のニーズを把握しながら事業を実施していきます。

施策2 非常時(災害・感染症等)の対応

(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、介護支援専門員(ケアマネジャー)をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難所で生活を送る際は、心身の機能低下や状態の悪化が考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があります。特に重篤化しやすい高齢者については、感染症対策等についても留意する必要があります。避難所における健康危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定避難所での生活が困難な人については、福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしており、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

【主な事業】

① 防災ラジオの配備		防災政策課
事業の概要	社会福祉等事業者又は施設へ、情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を配備しています。	
これまでの取組	緊急情報等の迅速な伝達を必要とする、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域若しくは津波浸水想定区域における、支援が必要となる要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であって災害からの迅速かつ適切な避難を確保する必要があると認められるもの)へ、防災ラジオの配備を行いました。実績としては2021年から2023年6月末時点で、12台の配備を行っています。	
今後の取組	災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設への防災ラジオの配備をさらに進めていきます。	

② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり		危機管理課
事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる方(高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など。「避難行動要支援者」という。)が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。	
これまでの取組	<p>自主防災組織など487団体のうち、423団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。</p> <p>なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。</p>	
今後の取組	<p>地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進していただけるよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。</p> <p>一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、要支援者及びそのご家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりを目指します。</p>	

③ 避難所等における要配慮者支援		危機管理課
事業の概要	指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無等の公表に努めるほか、各指定避難所の運営委員会に対して、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保・設置に努めるよう促すとともに、必要に応じて福祉避難所(一次)や福祉避難所(二次)への移送を行うなど、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。	
これまでの取組	<p>各指定避難所における要配慮者支援につきまして、重症化リスクの高い要配慮者への感染症対策を踏まえた、避難所運営マニュアルを改訂し、各運営委員会に配布しました。</p> <p>引き続き、充実した要配慮者支援のため、マニュアルの更新など行っています。</p>	
今後の取組	要配慮者支援を想定した、避難所運営訓練の実施をします。	

④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援		危機管理課
事業の概要	<p>水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、災害が発生する恐れがある場合に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。</p> <p>市は、避難確保計画の作成・提出の促進を行うほか、必要に応じて避難訓練の支援を行います。</p>	
これまでの取組	<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成に係る説明会を開催し、計画の作成・提出の促進と受付を行いました。</p>	
今後の取組	<p>津波災害警戒区域の指定に伴い、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しても、計画の作成・提出の促進と受付を行います。</p> <p>避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して、適宜、計画の作成・提出の促進を行います。</p> <p>また、必要に応じて避難訓練の支援を行うことで、作成された避難確保計画の実効性向上に努めます。</p>	

⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実		介護保険課
事業の概要	<p>介護事業所が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。</p>	
これまでの取組	<p>介護事業所は、運営基準上、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、定期的に従事者へ周知するとともに避難等の訓練を行う必要があります。本市が指定する地域密着型サービス事業所等においては、運営指導において策定状況や実施状況を確認しております。</p>	
今後の取組	<p>より具体的に想定された業務継続計画の策定や避難等の訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。</p>	

(2) 感染症対策(新型コロナウイルス感染症の影響を経て)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたが、重症化リスクの高い高齢者に対しては、引き続き感染を防止することが必要です。

特に、高齢者に対しサービス提供を行う施設や事業所においては、感染対策を継続して行うことで高齢者への感染拡大を防ぐとともに、職員への感染拡大を防ぎ、高齢者自身やその家族の生活を維持するうえで欠かせない介護サービス等を安定して提供できる体制を作ることにつながります。今後も、施設・事業所等に対して感染症や感染対策に関する正しい情報提供を行い、日常的に感染対策が講じられるよう支援を継続し、高齢者に対する事業や介護サービス等の安定的な提供体制の構築に努めてまいります。

① 介護サービスの業務継続のための支援

介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、介護サービス等の安定的な提供体制に大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された後も、重症化リスクが高い高齢者を対象とする介護事業所については、感染対策を続けることが求められています。本市においても介護事業所等に対して感染症や感染対策に関する正しい情報提供を行い、日常的に感染対策が講じられるよう支援を継続し、高齢者に対する事業や介護サービス等の安定的、継続的な提供体制の構築に努めてまいります。

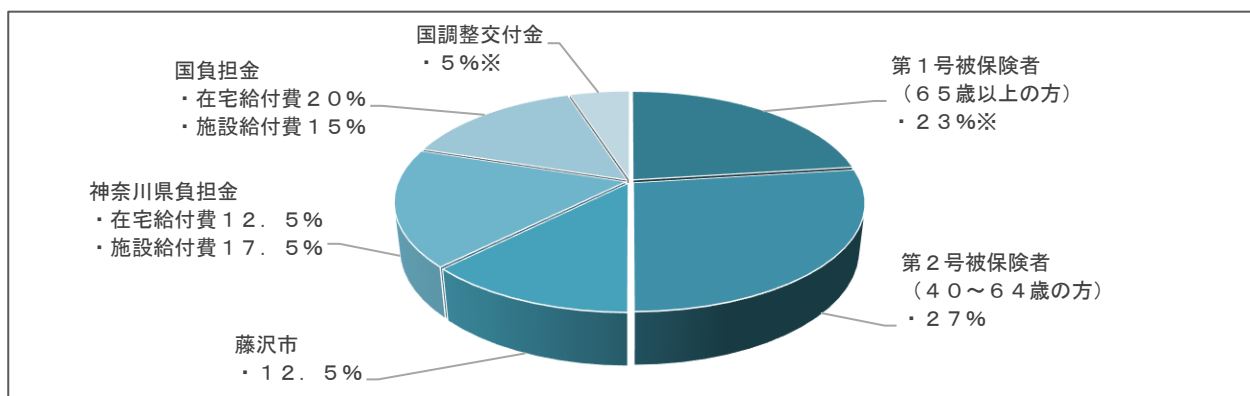
第 5 章

介護保険事業と保険料

介護保険料の仕組み

介護保険は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（保険給付費・地域支援事業費等）を財源に運営しています。保険料は、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳～64歳の方）では、算出方法が異なります。

【財源の負担内訳】



※国の調整交付金の交付割合に応じて、第1号被保険者保険料の割合が変動します。

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料の算出

第9期計画では、超高齢社会の進展に伴う要介護認定者及び介護サービス利用者が増えるに伴い、介護給付費等の増加が見込まれ、制度を継続していくために保険料額の引き上げを行わざるを得ない状況となっています。最終的には、介護報酬改定の状況や基金の活用等を踏まえて令和6年度予算案とともに公表していきます。

第8期計画（令和3年度～令和5年度）
介護保険料基準額 5,500円

第9期計画（令和6年度～令和8年度）
介護保険料基準額 6,500円程度

	第8期計画	第9期計画
総人口(3か年平均)	44万人	44万5千人
第1号被保険者数(3か年平均)	10万8千人	11万1千人
65～74歳	4万8千人	4万5千人
75歳以上	6万人	6万6千人
要介護認定者数(3か年平均)	2万1千人	2万4千人
保険給付費等(3か年累計)	960億円	1,094億円
保険料(基準月額)	5,500円	6,500円程度

※第1号被保険者数は各年10月1日、要介護認定者数は各年9月末実績の平均値

※第1号被保険者数、要介護認定者数について、第8期計画は実績値、第9期計画は推計値

※保険給付費等は、第8期は見込値、第9期は推計値

※保険料(基準月額)については現時点での試算額であり、今後変動する可能性があります。

(参考) 第8期計画期間の所得段階別 介護保険料

段階	対象者	割合 ^{*1}	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者	0.30 (0.50)	19,800円 (33,000円)	1,650円 (2,750円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.70)	33,000円 (46,200円)	2,750円 (3,850円)
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が120万円を超える者	0.65 (0.70)	42,900円 (46,200円)	3,575円 (3,850円)
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者(世帯に市町村民税課税者がいる)	0.90	59,400円	4,950円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超える者(世帯に市町村民税課税者がいる)	1.00	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円未満の者	1.10	72,600円	6,050円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円以上200万円未満の者	1.30	85,800円	7,150円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が200万円以上300万円未満の者	1.50	99,000円	8,250円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が300万円以上400万円未満の者	1.60	105,600円	8,800円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が400万円以上600万円未満の者	1.80	118,800円	9,900円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が600万円以上1,000万円未満の者	1.90	125,400円	10,450円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.00	132,000円	11,000円
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1,500万円以上2,000万円未満の者	2.20	145,200円	12,100円
第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が2,000万円以上の者	2.40	158,400円	13,200円

- *1 第8期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第7期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られている。第1段階の負担割合を「0.50」から「0.30」に、第2段階の負担割合を「0.70」から「0.50」に、第3段階の負担割合を「0.70」から「0.65」に、それぞれ引き下げる。
- *2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額(合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円控除して得た金額を給与所得とする。なお、給与所得と年金所得の両方の所得があり給与所得に対する所得金額調整控除を受けている場合は、所得金額調整控除を加えて得た額から10万円を控除して得た金額を給与所得とする(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする))
- *3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額(合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする))

(参考) 第2号被保険者(40歳～64歳の方)の保険料

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料、後期高齢者支援金分保険料と一括して納めます。

第 6 章

藤沢市認知症施策推進計画

(藤沢おれんじプラン)

1. 背景及び趣旨

わが国の認知症の人数は、2012年(平成24年)でおよそ462万人となっており、2025年(令和7年)には約700万人に増加する見込みです。こうした状況を踏まえ、国では、2012年(平成24年)9月に「認知症施策推進 5か年計画」(オレンジプラン)、2015年(平成27年)1月に「認知症施策推進総合戦略 ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定しました。また、2019年(令和元年)6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、さらに2023年(令和5年)7月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を制定するなど、取組が進められています。

認知症は誰もがなりうるものであり、本人および家族を含め、多くの人にとって身近なものであることから、認知症の人にやさしい地域づくりを進めていくために、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。本市はこの度、国の大綱や認知症基本法に基づき、現行の「藤沢おれんじプラン」を踏まえて「藤沢市認知症施策推進計画」を策定しました。

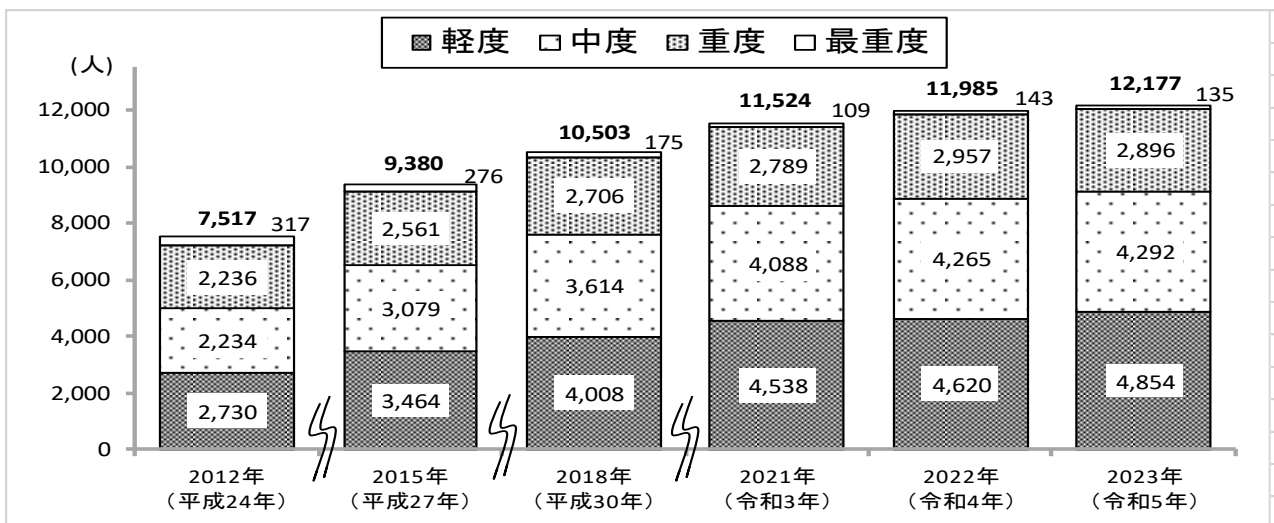
認知症の人の意思が尊重され、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指していきます。

2. 認知症に関する状況

(1) 藤沢市の認知症高齢者の動向

高齢化率が増加し、後期高齢者が増加することにより、認知症になる人の割合は今後も増加傾向にあります。

- 藤沢市の認知症高齢者の推移(2章 図表2-7再掲)



- ・ 年齢階級別認知症有病率(仮)

(2) 今後の見通し

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」によりますと、認知症があると認められた高齢者の数は、2020年(令和 年) 月現在で〇人となっています。

高齢になるほど高齢者のみ世帯や一人暮らしになる人の割合が増えることから、介護者の負担軽減や世帯としての支援、また本人の意思決定支援や権利擁護などの課題への対応も重要になっています。

(3) これまでの取組と今後の在り方

これまで「いきいき長寿プランふじさわ2023」及び「藤沢おれんじプラン」に基づき、「認知症の支援体制の充実・強化」と「認知症予防の推進」の2つの施策を中心に、「知る」「集う」「支える」をキーワードとして取組を進めてきました。

「認知症の支援体制の充実・強化」の主な事業としては、認知症を早期に発見し、診断やその後の対応について一定期間、集中して対応する「認知症初期集中支援事業」や「認知症受入れ医療機関情報の提供」、「認知症ケアパスの活用」、「認知症サポーター養成講座」などについて取り組んできました。

「認知症予防の推進」については、認知症予防についての正しい知識の普及とともに、認知症のある人への対応や身近な人との関係づくりの大切さを考える「認知症予防講座等の実施」を進めてきました。

今後は、認知症になっても安心して暮らせるよう「備える」という視点を追加し、認知症のある人やその家族が孤立することがないように、「若年性認知症」も含めた正しい知識や対応にかかると普及啓発を拡充していきます。

また、認知症の人や家族の声を聴きながら施策を進めていくために、自分の意思を表明しやすい支援体制や認知症があっても気軽にかけられる社会参加の機会を増やしていきます。

3. 基本理念・基本方針

めざす地域社会像

「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」

加齢により心身の機能が低下していく中で、高齢になるほど一人暮らしの人の割合が増加し、生活環境の多様化やコミュニティの希薄化などによる社会生活の変化に対応する力が必要になります。

本市は「認知症は誰にでも起こりうる」という前提を踏まえ、認知症になっても自らの意思で住み慣れた地域で自分らしく過ごしていくために必要な支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

基本理念

- 1 一人ひとりが認知症を「自分ごと」として捉えて行動する地域づくり
- 2 誰もが認知症について正しく理解し差別や偏見を持たない地域づくり
- 3 認知症になっても自分らしい生活が続けられる地域づくり
- 4 認知症ご本人やその家族が孤立しない地域づくり

基本方針

「認知症基本法」を踏まえ、「藤沢おれんじプラン」の趣旨を継承し、「高齢者保健福祉計画」及び「第9期藤沢市介護保険事業計画」とともに、認知症対策を総合的に推進します。

4. 計画について

計画策定と進行管理

本計画は、藤沢市認知症初期集中支援チーム検討委員会の意見をもとに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で協議し、併せてパブリックコメントでの意見を踏まえて策定いたしました。

今後は藤沢市高齢者施策検討委員会において、各年度における計画の達成状況の点検・評価を行うとともに、新たに高齢者施策検討委員会の専門部会として「認知症施策検討委員会」を設置し、取組の進捗状況の把握と課題の共有、必要に応じた協議・検討を進めてまいります。

計画の期間と見直しの時期

認知症基本法の見直し期間は5年間とされていますが、本計画は、地方自治体の任意の計画であることから、いきいき長寿プランの進捗状況に合わせて令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とします。

計画期間の最終年度である令和8年度には見直しを行い、いきいき長寿プランと一体的に次年度以降の計画を策定する予定です。

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 認知症に関する正しい理解の推進	(1) 認知症を正しく理解するための普及・啓発の実施 180万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症サポーター養成講座 181万円 ② おれんじキャンペーンの実施 182万円 ③ 認知症VRによる周知啓発 182万円
2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進	(1) 地域における支援体制の推進 183万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症地域支援推進員の配置 184万円 ② 地域における認知症に関する取組や活動の支援 184万円 ③ ALLふじさわミーティングの実施 184万円 ④ おれんじサポーター養成講座の実施 185万円
	(2) 見守り体制の整備 184万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の見守り支援に関する包括協定 185万円 ② 認知症等行方不明SOSネットワーク 186万円 ③ 二次元コードを活用した身元確認サービス 186万円
	(3) 住まいなどの生活環境の整備 186万円	【再掲：第4章 基本目標8 施策1】 186万円
3 認知症の人の社会参加の支援	(1) 社会参加の機会の確保 187万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人ミーティングの開催 188万円 ② 認知症カフェの開催支援 189万円
	(2) 若年性認知症の人への支援 188万円	① 若年性認知症への支援 189万円
4 意思決定支援及び権利利益の保護	(1) 権利擁護の推進 189万円	【再掲：基本目標7 施策1 施策の展開(2)】 189万円
5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 190万円	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症初期集中支援チーム 191万円 ② 認知症ケアパスの活用 191万円 ③ 認知症受入れ医療機関情報の提供 192万円 ④ 認知症疾患医療センターとの連携 192万円

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
6 相談支援体制の整備等	(1) 認知症本人や家族の視点を大切にした支援体制の整備 192頁	① もの忘れ相談 193頁 ② ケアラー(介護者)に対する支援の充実 193頁 ③ 家族交流会の開催 194頁 ④ 家族会の支援 194頁 ⑤ 家族介護者教室 194頁
	(2) 地域の相談支援体制の充実 194頁	【再掲：基本目標7 施策1 施策の展開(1)】 194頁
7 認知症の予防等	(1) 認知症予防のための事業と普及啓発 195頁	① 認知症予防講座等の実施 196頁 ② 認知症簡易チェックサイト 196頁

5. 施策の展開

施策1 認知症に関する正しい理解の推進

(1) 認知症を正しく理解するための普及・啓発の実施

【主な事業】

① 認知症サポーター養成講座		高齢者支援課
事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、地域の中で認知症本人やその家族の応援者として温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。	
これまでの取組	認知症に関心のある住民を中心に、児童クラブや中高校生等幅広い対象に講座を実施しました。若い世代から認知症への理解を深めるよう小中学校での開催を働きかけています。また、小売店や企業など、働く世代や接客業の店舗等からの講座の依頼が年々増加しています。	
今後の取組	見守り協定を締結している企業に対し定期的な開催ができるようアプローチを続けていきます。認知症サポーター養成講座をきっかけに、気軽に認知症について知ることができるようなアプローチによる普及啓発の方法を探ります。 講座の講師であるキャラバンメイトへのサポートを行い、最新の情報を共有できるよう努めていきます。	



児童クラブでの認知症サポーター養成講座の様子

② おれんじキャンペーンの実施		高齢者支援課
事業の概要	一人でも多くの方に認知症を「自分ごと」として捉えてもらう機会として、認知症についての正しい理解とその対応や支援について関心を持っていただくために、毎年9月21日の世界アルツハイマーデーを中心に認知症の普及啓発に取り組みます。	
これまでの取組	認知症について広く知っていただくために、認知症本人の方の講演会や支援者の方々の活動紹介、また市内大型書店や市民図書館におけるブックフェア、各種イベントと共同したパネル展示等を実施しました。また江の島の灯台であるシーキャンドルを認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップしました。	
今後の取組	認知症ご本人やご家族等からの発信の機会を設け、認知症に関する実際の生活や認知症に対する備えについて、幅広い世代の方に普及啓発の拡充を進めていきます。地域のイベントや地元の企業や商店等との連携を深め、より多くの方に情報が届くよう工夫を重ねていきます。	

③ 認知症 VR による周知啓発		地域共生社会推進室
事業の概要	認知症VR体験を活用して、認知症の正しい理解の周知啓発を推進します。	
これまでの取組	認知症との「共生」をテーマに、まずは「認知症」を「自分事」として感じてもらうきっかけづくりとして、地域におけるイベントなどで多くの市民に向けてVR体験を経験する機会を提供しました。	
今後の取組	これからの社会を担う若年層に向けて、認知症VR体験だけではなく、認知症当事者の声や認知症への偏見を解消するVTRを交えた講座等を併せて行うことで、認知症の正しい理解を推進していきます。	

認知症に関する理解の促進

認知症になり、不安や焦りから怒りっぽくなる、うつ状態になるなどの症状が増えてくると、家族だけではサポートも難しくなり、地域社会の支援が必要になってきます。

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人・家族の不安軽減とともに周囲の気づきの促しとなります。幅広い世代に向けてそれぞれにわかりやすい形で認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人や家族を多様な主体で見守り、支え合える地域づくりに努めます。

市民が認知症を「自分ごと」として捉えられるよう、アルツハイマー月間や各地で開催されるイベント等において、認知症の普及啓発に努めます。

また、認知症の方が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

おれんじキャンペーン

本市では、平成29年度から毎年、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の理解とその支援に関する普及啓発イベント「おれんじキャンペーンふじさわ」を開催しています。

令和5年度は、江の島シーキャンドルを認知症支援のテーマカラーである「オレンジ色」にライトアップするとともに、市内大型書店でのブックフェアや、市役所や市民センターのロビーを活用し、認知症に関する情報と提供するためにパネル展示を実施しました。



最新版に差し替え予定→

おれんじキャンペーン ふじさわ2020
認知症になっても安心して暮らせるまち ふじさわ
9月は世界アルツハイマー月間です。認知症について理解を深めるイベントを開催します。

ブックフェア「認知症本人とともに」

1. 有楽町 藤沢店 2階 (TEL:0466-34-7700) 8月28日(金)～9月5日(土)
2. ジュンク堂書店 藤沢店 7階 (TEL:0593-7700) 9月1日(日)～9月30日(水)
3. 湘南 真鶴書店 2号館 1階 (TEL:0466-6-20-1) 9月1日(日)～9月30日(水)

認知症に関する書籍の紹介・貸出しをしています。
期間 8月25日(水)～9月30日(水) ※期間中、貸出は随時行われます。
場所 総合市民図書館 (TEL:0466-7-18-2) 湘南大藤沢市民図書館 (TEL:0466-6-4)

認知症サポーター養成講座を開催します!
認知症サポーター養成講座は、認知症の基礎知識や、認知症の人への対応、家族支援などを学ぶ約90分の講座です。終了後はサポーターの証となる名刺シリングを配布します!
日時 9月30日(水) 10時～11時30分(先着15名)
場所 市役所分庁舎2階地域福祉活動センター活動室1-2
申込先: 福祉課またはアクセスで行政サービス推進部市民課まで
地域包括ケアシステム推進室へ TEL:0466-50-3544 FAX:0466-50-8412 締切:9/23(木)

オンライン講座を行います! 受講料は各自で負担いただきます。
申込先: 各ホームページ(認知症サポーター養成講座)参照。締切:10月1日(水)
日時 10月14日(水) 14時～15時30分
※申し込みは先着順です。定員に達したら、自動的にキャンセルとなります。

パネル展「知っていますか? 認知症」
認知症の基本的な知識をまとめたパネルです。ぜひ、定見をお聞かせください。
1. 8月28日(金)～9月9日(水)
2. 市役所分庁舎1階市民センター

江の島シーキャンドルのライトアップ
江の島のシーキャンドル(観望台)をオレンジ色でライトアップします。
1. 8月28日(金)～9月9日(水)
2. 9月19日(土)～9月23日(日)

実行委員会: 藤沢市 地域包括ケアシステム推進室 地域づくり推進課
〒251-8601 藤沢市松岡1-1 TEL:0466-50-3544(直通) FAX:0466-50-8412

施策2 認知症の人の生活における安全な地域づくりの推進

(1) 地域における支援体制の推進

【主な事業】

① 認知症地域支援推進員の配置 高齢者支援課

事業の概要	認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置します。
これまでの取組	認知症についての正しい理解を広く普及するため、認知症本人や家族の声を発信する機会の拡充やおれんじキャンペーンの実施、認知症サポーターやおれんじサポーターの養成及び活動支援、認知症カフェの開催支援に取り組みました。 また、認知症ALLふじさわ合同ミーティングでは、地域で高齢者を対象とした活動を展開している関連団体及び民間企業の取組などの情報提供を行い、地域の支援体制整備の充実に努めました。
今後の取組	従来の役割や取組を継続して実施するとともに、認知症疾患医療センターをはじめとする医療介護等の支援ネットワークの構築や、初期集中支援事業の実施、地域の状況に応じた認知症予防や重度化防止に関するイベントなどの開催支援を行います。

② 地域における認知症に関する取組や活動の支援 高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各地区の団体と連携しながら、普及啓発や支援体制強化を進めていきます。
これまでの取組	地域の団体からの発意による認知症に関する取組として、各地区で認知症に関する勉強会や講演会、ワークショップの開催等を支援してきました。
今後の取組	地域の団体やおれんじサポーターと連携を図りながら、各地区の状況に応じた活動支援や、支援体制の強化を進めていきます。

③ ALL ふじさわミーティングの実施 高齢者支援課

事業の概要	認知症について地域全体で考える機会をつくるため、認知症本人を中心に、支援者や関係者等がそれぞれの立場で、語り合い、暮らしやすい地域のあり方を模索するイベントを開催します。
これまでの取組	これまで明治地区、藤沢地区、湘南台地区等で、それぞれの地域にお住まいの方や地区組織の代表の方、関係団体等と協同しながら、現在の状況に合わせた方法で、認知症を理解するための取り組みを進めてきました。
今後の取組	認知症に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組んでいけるよう、地域団体や認知症本人の支援に関連した活動をしている企業等に働きかけ、それぞれの取組の紹介や、情報交換の機会を設定していきます。

④ おれんじサポーター養成講座の実施		高齢者支援課
事業の概要	認知症サポーター講座修了者を対象に、ステップアップ講座として「おれんじサポーター養成講座」を開催しています。おれんじサポーターは、地域でのボランティア活動に従事したり、自らが認知症に関する普及啓発の発信を行い、認知症の理解促進のための活動を行います。	
これまでの取組	講座修了者は「おれんじサポーター」として身近な地域で自主的な活動を展開するとともに、市が主催する認知症サポーター養成講座や地域でのイベント等に協力していただきました。	
今後の取組	地域で自ら活動できるおれんじサポーターを増やしていきます。 またサポーター活動を支援するために、サポーター同士の連携やつながりを強化していくために、ブラッシュアップ研修の実施や交流の機会を作ります。	

おれんじサポーター養成講座の様子



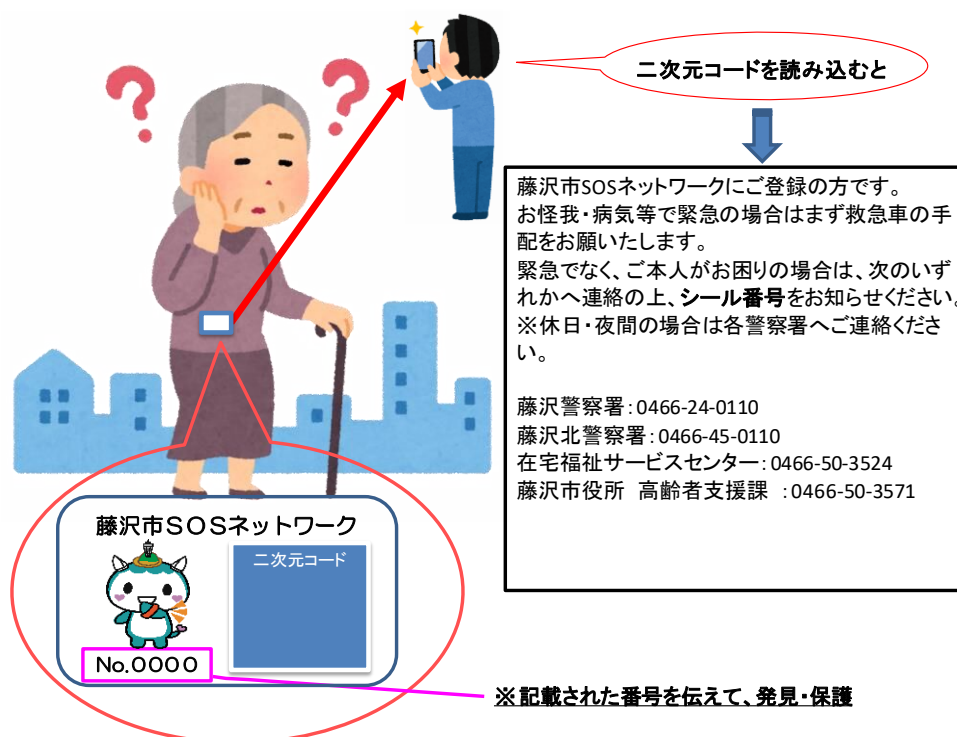
(2)見守り体制の整備

【主な事業】

① 高齢者の見守り支援に関する包括協定		高齢者支援課
事業の概要	高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。 また、各地域の協議体等において、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。	
これまでの取組	藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局等と協定を締結し、高齢者の見守りネットワーク体制の拡充を図りました。神奈川県と連携して見守り協定を締結し、広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合等とも連携して地域の見守り活動を進めています。	
今後の取組	今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めていきます。	

② 認知症等行方不明 SOS ネットワーク		高齢者支援課
事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、認知症本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や連携した検索を行い、早期保護を図ります。	
これまでの取組	<p>高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察等の関係機関と連携して検索を行いました。</p> <p>また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて一時的な保護を行っています。</p> <p>行方不明の高齢者の早期発見により安全が確保されるとともに、家族等の介護負担の軽減が図られました。</p>	
今後の取組	認知症により行方不明になる恐れのある高齢者を事前登録することで、警察等の関係機関と連携することができるが、行方不明となり、発見したときに速やかに対象者が特定できるような仕組みづくりを構築・検討していきます。	

③ 二次元コードを活用した身元確認サービス		高齢者支援課
事業の概要	認知症等行方不明SOSネットワーク登録者が行方不明となり、保護された際に早期に身元確認をすることで、登録者やご家族の不安を軽減します。	
これまでの取組	2023年10月から、登録者に対し、二次元コード付きの見守りシールを交付しました。持ち物に貼ることができるシールタイプと、洋服に貼ることができるアイロンプリントシールタイプをそれぞれ10枚ずつ交付しました。	
今後の取組	新規登録者にシールを交付するとともに、市民に周知します。	



(3)住まいなどの生活環境の整備【再掲:第4章 基本目標8 施策1】

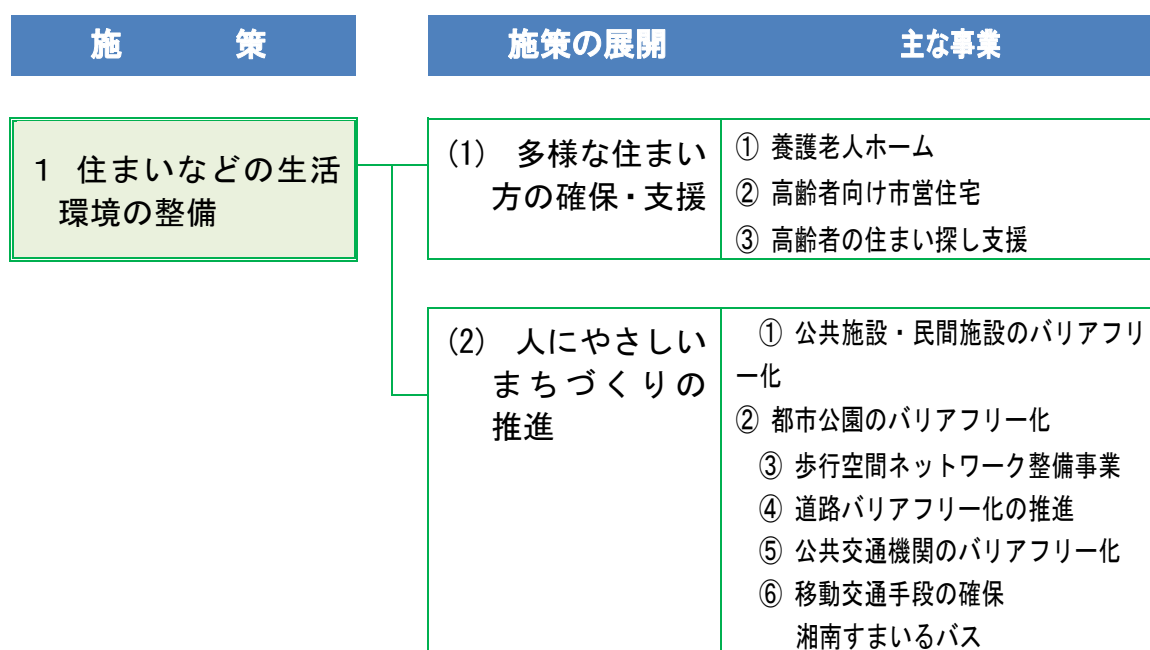
認知症の人が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した住まいの確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

認知症になっても、自宅で生活を続けられるよう、多様なニーズに対応できる住まいの確保や支援を推進する必要があります。グループホームなどへの入所等を含め、一人ひとりの状況に応じて個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、多様な住まいの確保、支援に向けて取組を進めていきます。

また、公共施設の再整備やバリアフリー化を行うことで、認知症の人も生活しやすい地域環境をつくる必要があることから、外出や移動が支障なくできるよう、交通手段の確保に取り組みます。

今後も、人が交流できる場所や機会を創出し、安心できる環境の整備を推進していきます。

【参考】第4章 基本目標8 体系図



施策3 認知症の人の社会参加の支援

(1)社会参加の機会の確保

【主な事業】

① 本人ミーティングの開催		高齢者支援課
事業の概要	認知症本人同士で集まり、情報交換や交流をしていただきます。日頃の生活や、診断後の気持ちなどを話すことで病気の受け入れや理解の促進を支援し、ご自分たちの今後のよりよい生活についても一緒に考えていきます。	
これまでの取組	令和元年から「本人ミーティング」を開始し、令和3年12月は屋内ではなく公園で開催しました。令和4年は「本人・パートナー交流会」として、令和5年は「本人交流会・家族ミーティング」として開催してきました。	
今後の取組	今後も定期開催を続け、ご本人のご意見を把握し、認知症事業の企画、実施評価に反映するよう努めていきます。また、周知については、様々な広報媒体を利用しながら積極的に行います。	



市役所の会議室で本人ミーティング・家族交流会を開催しました。



② 認知症カフェの開催支援		高齢者支援課
事業の概要	認知症本人やその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、認知症について安心して語り合える場として認知症カフェを開設する人等に対し支援を行います	
これまでの取組	認知症カフェを開設する団体に対し、補助金を交付する仕組みを創設しました。 また、高齢者が集まる場として設置されている場所で認知症カフェを開催してもらえるよう働きかけるとともに、地域で活動している認知症カフェや家族会の情報をまとめた「認知症カフェ&家族会マップ」を作成し、周知啓発に努めました。	
今後の取組	現在開設している認知症カフェに対する支援を強化するとともに、地域の中に認知症の人が出かけた集いやすい場を増やしていくために、開設の相談や、事業開始時の運営等に対する助言等を行い、地域の中で定着できるよう支援を行います。	

(2)若年性認知症の人への支援

【主な事業】

① 若年性認知症への支援		保健予防課
事業の概要	若年性認知症（65歳未満で発症した認知症）の人やその家族が地域で孤立することなく、早期に適切な支援につながるよう、普及啓発や相談支援を実施しています。	
これまでの取組	若年性認知症に関する相談窓口のリーフレットや認知症の診断を受けられる医療機関情報を関係機関に配布し、ホームページに掲載するとともに、若年性認知症の疾病理解や、福祉サービスなどの情報提供の機会として、講演会を開催しています。また、若年性認知症の本人と家族の会「絆会」（自助グループ）への団体支援を実施しています。	
今後の取組	若年性認知症の人が、発症初期の段階から適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーター（認知症疾患医療センターに配置）と連携し、普及啓発や支援者の人材育成、相談支援の充実、自助グループへの団体支援に取り組んでいきます。	

施策4 意思決定支援及び権利利益の保護

(1) 権利擁護の推進【再掲:基本目標7 施策1 施策の展開(2)】

認知症の人を個人として尊厳を守り生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、認知症の人の権利を護る取組は重要です。

関係機関との連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取り組みを進めます。

また、認知症や障がい等により、自らの意思を表明することが困難な人に対し、生活していく中での判断や意思を決定するための支援を行う体制整備に努めます。

判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター(藤沢市社会福祉協議会)と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進計画との整合を図りながら、取り組みを進めます。

【参考】第4章 基本目標7 体系図

施策	施策の展開	主な事業
地域の相談支援体制の充実	(2) 権利擁護の推進	① 高齢者虐待の防止 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 ③ 成年後見制度利用支援事業 ④ 日常生活自立支援事業への助成 ⑤ 市民後見人の育成・支援

施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応

【主な事業】

① 認知症初期集中支援チーム		高齢者支援課
事業の概要	国の専門的な研修を受けた認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症本人やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。	
これまでの取組	認知症が疑われる本人やその家族、また医療や制度につながっていても専門的な支援がうけられていない方々に対して、専門職としての見立てと助言、受診や必要な支援の調整等を行います。毎月2回の活動日を設定し、チームが情報共有や対象者の支援方針の検討等を行っています。	
今後の取組	地域の窓口であるいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）と連携しながら、本人、家族、地域の方、支援者の方等に必要な支援が提供できるよう、専門的な知識の収集と地域のネットワーク形成に努め、事業の在り方についての検討も進めていきます。	

② 認知症ケアパスの活用		高齢者支援課
事業の概要	認知症予防から、認知症本人の状態に応じた適切な医療・介護・福祉サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の作成と配布を行うことで、認知症本人やその家族の不安を軽減し、必要な支援に適切なタイミングでつながれるよう情報提供を行います。	
これまでの取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等へ認知症ケアパスを配布し、相談先や早期診断、早期対応の重要性を周知しました。また、簡単でわかりやすく手に取りやすい本人向け・家族向けのリーフレットを作成し配布しました。	
今後の取組	認知症本人や家族、支援者等、情報が必要な方からの意見を取り入れ、より充実した内容でかつ使いやすいものとなるように内容の見直しを進めていきます。また、広く周知して活用してもらえるよう、地域の企業や商店等への普及も進めていきます。	

③ 認知症受入れ医療機関情報の提供		保健予防課
事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のものと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。	
これまでの取組	平成25年度に初回調査を行い、その後、定期的に再調査を行い、新たな冊子を作成するとともに、ホームページへの掲載など、情報更新に努めています。	
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。	

④ 認知症疾患医療センターとの連携		高齢者支援課
事業の概要	認知症に関する地域医療の専門機関として、令和5年度に藤沢市に神奈川県認知症医療センター（連携型）が設置されました。 専門医療の提供や医療と介護の中核機関として、鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のため地域連携会議の設置運営などを行います。	
これまでの取組	市内で認知症に関連する機関や専門職等が情報共有を図り、今後の取組について共有することを目的とした「地域連携会議」に参加しました。地域の関係機関の支援を行う専門的な相談窓口である医療相談室と連携し、通院や入院の調整を行いました。	
今後の取組	センター機能の充実を図るため、地域の関係機関と共に効果的な連携体制の構築に向けて協力していきます。認知症に関する、地域の専門職等に対する支援体制の構築について、神奈川県と認知症疾患医療センター並び連携型医療センターの役割について整理を進めていきます。	

認知症ガイドブック～認知症ケアパス～とは??

いつまでも安心して暮らしていただくために、認知症についての基礎知識や、相談先、受診先、利用できる社会資源や認知症の人への対応についてまとめたものです。



施策6 相談支援体制の整備等

(1) 認知症本人や家族の視点を大切にした支援体制の整備

【主な事業】

① もの忘れ相談		保健予防課
事業の概要	もの忘れの心配がある人やその家族に対し、保健所職員による認知症テストや嘱託医（精神科）によるもの忘れ相談を行い、軽度認知障がいなどの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。	
これまでの取組	嘱託医（精神科）による認知症相談、もの忘れ相談を月2回、保健所職員による認知症テスト(予約制)を実施しています。軽度認知障害（MCI）と判定された人には、数か月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、支援しています。認知症と診断された人には、医療機関の紹介などの支援を行っています。	
今後の取組	軽度認知障がい（MCI）と判定された人には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援していきます。認知症と判定された人には、医療機関の紹介など支援を行っていきます。 また、早期に相談につながるように、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに、引き続き周知していきます。	

② ケアラー(介護者)に対する支援の充実		高齢者支援課 地域共生社会推進室
事業の概要	さまざまな介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー(家族等の無償の介護者)や、その支援者に対し、ケアラー当事者の交流の場の開催などの支援、講演会やシンポジウムの開催を行います。昨今では、ヤングケアラーにも注視し、学期のケアラーの支援に向けた講演会や相談窓口の周知を行っています。	
これまでの取組	平成20年度から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、月1回市役所にて開催しています。令和5年度に発足した市内北部地区の地域包括支援センター主催による「北部在宅介護者の会」の開催支援を行っています。 また、令和3年度には、ケアラーの周知を目的にリーフレット「ケアラーの知っていますか？」を作成しました。	
今後の取組	家族構成や生活環境の多様化により、育児と介護を同時に行うダブルケアや、介護を理由に離職してしまう介護離職の問題、ヤングケアラーの支援など複合化しているため、他部門と連携した取り組みを進めていきます。また、講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識や地域情報を発信し、普及啓発を行います。 地域での介護者の会の在り方や開催方法を検討し、ケアラーの孤立防止、心と身体健康維持を図ります。	

③ 家族交流会の開催		高齢者支援課
事業の概要	認知症の方を介護する家族が集まり、日ごろの介護の様子やこれからの生活のことなどについて話し、交流していただきます。利用できる制度を知り、認知症への知識を増やし偏見を減らすことで日頃の介護の負担軽減になるよう支援します。	
これまでの取組	令和4年から「本人・パートナー交流会」として、令和5年から「本人の交流会・家族のつどい」として開催しています。介護者同士でアドバイスをを行い、制度の利用や認知症の知識を得ることで少しでも介護者の負担軽減が図られるように取り組んできました。	
今後の取組	今後も定期開催を続け、介護者の負担軽減を図ります。また、事業の周知については、様々な広報媒体を利用しながら積極的に行います。	

④ 家族会の支援		高齢者支援課 保健予防課
事業の概要	介護者同士の情報交換や交流を通して困りごとを共有することで、介護負担が軽減されるよう、家族会（ふれあい会（認知症の方を介護する家族の会）、若年性認知症の本人と家族の会「絆会」）への支援を実施しています。	
これまでの取組	家族会の活動が継続できるよう、会の周知、会の運営の相談、職員の派遣等の支援を実施しています。	
今後の取組	介護者同士で情報交換や交流を行う場の継続ができるよう、引き続き団体支援を実施していきます。	

⑤ 家族介護者教室		高齢者支援課
事業の概要	在宅の要介護高齢者を介護する家族等（以下介護者）が、介護者相互の交流や介護知識を習得し、介護者の身体的・精神的負担の軽減や孤立化の解消を図ることにより、要介護高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上につなげることを目的として実施しています。	
これまでの取組	市内の介護老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人等への委託と、市直営での教室開催を行っています。 家族介護者教室は、介護離職やアンガーマネジメントなど、介護に取り組む家族等を支援する内容を取り入れました。	
今後の取組	今後各地域の委託事業での開催が本計画以上に進展されるよう事業所の新規開拓や内容の充実を図れるような後方支援を行います。 在宅介護者が身近な場所で交流できる集いの場を地域包括支援センター等と連携をとりながら、実施できるよう検討していきます。	

(2)地域の相談支援体制の充実【再掲:基本目標7 施策1 施策の展開(1)】

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題もますます多様化・複雑化しています。

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、当事者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりのなかで見守り体制づくりを促進します。

【参考】第4章 基本目標7 体系図

施 策	施策の展開	主 な 事 業
地域の相談支援体制の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） ② いきいきサポートセンター （地域包括支援センター） ③ 基幹型地域包括支援センター ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」 ・「バックアップふじさわ社協」 ⑥ 地区福祉窓口 ⑦ 民生委員・児童委員 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 ⑨ 消費生活相談

施策7 認知症の予防等

(1) 認知症予防のための事業と普及啓発

【主な事業】

① 認知症予防講座等の実施 高齢者支援課

事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の改善や、認知機能を高める課題など、認知症予防の講座の実施や認知症予防に資する活動に取り組んでいます。
これまでの取組	認知症予防に関する正しい知識の普及や、認知症のある人への対応、利用できる制度等について学ぶ講座を提供しました。コロナ禍において、集合形式の講座が開催しにくい状況があった時期には、オンラインによる参加ができる講座も開催しました。
今後の取組	認知症予防についての正しい知識の普及とともに、日ごろの生活習慣の大切さや、誰もが認知症になる可能性があることを前提として、自分自身ができること、人との関係づくりの大切さ等、今後の過ごし方を考えられるようお伝えしていきます。

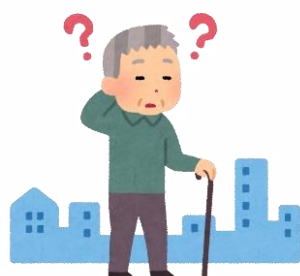
② 認知症簡易チェックサイト 保健予防課

事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度を判定します。 「本人向け」と「家族向け」の二つのモードがあります。
これまでの取組	認知症簡易チェックサイトで、もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンで質問項目に回答することで、認知機能の低下の程度の判定を、「本人向け」と「家族向け」の二つのモードで簡単にチェックできる事業を実施しています。 広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布などで事業の周知を行っています。
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布など、引き続き周知に努めていきます。

軽度認知障害 (MCI) とは

日常生活への影響はほとんどありませんが、認知機能や記憶力の低下の症状が見られ、認知症の前段階にあたる状態のことです。

年間で10-15%が認知症に移行するといわれています。早い時期に診断を受け今後の対応を考えることで、認知症の移行を遅らせたり、備えを始めることが重要です。



第 7 章

計画の成果指標と推進体制

1. 前計画の評価

理想の高齢社会像の実現に向けて、基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年(令和7年)を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するために設定した成果指標の評価を示しております〔図表7-1〕。

図表 7-1 前計画における成果指標の評価

※達成値は、令和5年度現在の値。

2. 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、8つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します〔図表7-2〕。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

図表 7-2 成果指標

3. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制と進行管理

本市では、2000年度(平成12年度)から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります〔図表7-3〕。

図表 7-3 施策の推進と進行管理

